

滿洲經濟の新動向

渡辺武史著

332.22

W.46



0022098000

3

0022098-000

332.22-W46ウ

滿洲經濟の新動向

渡辺武史・著

紙硯社

昭和18

ADC

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年5月11日付で文化庁長官の裁定を受け使用するもの

41

①

省務內
18.9.-1
(版出通普)

332.22
W46

渡邊武史著

滿洲經濟の新動向

東京紙硯社發行



961

2264

癸未春日 王允卿

生彊指南

照錄于前
成岡
徒源

下関柳允王使大國洲滿・下関 熊本山官次亞東大 明 說 字 題

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '生彊指南' and '成岡'.

序 文

世界は動く。大東亞は躍動する。現前の事實として、凡ゆる世界の舊秩序は茲に破潰され、是正され、今や東亞諸民族自らの手に依つて、一大共榮圈の建設が、堂々と遂げられつゝあるのである。これに先驅して、滿洲國は、既に大東亞戰爭勃發の十年前、新しい時代の脚光を浴びて、東亞の舞臺に登場した。爾來政治、經濟、軍事、外交、文化等の各方面に互つて、歴史に見ることの出来ない瞠目的な發展を遂げつゝあるのみか、今や大東亞共榮圈建設の重要な基地として、不拔の體勢を整へつゝある。

就中その經濟部門に於ては、建國以來政府の適切な施策と、友邦日本の協力支援に依つて、最も建設的に、又最も計畫的に、増強の一途を辿り、東亞諸國家の共同の理想と目的に貢献する所、莫大なものがあることは、贅言を要しない。

凡そ新しい建設を試み、新しい秩序を創造することは、元より容易ではない。併し吾等は互に祖國の運命を賭しての戰爭の展開に直面して、急湍の如く激動する轉換期の諸現象を前にし、心を鎮めて大觀するならば、そこに肅々として動く、天地の大法と、嚴乎たる歴史的必然の大いなる力を

感ぜざるを得ないと共に、東亞樞軸の重要な一環たる滿洲國の發展開拓も、亦不屈の建設魂を以てその緊要な役割を果すであらうことを確信するものである。

大東亞戰の戰況が、疾風迅雷的進撃戰から、長期對陣的消耗戰の性格を深く帯びて來るにつれて經濟面に於ける問題の重要さが、一段と強く注目される。その意味に於て吾々は、大東亞戰は、明かに新しい段階に立つてゐることを銘記すべきである。

本書は多年大陸經濟の研究に没頭して來た著者が、筆硯を新にして滿洲經濟の全貌を明かにし、大東亞戰下、滿洲國が、如何に驚異的進展を示しつゝあるか、そしてその經濟的關係が、大東亞共榮圈に於て如何なる地位を占めるか、又その動向は如何なるものであるか等について、その識見を傾け、幾多の示唆に富むものであることを欣び、大方の愛讀を薦め、以て序とする次第である。

昭和十八年夏日

藤井松四郎

著者の言葉

大東亞戰爭が東亞十億の民族解放と、大東亞共榮圈の建設と、更に道義的世界の再建に協力する聖業であることは今茲に論ずるまでもない。今日ある、國際情勢の發端は既に遠く日清、日露の戰爭に因つて芽生えてゐたと言ひ得るであらう。

過去半世紀の餘り、この間に吾々が亞細亞をしてアジア人の亞細亞を建設すべし、と叫んで來たことは嘗つて帝政ロシアが全極東侵略の野望を、南滿洲に向けた時からであつた。

ロシア討つべしと、起ち上つた日本帝國は怒濤の如く南下して來た露國の大軍を滿洲の野に邀撃し、極東艦隊を日本海の藻屑と化せしめたことによつて益々アジア建設の大いなる使命を負ひ、東亞民族解放への課題を痛切に身に感じたのであつた。

八紘爲宇肇國以來の大理想顯現は、大和民族の大使命であつた。この大精神達成の第一歩は實に滿洲事變によつて成された。そして支那事變に於て更に強力なる變貌をみせ、今や大東亞戰爭へと發展して、東亞の各民族が磐石の布陣中にあつて、帝國を盟主、指導國家として果敢なる大東亞建設の偉業に大童の努力をなしつゝある。

かくして東亞民族解放と、大東亞全民族の共存共榮、同甘共苦の決定的段階に直面してゐるのである。吾々東亞の民はげに永遠なる世界和平と大東亞繁榮の礎石を戦ひ抜きつゝあると言ふ可きである。

小書に収録した史料はこの聖業の胎動と、前營の教訓であり、更に現下大陸の力強き前進の現勢である。

近々十年の滿洲國はまつたく驚威的の發異振りである、そして現在の滿洲國は大東亞戦下北邊の守備と大東亞戦力培養の重要な源泉の役目を果しつゝある、この滿洲が獨立、育成に至る過程は實に大和魂の權化に外ならぬのである。

「滿洲經濟建設の方向」は現代大陸經濟と弘報指導界の概説を究め、それに明治三十八年の日露戦争から、滿洲事變までの過去三十年間に亘る、對滿支關係の巨細なる時局資料を蒐編せるものであり、吾が先人、防人（ぼうえいじん）の大陸經營に於ける血と涙の苦闘の跡を辿つた奮闘史實である。

過去三世紀に亘つて、歐米列強の毒牙に懊惱しその植民地と化し、搾取と犠牲に呻吟して來たアジアの闇は、再び光明への途を呼び戻して、十億の東亞の民の國土に和平、共榮の新たなる秩序の曙光が訪れたのである。

この輝かしき大東亞共榮圈建設の誕生を前にして吾々の滅却出來得ざる點は、滿洲建國前夜に於ける邦人の大陸經營の苦闘録である。

數十回に亘つて、私は現地に渡り關係官民の協力を得て資料を蒐集した。殊に去る十二月の嚴冬渡滿の上大晦日に歸京といふ旅を續けた。在滿中は前滿洲帝國武藤弘報處長、松本滿洲日日新聞理事長、染谷康徳新聞前理事長（盛京時報前社長）及び滿鐵弘報課長各位より調査行の便宜をうけ、畏友松崎省我氏や高橋茂氏等の助力によることを特記して感謝の意を表する次第である。

私が特にこの經濟と建設の書を作る重點は東亞ソ聯と國境をなす滿洲帝國の生長が、關東軍の鐵桶の護りが、よく帝國の南方作戰に至大の協力と對外的の睨を與へ、更に滿洲國經濟が決戦下に於て雄々しくも日本帝國のそれと相連繫して今後幾十、幾百年に向つて共に大東亞共榮圈經濟の基幹となるべく着々と、定めたる經濟大綱國策に基づき大いなる歩足と伸展を遂げつゝある點を一般に認識してほしいといふ見地からである。

惟ふに、大東亞戦争を勝抜くために先覺者の教訓はいま大東亞全民族が義務として學び、皇道精神の洗禮をうけるべき秋であることを強く高らかに叫びたい。本書がこの意味に於て不滅の大和魂の吸収扶植に幾分かの貢献が出來得るとすれば著者の最も欣びとするところである。

（尙本書に對 大東亞次官山本熊一閣下、滿洲國駐日大使王九鄉閣下の題字を戴き、更に藤井松四郎先生の序文と聲援に對し心からの感謝を捧げるものである）

四

脱稿の日 渡邊 武史

滿洲經濟の新動向（目次）

題 字
序 文

一、滿洲經濟篇

第一編 大東亞建設の前夜……………	一
第二編 現代大陸の相貌……………	四
第三編 滿洲弘報界の現状……………	六
第四編 滿洲經濟の方向……………	九
一、生活必需品の配給統制に就て	
第五編 滿洲國基本國策經濟に就て……………	一五
一、基本大綱に因る炭礦部門の改組	

三、農産國策に挺身する滿洲

第六編 滿洲經濟と滿鐵の連環性 三六

第七編 滿洲特殊會社の決戰的體制 四三

第八編 滿洲五ヶ年計畫の成果 四八

第九編 東亞ソ聯との關係 五六

結 論 五九

二、大東亞建設前史

一、黎明東亞の建設戰 七

二、自日露戰爭勃發至民國二年の間 七三

三、自民國三年至十年の八ヶ年間 九一

四、自民國十一年至十三年の三ヶ年間 一〇五

五、自民國十四年至十五年の一ヶ年間 一二七

六、自民國十六年の出來事 一四四

七、民國十七年の時局日誌 一七二

八、民國十八年一ヶ年間 二〇八

九、民國十九年一ヶ年間 二四八

十、滿洲事變勃發す 二七三

三、滿洲事變、支那事變、大東亞戰爭の概説 三一九

一、滿洲經濟篇

第一編 大東亞建設の前夜

永遠なるべき國家の生命は恐らく地球の破滅せぬ限り、世界の全人類がこの現世から姿を沒せざる限り續き、そして一日、一刻と文化に伴つて前進を行ひ科學の發達と共に伸展することはあまりにも明かである。

そして、この間に於て、全人類は各々の民族意識によつて夫々の國家を伸張さすべく努力し、歴史を造形して國家の保衛と、民族の發展を策するであらう。爲に時としては攻防に血戰を賭して闘ひ、時としては民族への侵略者に対する膺懲に鋒をとつて驟然起つときもある。

されば今、全世界の列強が未だ嘗つてなき大戰爭を闘ひ、また闘はんとしてゐる。刻下の世界的紛争も結局は永遠なるべき民族の和平を基礎付ける何ものでもないと言ひ得るであらう。

●而して日本帝國が一億の總力を、この大東亞戰爭の完勝にかけて闘ひ抜き、樞軸獨伊と軍事、政治、經濟に互る條約と協定を誓つて、對米英決戰への磐石態勢を採つて世界の新情勢に對處しつゝあるのも、帝國が肇國以來の希求する世界新秩序建設の大精神のよつて來るところであり、帝國が求めてやまぬ全世界の和平を、全民族の平等たるべき發展とを念願せる征戰であることは既に言ひ

盡されてゐるところである。

この帝國の大理想の達成は、今喰ふか喰はれるかの決戦に對する勝利によつて始めて獲得されるのである。

●帝國の現状は既に前線も銃後もない、それほど國民總意の覺悟が必要な秋である。一億の民が一人大東亞戦争への自覺を更に強化しあらゆる部面に於て實踐し、履行すべき重大時機なのである。

わが南方制壓の結果として米英蘭諸國が南方圏から撃碎された。それは事實であるが、南方の建設は既に經濟的開發と進展の段階にあるので充分なる資源の國南方を手に入れたからもう安心である、と、勝利に得々たるものが萬一國民の中にあるとすれば寔に憂慮すべきではあるまいか。

帝國の光榮ある繁榮はむしろ今後の武力戦に經濟戦に思想戦に勝抜くことである

吾々に大和魂がある。と同様に、米英にもそれぞれの國民的特有的な魂があることを一億國民は深く銘記してこの大東亞戦争最後への勝利へむかつて自覺と認識を更めなければならぬ。

かうした重大時にあつて、眼を大東亞の各地に向けて刮目するとき、まさに大東亞共榮團建設の前夜の觀が身にせまるものがある。大東亞建設の脈々たる鼓動は忠勇なる皇軍の、生死を度外視し

た愛國的情熱を根幹としてほとぼしるのではあるまいか。

印度獨立反英の烽火を擧げた四億の印度人の動向はスバス・チャンドラ・ボース氏の來朝とガンヂーの斷食抗英によつて華々しき獨立抗争への幕は切られ、獨立再建を絶叫したビルマが第一線の様相を如實に示現して雄々しくも帝國の指導下に起ち上つてゐる、色褪せたバゴダも英國の擄取から開放されて金色に燦として輝き初めてゐる、米國が決戦下濠洲への唯一の水路であるソロモン諸島、サンゴ海を中心とする南太平洋の激戦死闘の現實、更に北はわれに對して物言はぬ無氣味な様相を大陸の國境に反映せしめてゐる東亞ソ聯の現状、氷原と濃霧のアラスカ守備等々、そして同一民族相喰む中國の現状を靜觀するとき帝國の双肩まことに重要さを増す許りであらう。だが帝國の聖なる大東亞の建設戦は既に過去に偉大なる歴史の結實を残してゐる、それはこれから述べんとする大東亞建設の途上に誕生した近代國家滿洲國誕生の歴史であり、新中國々民政府の輝ける發足の二大所産である。

しかしてこの二大所産たるやまつたく帝國が損得を考へず戦ひ來たつた眞に東亞民族開放と東亞より侵略群を排除して、和平以つて全東亞民族共存共榮の目的達成の具現である、この所産の過程たるや全く、文字通り大御稜威の下血と屍で闘ひ抜いた一億國民の賜である、吾々は今日輝かしい

滿洲國の飛躍的發展をよろこぶと共に忘れてならぬものは幾萬の英靈であり、先達の遺業であり、移植民の忍苦の跡であらう。そして中國の發足を祝福すると共に大東亞戰爭の發端である大陸の諸問題の重大意義を茲に更めて究めるの必要があるであらう。なぜならば大東亞戰爭は日清戰爭によつて芽生え、日露戰爭によつて第一段階に入り、そして滿洲事變、支那事變になつてその全貌を明かにしたからである。

第二編 現代大陸の様相

建國以來十年を経た、大陸の先驅者滿洲國が、大東亞戰爭の決戦下にあつて、其負荷された使命は極めて大きい。

それは唯單に滿洲國が大東亞建設の先驅者といふ意味から許りでなく、滿洲國が包藏する重工業資源の供給や、糧食兵站的の見地からのみでもない。即ち滿洲國の建國精神が大東亞戰爭の決定的段階を成した點に重點を置かなければなるまい。日本帝國が世界新秩序建設工作の途上に於て、滿洲國の飛躍的發展の持つ意義が世界觀的に重要であり、滿洲國の獨立達成が世界史上に歴史的な地歩をなしたことに因つて、日本の對外的施策の根本が判然として、帝國の正義を闡明したことに最

も重大意味を持つといふことである。

しかも建國十ヶ年の跡は歲月から觀て僅々十年一昔を屈指するに過ぎないが廣野渺然の滿洲の野に雄々しくも五族協和の大理想の達成を遂げたといふ刮目すべき世界驚異の發達と國家的伸張の上から之を検討する時、げに滿洲國の歴史的生命が判然する。

だが滿洲國はこれで足れりといふのでは決してない。永遠なる國家的存在價值からみれば滿洲國の發展は今後にあり、世界の文化水準にまで到達するには尙前途に幾多の努力と覺悟が必要である。申すまでもなく建國戰爭により鐵石の基礎を固めて世界に嚴然たる地歩を占め、あらゆる國際上の權利義務を遂行するの地位を確保することである。この地位の獲得は文字通り大東亞戰爭完全勝利への全目的の外何ものもあるまい。

故に日滿支は一體となり大東亞戰の理念の實踐と三國融合和協信の念を強化することである。刻下及び今後の大東亞戰爭が終熄を告げるまでは好むと好まざるとに拘らず、戰爭目的に向つて決戦體制を堅持し、滿洲の政治、經濟文化は日本と共に進み、凡ゆる産業部面の統合、施設は帝國のそれと睨み合せて全力を傾注することである。

従つて獨立國として發達して來た滿洲國はすでに論議の時期を遙かに越えた生長の域にあるの

六
で、如何にしたら大東亞共榮圈建設戰に最善の協力をつくし得るかであらう。これは申すまでもなく現代滿洲國の各層の指導による善導であり、思想的支配階級の努力に俟つ許りである。故に現代滿洲國の全貌を究めるに滿洲國及び民間弘報事情を述べることが最も容易にこの意味を把握出来るのではあるまいか。

第三編 滿洲弘報界の現状

滿洲國の建國以來、政治、經濟、文化に互り、外交に國內の民族共榮、滿洲開拓、育成の指導と光明等にあらゆる部面にあつて躍進せる滿洲國の伸張の現實に寄與するところ大なるものとして弘報界の使命に俟つところは非常に多かつた。國勢の對外的宣傳に、國內治安、秩序の報道と多岐に互つて弘報の仕事は極めて重大なるポストにあつた。

げに一國の伸縮に強大なる影響を齎らすものに弘報事業は度外視出来ぬ。

滿洲國が世界の國際情勢の變轉に對處して、よく其の礎を確立して獨立國家として驚異的の姿を吾々にみせたのも亦この弘報界の活潑なる働きに負ふところは決して尠しとせぬところであらう。

この弘報界の現状はどうであるか、大東亞戰の決戰に如何にして善處善導しつゝあるかを次に検討

してみることにした。

刻下滿洲の弘報界の立役者として、滿洲帝國の宣傳と情報を一手に握り、然も全滿言論機關、文化宣傳機關思想機關を掌握監督の立場にある所謂國務院總務廳の弘報處と全滿新聞通信界の王座株式會社滿洲弘報協會と滿洲國通信社、滿洲日日新聞社、康徳新聞社、滿洲新聞社の風貌を粗上に論述する必要がある。

周知の如く宣傳組織の完備は近代國家の最も要求するところの一大眼目たるをうしなはぬところであらう。第一次世界大戰以來各國が血眼になつて、宣傳機關の整備強化に鋭意努力し來たつてゐることはあまりにも判然としてゐる。而して戰爭の歸趨は一に宣傳戰の如何によつて決せらるゝも稱される所以は如何にこの弘報事業なるものが重大不可欠な地位に置かれてゐるかを裏書するものである。

おそらく世界の弘報界は寧日寸時も休むところなく、自國擁護に立働らいてゐることがうなづけるであらう。この宣傳機關の活用に最も秀でてゐると言はれてゐる獨逸、伊太利、蘇聯等々、一方米英はこの宣傳戰によつて今回の世界大戰をある程度捷ち抜かなければならぬと、常軌を逸した宣傳戰にこれ努めてゐることは吾々の常に食傷に近いまで見聞するところである。

米英はこの宣傳戰を有力なる武力戰の一翼とし貴重なる兵力として、國家の攻防と民生の安定に厥然と起つて樞軸陣營の全神經を麻痺せしむることに全力を傾倒してゐるのである。

いはんやこれ等の世界列強の宣傳戰と相呼應して、獨立僅か一昔を過ぎた滿洲國がこれ等の宣傳情報戰に堂々の戦ひをいどむことは容易の業では不可能に近い至難の事實とされた、だがこの豫想は美事に裏切られた。それは今日の充實せる滿洲國の弘報機關の活動と努力が、列強の弘報機關に堂々伍して行く整備強化が齎らせる結果であるのではあるまいか、今茲に抽象的の論及を避けて一人前に發達した滿洲弘報界の實態にふれることにしよう。

執拗極まる宣傳力を誇る蘇聯、外蒙と國境を接する滿洲國に於てその情報の統制、宣傳組織の必要性は正に百パーセントの重要性を帯び、民族集團的國家性を露呈せる滿洲國にとつては弘報界は國家的にみて中核的存在と重要性を帯ぶるものである、是等の使命達成に對處すべく滿洲國は建國と共に情報處を設置、情報機關の強化を圖つて來た。

情報機關は舉げて國家イデオロギーの完全なる對内外的宣傳にあることであつて、従つてその活動範圍は極めて廣範に亘つてゐる。

情報宣傳機關の元締たる政府の弘報處は滿洲國弘報委員會、治安維持會に參畫して、政府部内の

情報統制、宣傳宣撫の全面的連絡を主掌して、弘報使命の政府機關として其機能を活用してゐる。

殊に建國匆々唱導した一國一通信主義を標榜して、弘報國策の大方針を樹立して來た滿洲弘報界は、この政府の宣傳指導機關たる弘報處を中心として、今日新聞通信等がまつたく一元的に近い經營に吸収統制せしめられ、弘報國策の具現に着々として其成果を納めてゐる。康徳三年九月創立の弘報協會は在滿一流新聞、通信社十一社を中心として發展し、現在では日本の日本新聞會と同一形態の如き統制機關の實現にまで發達して民間弘報界を牛耳つてゐる。特筆大書すべきは六十社に近い日文、滿文、露文等の大小新聞社の統制、整備である、この六十に近い新聞通信社の内今ではまつたく僅に三、四社に統制され言論、經營、ニュースの一元統制が實現するに至つたことは、まつたく唯單に時局による、やむを得ぬ統制と論するより、やはり國策の具現であると云ふことが出来るであらう、通信社は滿洲國通信社一社が日本の同盟通信と相協力して通信界の大立物となつて生長してゐる、殊に松方現理事長の就任と共に益々通信事業と經營は成績みる可きものがあると言はれ飛躍的段階にあると言つて過言ではあるまい。

新聞事業界に於ける統制は、これは完全に全滿の新聞が滿洲日日新聞社の傘下に整理吸収され同一會社によつて經營されたことである滿日は國都新京に本社を移すことは近く實現をするものと思

はれるが今は奉天に本社を置き哈爾濱 大連 安東、牡丹江其他主要都市に支社を置き統一形態の營業と新聞發行を夫々滿洲日日新聞社の名に於て行つてゐる事實である。理事長は元滿鐵弘報課長たる松本豊三氏、理事に山本紀綱氏（元政府弘報處參事官）が經營の中心となり、堤編輯總局長の下に全滿に通信網を敷き日本には大阪、東京に夫々中澤、武田の兩支社長を配して民間弘報、新聞事業の完遂に専心努力し通信の王座國通と共にその二大双璧をなしてゐる。これに配するに新京に滿洲新聞社々長和田日出吉氏（森崎編輯局長）が國都の御用紙的地位をきつき、漢字紙たる滿文盛京時報（社長染谷保藏氏）と大同報を同一經營體に統合し康徳新聞として發足してゐる。これによつて滿洲國通信、新聞事業は完全なる整備を成し遂げて國策遂行と大東亞共榮圈建設と大東亞戰爭完勝へと、五族の滿洲國々民を指導、啓蒙の偉大なる使命に驀進しつゝあると稱すべきである。

「だが以上の短い文書によつて滿洲國の全弘報界は到底詳述し終るものではない、假りに滿洲弘報協會について私見をはさむとしても僅に一冊の刊行物に等しき頁を提供させられるであらうが、過去の弘報界をのべるのではなく、現下の諸狀勢の一端を覗つたに過ぎない點を付記して置く」

第四編 滿洲經濟の方向

現下の滿洲國が、産業經濟面に強度なる統制體制を採つて來てゐることは、大東亞戰下至極當然の趨勢であつて、日本の國內産業經濟の諸統制、諸企畫と相連繫せしめ、日滿支一元的の物資交流に善處するの證左とみる可きであらう、しかして現在及び將來の滿洲國經濟の方向は大東亞共榮圈の完全なる發展と共に益々其重點を指導計畫經濟へと移行することは必須である。

されば滿洲國內産業上の諸統制も強力なる一線に向つて集結しつゝあると言ひ得るであらう、この目的は一筋に大東亞共榮圈建設と大東亞經濟圈不動の基礎をなすの總力となつて結實するのである。

この意味に於て現代滿洲の經濟的諸動向を検討するものとして次の二、三の問題を検討することにする。

一、生活必需品の配給統制に就て

大東亞戰爭が長期戦としての闘ひであることは周知のことであつて、この長期戦の遂行に必要な物的資材の獲得に就ては生産力の擴充は勿論のことであるが、一面不急不要の各部面に於ける物資の節約に俟つ力も度外視出來ぬ重大なる條件である、元來生活必需品の如きは、永年の間世界を風靡した自由主義經濟機構の遺物として現在では考へられるものであつて、生産並に販賣競争によ

る無統制なる自由經濟は必要限度の抑制は當然せなければならぬものである。

滿洲國に於ても國內民衆の生活と治安確保の見地からみても將又統制經濟、計畫經濟實施上からしてもこれを極度に抑制するの舉に出ることになつたのである。そこで滿洲國生活必需品統制問題が緊急缺く可からざるものとして論議された。

建國尙日淺き滿洲國が躍進國家の常としてその建設資材並に生活必需品の需要量は逐年増加を示しつつあつた、ところが生活必需品の約八割は日本に依存してゐる關係上その統制策も日本のそれと呼應し、輸入の圓滑、確保を期すると共に國內生活必需品の配給組織を調整合理化して物價の低廉化適正化を企圖して國民生活の安定を期する強力なる統制が要請せられたのである。この統制に關して滿洲國政府は統制機關の設立を行ひ、更に日本に於ける交易營團の設立と睨み合せて、より強力なる機關の實現が期待されるものと思はれる。かくて生活必需品の統制は戰爭經濟の一部門に重大なる役目として發足しつつあるのである。

この統制機關の過去の概要は、最初康德五年（昭和十三年）十二月に二回に亙る統制機關設立の企畫委員會に審議の結果決定されてゐる、それが即ち（生活必需品配給組織調整要領）と生活必需品配給統制要綱の二基本要項案を可決したのであつた。この二要項案に基づき康德六年二月滿洲

生活必需品配給株式會社が創立され業務開始と共に一元的な配給に乗出したといふ譯である。ところが一國の生活必需物資を賄ふ巨額の輸入配給を全面的に司ることは容易の業でなく、この會社の設立當初の期待は裏切られた形となつて表れた、ゆゑ其修正を行ひ輸入の三元化策として齎らされたのである。

即ち生活必需品輸入聯盟、各種別統制組合の結成がそれであつた。三元化の内容としては輸入聯盟を（乙）として生活必需品會社（甲）を主體として日本側の圓ブロック向輸出統制に對應せしめ國內に於ける資力と經驗と信用と實績及び日本内地のメーカーとの關係を考慮して構成されたのである。次で輸入聯盟の下部機構として卸聯盟、小賣聯盟を設立（丙）とした三段制による配給機構が組織的にその配給過程に於て生活必需品會社とも相互の交流をなす仕組みとした。

其の上輸入聯盟は配給、企畫、價格の協定等主要なる公益上の目的を達する機關として指導監督に滿洲國經濟部が直接之を指揮してゐる。次に各種別統制組合は康德八年三月末までに十一組合の結成を見てをり、尙三十に近い各種別組合の設立を見たときと云ふ劃期的統制經濟的機構として法的性格を附與し、貿易統制法による輸入業者に指定し、政府の貿易計畫の遂行に協力せしめてゐるのであるが、近き將來に於て尙この態度の統制では萬全なる戰爭統制の完備せると云ふ點までには到ら

ざることは、日本の戦時交易政策の強力性と並行せしめることは遠く、爲に交易營團に等しき機關の設立が企圖され必需品のみならず重要物資の買付、保管、輸出輸入等全面的の機能を有する公的機關が誕生することは滿洲帝國が大東亞統制經濟と自給圈確立の意味から常に待望するところであらう。

その現れとして滿洲國が建國以來十ヶ年の治績に立脚、新構想のもとに庶政一新、國力培養、國防國家體制確立を圖り、大東亞共榮圈必成に寄與するの見地から茲に國策の根本方針と、政治民政の大綱を織込んだところの國政全般に互る超強力なる基本國策經濟要綱を制定したのである、この基本國策經濟要綱はよく今後十ヶ年の滿洲國の進むべき方向を明示せるものと言ふべき大綱と稱すべきである、その内容の第一章は根本方針、第二章政治綱要、第三章民政綱要、第四章經濟綱要の四ヶ項目から成り、國體の本義を高揚し、日滿共同防衛の本義を重じ、文教刷新、民風の作興等々による産業の劃期的開發政策が盛られてゐる。

經濟綱要はこの大綱中の根幹とも稱すべきもので滿洲國の地理的、經濟的立地條件に鑑み産業の開發による國防經濟體制を完成するため、先づ基礎的産業並に交通網の擴充を重點とし、このために必要な統制は飽くまで強力法制化する一方、その方式に關しては従來の特殊會社に再検討を加

へ一業一社主義を放擲して、その企業實態に應じて取捨選擇、高能率企業の昂揚を促進して、農、林、水産業、畜産業、鑛工業、配給、價格、金融、交易、交通、都邑計畫、通信、科學技術と流通生産を通ずる凡ゆる經濟分野に及ぶ廣範圍のものであり、この實施によつて躍進帝國としての滿洲國をより強力なものに基礎付けるものと言ふべきものである。即ちその經濟綱要の細目を特に次に列記して置くこととする。

第五編 滿洲國基本國策經濟に就て

産業の劃期的開發を圖る滿洲國基本國策經濟要綱は滿洲國が大東亞共榮圈内に於いて占むる地位と使命に鑑みて親邦日本との綜合的經濟關係を基調として産業の伸展による國防經濟體制の完成を期することを念じて先づ第一に基礎産業の開發と交通網の擴充に専ら重點を置いてゐる。

第一 統制方式

經濟の機構は國防經濟體制の完成を目的とし計畫的統制經濟の原則を以て之を貫徹するものと説明して

一、特殊會社は特に企業に對する國家の參畫が高度に要請せらるゝ事業にのみ限定するものとす

- 二、一業一社主義は企業の本質上必要已むを得ざるものを除き之を採らざるものとす。
- 三、統制に對する官民の協力體制として特殊會社及び統制團體の機能を刷新強化し行政上之が合理的活用を圖るものとす。
- 四、企業統制に付ては採算性の堅持經營の合理化高能率企業の優遇等企業性の昂揚を併せ考慮するものとす。

五、統制の手段及び限界に付ては統制の救助昂揚を主眼とし、對照の諸性質に適應し效果的且強力性ある構想を加ふるものとす。なほ統制の方法に付ては地域的又は職能的集團の利用を考慮し、特にその自淨作用を助長せしむるものとす。

六、統制に當りては量の増大に偏せず質の向上に付特別の處置を講ずるものとす。

第二 農業

農業にありては、農村の振興に施策の重點を置き指向すると共に増産を徹底せしめ以つて自給自足の確立を圖り、日本及び支那の兩國に對する食糧並に飼料農産物の供給基地たるの使命を完遂し、開拓政策に付ては既定方針に基きこれを推進することを闡明してゐる。

一、農業施策の遂行に當り、科學的計畫性を徹底せしむるものとす。

二、農業の施策は先じて自興村に集注し、これを通じてその普及滲透を期するものとす。

三、農業技術指導網の擴充特に第一線滿系技術指導員の養成を圖るものとす。

四、農業經營の様式は逐次畜力及び機械力使用の他新農法段階に發展到達せしむるものとし特に日本開拓民に付てはその農法改善に依り滿洲農法の針路を具現せしむるものとす。

五、小作制度の改善其他耕作安定に關する方途を講ずるものとす。

六、本耕地の開拓民及び國內移民をしてこれを遂行せしむるものとす。

七、治水利水事業を促進し耕地の積極的造成を圖るものとす。

八、農産物の蒐荷は國內外の要請に即應し需要の充足を圖るため一層徹底を期するとともに其方法に付ては更に検討を加へ改善合理化に努むるものとす。

九、興農合作社はこれを村單位における農業關係の中心體として育成し生産指導に力を注がしむるとともにその共同事業的及び金融的機能の助長強化を圖るものとす。

十、農業開發及農業金融の圓滑を圖る爲め農業特殊金融機關の設立を考慮するものとす。

十一、農事試驗機關を強化すると共に其活動を適切に政策と照應する如く運營せしむるものとす。

十二、特用農産物に付いては面積擴張に依る増産を求めず主として技術改善に依る増収を期するものとす。

第三 林業畜産業

一、林業に付いては森林資源の立地的造成に主眼を置き造林の普及徹底を圖り官行造林の外特に民間における造林の積極的且つ全面的奨励を行ふものとす。

二、畜産に付いては防疫の徹底を圖ると共に農業經營の改良方策として家畜の積極的増殖並に改良を推進するものとし併せて飼料對策の確立を期するものとす馬産に付いては既定計畫の遂行を期するものとす。

三、水産に付いては自給自足の確立を目標とし特に國內淡水漁業の開発利用並に増殖に主力を注ぐものとす。

第四 鑛工業

一、重工業部門

(イ) 重工業の劃期的開發を圖るものとし先づ専ら鐵鋼、電力、石炭、輕金屬及び非鐵金屬の開発に最も重點を置き産業の將來に於ける飛躍的發展の基礎確立と戰時必需物資の需要充足

の責務達成とを期すると共に逐次化學工業、機械工業其他完成品工業の確立に移行するものとす。

△鐵鋼業

東亞共榮圈の確立上要請せらるゝ鐵鋼の大増産は其の主要部分を我國資源の開発に依存せざるべからざる必然的事業に基き鐵鋼業の飛躍的開發を具現すると共に特に差當り鐵鋼の即救的緊急増産を徹底し現有設備能力の最高率發揮に努むるものとす。

(1) 鐵鋼業の經營形態は貧鑛處理に依る鑛石法銑鋼一貫作業を基本とし逐次特殊鋼業及び副産物利用高級化學工業を加ふる綜合的經營形態に進展せしむるものとす。

(2) 特殊鋼に付いては其適地性に基き之が増産を期すると共に併せてモリブデン、ヴァナヂウム等の積極的開發を促進するものとす。

△電力

電力化學工業の躍進的發展を目標とし先行的に水力電源の計畫的開發を行ふものとす。

△石炭

(1) 自給自足の確立特に鐵鋼業の開発に即應せる粘結炭の自給自足並に炭質の向上を圖る爲

め既開發の優良炭田の積極的開發を行ふものとす。

(2)粗悪炭々礦は漸次これを整理縮少せしむると共に雜小炭礦に付いてはその統制を強化するものとす。

(3)炭礦開發に付いては全面的にその機械化を促進せしむるものとす。

(4)炭質向上の爲め各種選炭施設の擴充を強制すると共に炭質に基く合理的價格差の設定その他炭質向上の諸方策を講ずるものとす。

(5)原料炭に付いては特に炭種及び品質の固定に付配給上格別の工夫を爲すものとす。

△輕金屬

アルミニウムに付いては礬土頁岩法に依る生産を基本とし必要に應じボーキサイト法に依る生産を基本とし必要に應じボーキサイト法に依る生産を併せ遂行するものとす。

△非鐵金屬

鉛及び亜鉛の積極的増産を圖ると共に特に銅の早急なる開發を推進するものとす。

(ロ)重工業部門に付いては更に特に左の事項に付いて考慮を拂つてゐる。即ち

(1)兵器工業は國防上の要請に即應しこれが充實を圖り且つ其の一般産業との結び付を考案

すると共に戰時における一般産業の兵器工業への轉換を併せ考慮し置くものとす。

(2)機械工業は鑛山機械、製鐵機械、電氣機械及び農業機械を中心に逐次其自給體制を確立するものとす。

(3)車輛工業は自給體制を確立するの外更に大陸の需要充足を目途とするものとす。

(4)化學工業は電氣化學系統を中核とし其他化學工業系統との有機的聯關に於て逐次其の開發を推進するものとす。

(5)製鹽に付いては對日供給の確保及び化學工業の發展に即應し其の増産を圖るものとす。

(ハ)重工業製品に付いては特に對日供給を確保するの外大陸隣接地區に對する供給地たるの實を擧ぐると共に其出料資源については自給原料の外更に共榮圈内資源の利用をも併せ考慮するものとす。

(二)重工業の躍進的開發に即應し左の施策を講ずることになつてゐる。

(1)工業立地の具體的決定及び之が整備を先行せしむるものとす。

(2)現行鑛業法につき資源、利用開發的觀點より根本的改正を加ふるものとす。

(3)官民技術者を總動員し賦存資源の計畫的綜合的調査を徹底的に遂行するものとす。

二、輕工業部門

國內原料による加工々業を振興すると共に併せて需要の調整を行ひ可及的に主要消費物資の自給自足を確立するものとす輕工業の振興に當りては特に國內資本の活用を圖ることになつてゐる。

第五 配給

配給統制は言ふまでもなく國家經濟力活動の増進と公定價格の確保を目途とし國家目的に照應せる重點を爲すものである。よつてこの點に付いては、其の手續は極力之を簡易化すべき性質を帯びてゐるものである、よつて要項細目に付いてはこの意味を充分に盛つてゐる。

(一)物資配給の基調は商業利潤の追求より國家目的に即應する配給義務の遂行に之を轉換せしむるものとす。

(二)重要物動物資の配給は現行方式に依り既存一元的配給機關をして物動計畫に即應し之を行はしむるを原則とす、なほ配給機構の整備刷新に付不斷の検討を加ふるものとす。

(三)統制配給は建設資材、原料資材及びその他資材に各その用途的特性に適應せしめ特に重要物動物資に付いては物資の総合的救率發揮に遺憾なからしむる如く配給方法の改善に格段の

考慮を拂ふものとす。

(四)一般消費物資の配給統制は主要なる生活必需物資に重點を置き實施すると共に其の配給實施に付特に國家的見地に基く考慮を加ふるものとす。

(五)物品利潤を統制し之を公定口錢化すると共に併せて配給業の區域的配分の適正を期し且つ配給業者への割當基準を能率主義に改め其の正當なる商業性の昂揚を促進するものとす。

(六)農村に於ける配給機構に付いては合作社の整備に即應し其の機能活用を圖るものとす。

第六 價格

生産の増強及び經濟生活の安定を確保する爲價格政策は低物價主義を堅持し價格は極力低位に之を安定せしむると共に國家的見地に立脚して、物價相互の諸調均衡を得せしむる如く所要の調整を行ふことを強調してゐる。

一、物價統制の基調を生産原價の低減に置き特に勞賃昂騰の防止に努め併せて流通過程に於ける經費及利潤の適正化を圖るものとす。

二、物資の生産原價に付いては其低減並に確保に付左の方策を講ずるものとす。

(イ)原價低減の基礎を確立するため統一原價計算制度を創設するものとす。

(ロ)原價の低減に付いては特に能率の増進及び總體費の節減等經營の合理化に重點を置くものとす、尙建設費の低減を圖るため土建統制を強化するものとす。

(ハ)對日關係物資の原價については合理的比較基礎において四本の價格水準と同一ならしむるが如く考慮するものとす。

(ニ)原價切下において企業の自主的措置を越ゆる分野については行政的處置を施すの外特に經濟平衡資金制度を活用するものとす、尙價格補償の爲めの財政的處置は原則としてこれを行はざるものとす。

三、配給機關の收買價格は適正原價主義により企業別複數價格を認むるも販賣價格に付いてはプ
ール平準制を原則とするものとす。

四、特定生産物資又は主要消費物資の販賣價格に付いては國家的見地に基き複數價格制を採用す
ることあるものとす。

五、物價の統制に當りては質及び量の低減に依る實質價格の昂騰防止に付特別の對策を講ずるも
のとす。

第七 金融

金融關係に付いては滿洲中央銀行制度の改善と國債の消化、圓元等價主義等に互つてゐる。即ち

一、圓元等價主義を阻害すべき諸因素は之を芟除するものとす。

二、國內資金の生産部門への動員及び配分を徹底すると共に投機及び商業部門への過當投資を
抑制し浮動購買力の吸収を圖るものとす。

三、國債の消化及び貯蓄獎勵の積極化方策を講ずるものとす。

四、商券市場及國內金融機關を育成整備すると共に土着資本の活用を圖るものとす。

五、中央銀行制度に改善を加へ其國家的機能強化するものとす。

第八、交易

對日及び對支計畫交易の完遂を圖ると共に其の他共榮圈内各地域及び樞軸國間との貿易を併せ
振興するものとす。

第九、交通

交通關係にあつては陸運、水運共に各種の交通施設の有機的連繫ある整備擴充を行ひ、輸送力
の綜合的増強と計畫輸送の強化を期することを強調してゐる。

(一)鐵道の建設は國防並に産業の開發を主眼としてこれを行ふものとし尙私鐵、専用鐵道の敷

設に付ても之が奨励を爲すものとする。

(二) 國防産業及び開拓に必要な道路に付いては積極的に之を新設すると共に既設道路に付いては其維持補修に努むるものとする、尙全國土に互り逐次自動車用幹線道路網の完成を期するものとする。

(三) 小運送施設の増強を圖ると共にその統制を強化するものとする。(以上陸運)

(イ) 港 灣

一、國土計畫及び交易計畫に即應し港灣の積極的整備擴充を行ふものとする。

二、海運は差當り對日支航路の充實に重點を置き可及的速かに外洋航路に付いてもその發展を期すると共に併せて造船施設の擴充を爲すものとする。

(ロ) 河川及び運河

可航河川航路の整備充實を圖ると共に南滿工業地區に於ける産業運河の建設を考慮するものとする。

(ハ) 航 空

國內及び對日支各地間航空路の擴充強化を圖ると共に特に國內飛行場氣象通信等航空保安施

設の整備を期するものとする。(以上水運)

第十 通 信

國防並に産業の開発を主眼として、通信施設の整備擴充を圖るものとする。

第十一 理 水

理水事業は防水並に河水の救率的利用を目途として綜合的計畫の下に積極的に之を推進し特に先づ遼河水域に其重點を置くものとする。

第十二 都邑計畫

立地計畫に基き適正規模に依る都邑計畫の確立を期すると共に既存大都市に於ては人口の過剩集中を抑制し且つ其疎散を行ふものとする。

第十三 科學と技術

一、科學技術の振興を圖ると共に其の國家性に即應し科學技術の綜合的統制及び動員體制を確立するものとする、

二、廣く科學技術報國の精神を昂揚すると共に併せて科學技術尊重の氣風を作興するものとする。

三、科學技術各種研究機關の整備擴充を圖り特に我が國土に適合せる科學技術の創成を期するものとす。

四、各種規格の統一及びその普及を圖り生産能率の増進を期するものとす。

五、現行特許發明制度に付き發明の獎勵及びこれが利用促進的觀點より根本的檢討を加ふるものとす。

一、基本大綱に因る炭礦部門の改組

別編に述べて來た基本經濟國策の大綱に基き、これが實踐の第一着手として先づ鑛工業部門の部石炭關係の改組を斷行するに至つた。元來滿洲國の石炭は賦存状態と治安、勞務、機械等の増産開發に必要な諸條件がよく調和し、共榮圈重工業に重大なる役割を果して來たのであるが、滿洲國が更に増産強調をさきの基本により闡明したことは全く滿洲國の産業經濟の方向を如實に示してくれたことであつて力強い限りと言ふべきであらう。

この石炭業の改組の主點は企業の昂揚性を顯現せるところに價値があり、かつて石炭が從來の如く中央の一元的統制組織に於いて見うけられた非能率、非生産管理の不十分をこれによつて拂拭し

去り、千差萬別の形態のもとにあつた經營上の諸條件を明確化することが期待される點である。

このために一業一社主義の修正の成果は、まづたく基本大綱に因る第一回の試練性を帯びてゐるので注目される譯である。

今までの特殊會社滿洲炭礦株式會社は河本理事長の下に全く一元的な生産經營方法を探つて來てゐたものであつて、従つて滿炭の經營炭礦は、滿鐵系の撫順、煙臺、大倉系の本溪湖等の既開發炭礦を除く全滿洲の石炭資源の開發の使命下に、阜新鑛業所、復州炭礦、八道壕炭礦、尾明山炭礦、孫家灣炭礦、新邱炭礦、密山炭礦、札賚諾爾炭礦、鶴岡炭礦、西安炭礦、北票炭礦等を包括し埋藏量は實に五十億噸と稱され全滿の五十%の埋藏量を誇つてゐるのである。

各炭礦の中滿炭傘下の阜新、鶴岡、西安、北票の四炭礦を分離特殊會社滿炭を解體し、四炭礦を夫々獨立せしめ、現地主義を採ることを二月廿六日滿洲國當局談を以つて發表したのである。

従つて一業一社主義を清算し滿炭自體は現資本金の三億圓を一億圓に減資し普通法人會社となり、新たに阜新炭礦株式會社（資本金二億二千萬圓）鶴岡炭礦株式會社（一億七千萬圓）西安炭礦株式會社（七千萬圓）北票炭礦株式會社（六千萬圓）を設立し四會社共滿業總裁高碕達之助氏が會長に就任發足したたのである。この劃期的改組に付いて滿洲國當局は

『滿洲國政府に於ては時局下更に、層炭礦の生産性を増強すると共に炭礦事業の本質に即し經營能率の飛躍的昂揚を圖るため、今般炭田開發機構を刷新し企業性の昂揚に遺憾なからしめたる既定一業一社主義的炭田開發機構を改めることとし、滿洲炭礦株式會社の阜新、鶴岡、北票及び西安炭礦を滿炭よりこれを分離し、夫々獨立會社として各本社を現地に持ち一路増産に邁進せしめることとなつた、而して滿炭を除く爾餘の經營に當ると共、現有未開發礦區の調査に専念する譯である。滿炭は四炭礦分離の結果資本金は現在の二億圓が一億圓となり、四獨立會社と共に普通法人として存続することとなつた』云々、と談話を發表して企業性の昂揚を約束してゐる。

しかして茲に記述せるものは石炭部門の改組に過ぎないものであつて、今後滿洲國が最も勇敢にこの種重要産業の伸展を策し經濟的基礎を大東亞決戰經濟確立へと總力を擧げることとは、容易になづけることであり、現代滿洲國が政治、文化の飛躍的發達と共に強力經濟確立、増強に挺身することは、とりも直さず大東亞經濟圈の發展を裏付けたものとしてその動向は期待されてよいものである。次に改組四炭礦の概要を一瞥して置くことにした。

一、阜新炭礦株式會社

阜新炭礦株式會社所屬炭田は孫家灣炭礦と新邱炭礦の二礦炭田より構成されてゐる、即ち孫家灣炭礦は阜新炭礦の一部で、同炭田は錦州省阜新縣に擴がる炭田で、北は新邱、南は清河邊門に至る南北約六十杆、東西十杆餘、面積六十平方杆、埋藏量實に四十億噸と推定せられてゐる、本炭田に於ける鑛業權に就ては從來滿鐵と日本鑛業會社及び舊東三省政府等が所有せる鑛區を滿洲炭礦會社の設立と共に出資され或は其後買収をなした、康德二年八月（昭和十年八月）より本格的作業に従事今日に至る、炭質は概して純漆黒の中世代瀝青炭で脂肪光澤を有し堅固緻密な良炭である、灰分は極く少く、地表より四三〇米の間に傾斜一五度の四層群介在し、第一層は二〇米にして着炭、各層厚二米——二五米露天掘に適す、埋藏量は約六億噸である、位置は錦州省阜新縣城の西南一二杆、新義線海州驛の東南三杆阜新炭田の中央部を占め新立屯驛に六三杆、義縣に六八杆、壺盧島に一八二杆（下車驛新義線海州驛）

新邱炭礦は阜新炭田中の主要部を占め大正十五年より滿鐵が經營、滿洲事變發生と共に休礦し同社設立の際滿鐵は其所有に係る附層六礦區と共に同社に出資した、埋藏量 億五千萬噸、炭層は四層群、厚さは最大一六米、平均六米、地表より二〇米——二五米下に緩傾斜を以て賦存し露天掘に適す、同社は康德三年十月一日に阜新鑛業所の下に新邱開發事務所を置き採炭す、位置は錦州省阜

新縣城の東北約六軒、下車驛新義線新邱驛

以上の兩炭礦を中心として阜新炭礦株式會社を創設し資本金一億一千萬圓、滿業八千六百十六萬一千圓、滿炭一億三千三百八十二萬九千圓出資、會長高碕達之助、專務取締役長久美、取締役原田眞平、西村龜千代、成田正彦、玉井鷹輔、監査役玉置仁知、八木聞、太田篤

鶴岡炭礦株式會社の概要

鶴岡炭礦は江省湯原縣にあり哈爾濱より松花江を下り佳木斯の對岸蓮江口より炭礦鐵道の便があり運炭鐵道の終點に下車する、本炭礦は民國三年に發見され一時民間の單獨經營であつたが其後監督官商合辦となり張學良、吳俊陞及び廣信公司等關係し、滿洲事變後は政府實業部の斡旋の下に公司の組織を改め經營されて來た、更に滿炭の設立に依り滿洲國は持株全部を出資、滿炭の統制下に運営され今日に至る埋藏量二億五千萬噸、炭層六層、厚さ〇・三七米——四・一〇米である炭田は中世侏羅紀に屬し粘結性を有する漆黒の良質高度瀝青炭で含有灰分カロリー等の點に於ては撫順炭に比して遜色はないとされてゐる。採炭は露天掘を生命としてゐる。

獨立後の資本金は一億七千萬圓で内滿業が九千六百五十六萬八千圓、滿炭七千四百二十三萬二千圓、會長高碕達之助、常務取締役石松與一郎、取締役本畑莫、堀江元一、小田敬三、玉井鷹輔、監

査役宮本豊次、八木聞一、太田篤

西安炭礦株式會社

西安炭礦は奉天省平梅線西安驛より、軒餘西安縣城の北三軒に位置し、宣統三年に發見され當初富國公司の設立を見たが其後多數の公司により雜然たる經營が續けられた、次で楊宇霆一派による官商合辦西安炭礦公司の設立となり、東北礦務局の管理するところとなり、事變後は河本大作氏が之が管理に當り、滿炭が設立すると同時に政府は其持株全部を出資した。本炭田の炭層賦存状態は大體盆地状をなし上中下の二層より成り中部層最も厚く一〇——一二米で他の二層は一、二——一五米内外である、埋藏量は一億五千萬噸と云はれ、炭質は一般に弱粘結性を有する優良有焰炭、露天掘、斜坑を行つてゐる、この炭礦は北滿への大供給源として將來益々有望される炭田である、獨立後の資本金は七千萬圓で内滿業千四百八十九萬八千圓、滿炭五千五百十萬圓、會長は高碕達之助、取締役社長代理北野二郎、取締役蓮尾秀、山本駒太郎、玉井鷹輔、監査役八木聞一、太田篤

北票炭礦株式會社

本炭礦の位置は錦州省錦承線金嶺寺より分岐する北票支線の終點にある。本礦は清朝時代の發見

に係り、民國十年（大正十年）官商合辦となり、大同二年（昭和八年）に北票炭礦股份有限公司の設立を許可、康德元年滿炭の設立と共に政府は其持株の全部を出資した。康德二年滿炭は殘部株式大部の買収をなし完全なる統制を行ふ、埋藏量二億七千萬噸、炭層は九層平均層厚一——一米、第一層より第五層までが主要炭層で本炭礦の設備は英人技術家によつて行はれてゐる。獨立後の資本金は六千萬圓、内滿業千九百九萬五千圓、滿炭四千九百九萬五千圓、會長高碕達之助、專務取締役代表者平石榮一郎、取締役矢津田萬、清水喜一、玉井磨輔、監査役八木聞一、太田篤

以上の獨立四炭礦が高度な増産計畫に即應して夫々の機能を充分に發揮することによつて滿洲國石炭増産は飛躍的段階に到達し、國家經濟の基礎を鞏固にすることは、大東亞の強力なる經濟圈確立の上に非常に大きな働きをなすものであらう。

二、農産國策に挺身する滿洲

重工業増産の原動力たる石炭増産を目的として發表した炭礦會社の改組と共に、更に矢次ぎ早に決定をみたものに滿洲國の農産物増産方策要綱の設定があげられる。同要綱は戦時下農産物増産の絶對要請に應じて増産の緊急完遂を圖ることを根本方針としたものである。即ち

一、計畫作物の作付面積の増加、二、農地の造成改良の積極化、一、廢耕の防止、一、農業勞力の需給緩和、一、農村への特定生必物資の優先且つ集中的特配、一、農業會社と増産蒐荷との關聯強化、一、化學肥料、農業藥劑の適配、一、農業指導の集中徹底

等を根幹とせるもので、滿洲が糧食問題の對策上是非解決すべき案件であつたので、今次の決定をみた要綱には早急に農産物の徹底的増産が期待される。

同要綱は滿洲國各省長會議、省次長會議に夫々提出され現地行政第一線はもとより、各機關一丸となつてこれが遂行に當ることゝなつた。この戦時緊急農産物方策要綱を解剖してみるに大東亞戦下にあつて滿洲國が東亞の食糧基地として負ふところの使命は益々重きをなしてゐるとの實情に鑑み基本國策に即應し農業増産を積極的に推進せしむると共に、この際臨時緊急の對策をも併せて講じその總力を結集して施策の徹底を圖り滿洲國の實務完遂に向つて遺憾なきを期してゐる。故に其要領は、計畫作物の作付面積を増加せしむるために必要な措置を講ずるものとして次の三項目が明瞭化された。

イ、計畫作物に付地方別最低作付面積を定むるものとし康德十年度における右の作付割當は康德七年度以降の實績を基礎とする實行可能の限度に於て策定し各級關係機關をして之が確保の實

際に付いて萬全の措置を講ぜしむるものである。

ロ、食糧作物に付ては差當り質より量に重點を置いて各地域に於ける單位收量の最も多い農作物の作付面積を増加せしめて總量の急速なる増加に向つて推進することを強調してゐる。

ハ、普通作物と特用作物の増産を合理的に併進するために特用作物に付いては可及的速かにその栽培地域を集約化し指導の徹底に依る單位收量の増加と蒐荷の救率化に重點を置くことを規定し、右に伴ひ特用作物地帯に對する食糧の需給や生産に付いて必要な土地に特別の考慮をなしてゐる。

更に農地の造成改良を積極化するためには次の三點に重點を置いてゐる。

- イ、地方の實情に應じ縣、旗特定團體會社又は有力なる個人をして積極的に未利用地濕地干潟の開拓又は改良による水田畑地の造成と經營に當らしめる。
- ロ、水系單位に水利組合を設置し防排水又は灌溉施設の積極的設營改良並に之が維持管理に當らしめる農地の改良造成を推進せしめる。
- ハ、特定の會社團體等に對し食糧及び原料の自給を目的とする農地の新規造成及び經營を積極的に獎勵し其の生産物に付いては統制上特別の取扱を考慮する。

廢耕防止の爲と、農業勞力の需給緩和に付いては左の緊急措置を講ずることになつてゐる。

- 一、小作期間の延長其他小作條件の改善の方途を講じて小作紛争等による廢耕を防止するため、法規に基く、縣長又は村長の調停の途を講ずる。
- 一、廢耕せる耕地は縣又は村に於て一時的に管理して其責任に於て耕作せしむる。
- 一、農業勞力の不足地帯に於ては農繁期の勞力供出を抑制する。
- 一、學生、學童、協和青少年團、勤勞奉公隊などをして農繁期に歸農せしむる等適切なる方途を講ずる。
- 一、治完既成地區に於ける荒地の復興を更に積極的に獎勵する。
- 一、農村に於ける離農の防止、浮浪者の淘汰に努むると共に都市に於ける非生産的人口を農村疎散せしむるために食糧特定生必物資の配給規整の強化、勞務供出の重點、商業使用人の制限等に互つて適宜の方途を講ずる。

斯くの如くにして滿洲國當局は増産國策遂行に努力して、國內の自給自足はもとより大東亞の兵站基地としての面目を維持進展せしめる大規模な指導を行ふものであつて、これに必要な、農民への生活必需物資は一元的の生必物資配給に滿洲生活必需品株式會社の全機能を動員することにな

つてゐる。而してこれ等の必需品の充足はもとより農民の増産意欲を昂揚するは勿論、出荷量の増大を招來することは考へ得べきことであつて、出荷量に相當してかつてやり來りたる出荷量に應じて特定の生必物資を農民に優先的に集中特配を行ふことは當然の措置と考へ得られるのである。更に農村振興に缺く可からざる農業金融と計畫作物の増産蒐荷との關聯を一層緊密ならしむることに意を用ひてゐる、即ち農管資金の貸付に當りては計畫作物の康德九年度の出荷実績を基準として康德十年度の作付面積及び出荷豫定量を勘案し其額を決定し、資金の融通資に當つては貸付總額の増大及び貸付限度の引上に付いて親心を示してゐる。

一方化學肥料及び農業藥劑の配給、保管、使用方法等の徹底に極力努力し、緊急増産には夫々完全なる農業技術者の實行指針を定めて指導の集中徹底を圖る

等、日本の農業振興策と相呼應して科學的農作物の増産を期する可く基本國策に即應した措置に出たのであつて、この實踐によつて滿洲國が誇る大農業國家として益々其の發展が約束されたと言へるものであつて農業經濟に一段の飛躍が期待されるのである。

第六編 滿洲經濟と滿鐵の連環性

前編の如くにして、滿洲國經濟の特異性が、大東亞經濟の基本として發展し、新たなる今後十年の見透しを吾人に植付けたことは、滿洲經濟の將來性と、經濟面を通じて產業界の方向なるものを十分に把握し得ることが出來たことは決戦下寔に力を強くするに足るものと言ふべきである。

この滿洲經濟が、世界經濟の一構成分子として、東亞の根幹的役割を認めせしめた點を考究検討するとき、滿洲建國前からの南滿洲鐵道株式會社の大陸國策具現政策に終始して來た偉大なる滿鐵の努力と熱意を汲み、且又將來滿鐵に負ふところが如何に大きいかと云ふことが容易に納得出来るところである。

即ち滿鐵が明治三十九年十一月一日設立許可をうけ孤々の聲を擧げて以來三十五年餘を経過した昭和の今日に至るまで、更に今後永久に大陸開發國策の一線を、よく困苦に耐へて來た、また發展し滿洲國隆盛の源泉であると云ふ國家的要請に百パーセント應じてゐる現狀であつて、滿洲國經濟の強靱さは滿鐵の功績に負ふところまことに大であるのである。

そこで吾々は、現下に行はれつゝある帝國の南方作戰に刮目すると共に、東亞ソ聯といふ默々たる大國と接壤する北方に目をくばり、今一段と北の認識を深めしめなければならぬ運命にあることを忘れてはならぬのであつて、特に滿洲經濟と結び付けて現代滿鐵の全貌を記述してみる所以もここ

にある。

滿鐵の特殊使命にふれる前に滿洲國と滿鐵といふ點をみる必要があらう。

滿洲事變のそれまでは帝國の對滿勢力は、大陸の玄關大連港を基點とする一千キロに互る二條の鐵路線のみであつた事は周知の事實である、ところが滿洲事變の結果として誕生した滿洲國の創建により、日滿一體五族協和の國是により日本人は自由に全滿に移植し、移民して活動し得るの途が拓かれたのである、これと時を同じうして滿鐵の活動範圍も文字通り劃期的な變革の段階を迎へたのであつた。

滿鐵が永年大陸の土と風と人と戦つて來た實力を、滿洲國の成立發展に協力するの好機がそれである。

即ち滿洲建國と共に多數の人材を新政府に送り滿洲國人的資源を充足し、全滿國有鐵道の經營と新線建設の委託をうけ、同時に新興滿洲帝國の基本的經濟建設工作に参加し、國防的重要産業の設立と援助のため日本帝國の對滿投資の導入管の役割と經濟建設に必要な、廣範圍、且多岐多様の調査立案に應じ、有形無形に滿洲國に寄與した點は、あたかも水と魚の關係に等しいものがあつた。

かくの如き重要な滿鐵は、一體その本質とする使命はどこにあるか、また今後どの方向に進み伸展するのであるかと言ふに

日本帝國の大陸經營政策の基礎的立場から更に一步も二歩も前進して滿洲國經濟經營の本源となり、ひいては大東亞經濟建設の行司的立場にあつて、南方經濟建設政策の根本たるべき地位にあると強調出來得るのではあるまいか。

一、滿鐵の本質と使命

日本が大陸の戰野に流した血の結晶が日本の特殊權益として滿洲の野に實を結び、その中心が滿鐵であると言ひ得るのである。げに滿鐵は、十萬の生靈の貴き代償たる特殊權益を土臺として、當時二十億の國帑と引換へたといふ可き犠牲的精神の下に、日本の國策遂行機關として設立されたのであつた。畏くも明治天皇の御遺産であり皇國民の神聖なる公器である特殊使命を帯びてゐる、これを説明して、滿鐵弘報課編纂の「滿洲と滿鐵」昭和十三年版は次の如く述べてゐる。

『明治三十八年、ポーツマス條約締結直後、米國の鐵道王ハリマンは、戦後疲弊の極にある日本から滿鐵の買収を畫策し、時の政府との間に豫備覺書を成立せしめ、いま一息で滿洲鐵道を自己の支

配下に收めるところであつた。この狂瀾を軌道に回したのは、ポーツマス條約を濟ませ未、癒えぬ病軀を提げて歸朝した時の外相小村壽太郎侯の炯眼と決死報國の一念であつたが假りにこの時ハリマンの陰謀が成功してゐたとすれば、その後日本の大陸進出は如何なる運命に逢着してゐたか、恐らく滿洲國の生誕はなかつたであらう、靜かに瞑目してこの一事に想到するとき、わが大陸經營に占むる滿鐵の役割が明瞭に浮かび上る。

而して大東亞戰下思ひを、日露戰直後に馳せるとき小村侯の功績は、當時支那に侵略の鋭牙をのばしてゐた、米國の野望がまさに神國日本の權益にのびんとしたとき、偉大なる外交家によつてこの侵略を喰ひ止めたこと云ふことが出来る。

一方滿鐵の創設は當時の滿洲軍總參謀長兒玉大將の盡力によることを特記して置きたい、兒玉大將は（滿鐵經營の方針を以つて直ちに帝國將來の政策）たらしめんとした遠大なる抱負のもとに滿鐵を主幹とする大陸進出が企畫され實際化して、今日に於て滿鐵が滿洲國の強化、伸張と共に更に滿洲經濟上に占むる經濟的政治的の重要さは増す許りであらう。

そして滿洲開拓のあらゆる大陸運營の經驗を華北、蒙疆の地に更に中南支那に、南方諸地域に引用して大東亞共榮圈完遂に、その經驗と手腕が買はれつゝあることは當然であつてまことに日本帝

國の對外發展の先驅者を以つて認するに足るものがあらう。

滿鐵が滿洲國內各産業に對しての資本的援助は數知れず、會社自體の經營は鐵道、港灣、炭礦、調査、研究及び地方經營一部を除いて昭和十二年十一月滿洲國並に日本政府へ（移讓）等多岐に互り滿洲經濟の指導と推進の役を掌つてゐる。

第七編 滿洲特殊會社の決戰的體制

『國防的若くは公共、公益の性質を有する重要事業は之を公營又は特殊會社をして經營せしむるを原則とす』との方策は滿洲國が建國當初に於て早くも統制的、指導的役割を公民兩事業にほのめかして統制經濟確立への初歩を示唆した英斷的、會社指導方針として最も讃へらるべき點であらう。

この方策は、大同二年三月一日大滿洲國經濟建設綱要の根本經濟政策である。この方策に沿つて滿洲國內の各種事業は非常なる成績と、特異なる發展を招來してゐるのである。

特殊會社は、滿洲國の結合に基いて設立され一國一業主義を採用、國策、國防の線を堅持して進んでゆくものである以上、政府の制下に置いたことは勿論であつた、この特殊會社は、所謂第一

次産業五ヶ年計異の遂行の花形となり、基幹となつたものであり、滿洲産業統制の中核體を成してゐる、特殊會社は康徳三年末現在にあつて設立されてゐるものとしては

滿洲中央銀行、滿洲石油、昭和自動車工業、滿洲棉花、滿洲炭礦、滿洲採金、滿洲鑛業開發、滿洲火藥販賣、滿洲拓殖、滿洲林業、滿洲鹽業、奉天造兵所、滿洲弘報協會、滿鮮拓殖、滿洲生命保險、滿洲計器、奉天紡紗廠、滿洲輕金屬、滿洲興業銀行

等で右は所謂特殊會社設立の第一段階的意義を持つものであらう。

次に、同時に滿洲國政府の附款命令に據つて業務を行ふ會社を特殊會社と指定し、康徳三年末現在設立會社には

滿洲航空、滿洲化學工業、昭和製鋼所、滿洲電信電話、大安汽船、大同酒精、滿洲電業、奉天工業土地、本溪湖煤鐵、滿洲曹達、日滿商事

等が夫々設立、發足してゐる。その後、更に第二、第三段階とも稱すべき新設會社、既設會社の機構改組修正を迎へ送つてゐる。

これ等會社の運営に當る首腦、功勞者に對しては特に滿洲國官吏としての待遇を與へる等の優遇方途を開き、積極的に事業發展策に乗り出した。しかして大東亞戰の勃發はこの一國一業主義の經

營方針を更に重大なる戰爭協力、戰爭完勝への體制下に事業運営を徹底せしむるといふ線にまで推進されたのである。

即ち今年初めに實施に移つた炭礦部門の改組、農産物増産綱要の、それとなつて表れて來たのはあるまいか。

かくて滿洲國家の躍進、發展に鋭意努力して來た是等の特殊會社の業績は、滿洲國策達成に向つて一路協力して來たのである。

二

滿洲國政府は特殊會社の運営に付いて新たに修改正を加へるの必要を生んだ爲康徳七年九月特殊會社經營刷新要綱を策定してゐる。それによると、特殊會社の能率増進の爲と會社の事業收支改善に關する資材問題、勞務問題等に互つてゐる。

特記するまでもなく特殊會社は産業五ヶ年計畫の中核體的活動體であることであつて、殊にこの五ヶ年計畫の遂行につれ各種會社の新設、改組が特に特殊會社の改善、修正に必要な要綱を策定せしめたのである。

その中特に注目されたのは滿洲重工業開發株式會社の創立であつた。該會社は滿洲産業開發促進

工作に大なる力を盡し、滿洲重工業の総合的、且急速なる確立を圖る見地から内外に有力なる産業資本の進出を誘致するに成功、経営技術は益々進歩するに役立つたのである。

然して既設會社にあつては昭和製鋼所、本溪湖煤鐵公司の増資、東邊道會社（開發振興會社）の新設はもつとも重大意味を有し、石炭部門の資源開發の多業主義經營方針によつて改組をみた滿洲炭礦會社の機構大修正等總てが戦力擴充と國防産業體制の動向を最も堅實に表した。

更に人造石油にあつては滿洲合成燃料、吉林人造石油の設立、其他滿洲鴨綠江電氣、滿洲飛行機、滿洲自動車の設立、滿鐵、滿業の増資等々關係計畫事業の擴大が一時に企圖實際化してゐる。

尙特筆すべきは特殊會社の推進、指導の立場にあつた南滿洲鐵道株式會社が、日本の指導精神を更に大東亞戰の完勝精神と東亞共榮圈確立工作精神へと全機能を發揮すべく去る五月全的改組を斷行、大連に尙存續せしめた各機構を擧げて滿洲に移して滿洲國の伸張に協力せることは、今後滿洲國産業、經濟上により一層の明確さを植付けると期待されるわけである。

次に特殊會社の經營刷新要綱を記述してみるに、

三

特殊會社の能率を増進するためには、特殊會社の運営に付いて夫々の責任の分野を明かにするこ

と、更に理事長中心主義を強化して、役員は最小限度にとゞめ、精銳主義を採り役職員の給與制度に改善を加へ、且つ特殊會社精神の昂揚と育成に努める、人事給與制度を刷新すること、また一業一社主義に再檢對を加へる、事業經營の一元性を確保する等會社の形態及び機構の合理化を圖ること。

特殊會社の事業收支改善に關しては會社の企業性を最も重要視する、事業費及經費の節約を圖り、建設事業に於ける收支計算を改善すると共に政府出費の範圍を限定し又補助金制度に再檢討を加ふる措置を取り、特殊會社の設立に付いてはその後嚴選主義を採ることを明かにしたのである、この要綱の第一着手ともみらるべきものに、既に述べて來たところの滿炭の改組、事業昂揚による一業多社主義が採用された。

更に時局の進展につれて資材に關する問題、資金に關する問題、等が再檢討されて萬全を期しつゝあると稱すべきであつて、特殊會社の決戰體制は日滿華と相連帶せる各種産業の方策と動向を共にして、過去及び將來の滿洲經濟の中核體としての其功罪はまことに堅實なる基礎と戦力培養に偉大なる功績をのこして來てゐるのである。

第八編 滿洲産業五ヶ年計畫の成果

四八

要するに滿洲第一次産業五ヶ年計畫の成果は躍進滿洲國に偉大なる經濟的方途を與へ、堅固なる國家の經濟的基礎を確立することに役立つたと言ひ得るであらう。

この五ヶ年計畫の實質的な施行によつて、凡ゆる産業上の諸施設は整備開發せられ、驚異的な發展を招來してゐる、殊に廣大なる重要資源の開發は先進諸國の水準領域にまで到達して、今日の大東亞戰爭に當つては友邦として充分に日本に協力することが出來得てゐるといふ點を考究するとき、定に五ヶ年計畫の收穫は顯著なるものと稱すべきである。

今茲に、この産業五ヶ年計畫の成果を辿つてみるに、該計畫を策定せる年の康德三年より向後五ヶ年の間にあつて、文字通り滿洲國政府はこの具體化に全力を盡して來てゐた。

即ち第一次産業五ヶ年計畫は、建國當初より既に實施すべき重要政綱であつたのである。そしてこの計畫の實際化は建國と同時に着手する方針であつたが、獨立早々の國家としては、先づ第一に成し遂げなければならぬ問題として、當時の國內情勢からして見るに、國內治安の確立と、國政百

般の整備といふ二次政策を徹底せしめなければならなかつた。従つて生産部門にあつては直ちにこの二次政策の實現に必要な大規模なる生産事業を起すといふ状態に迫られてゐたことは何人も異存はないところであつた。

而して建國以來五ヶ年に到つて滿洲國政府は健全極まりなき發展を遂げるに至つた。この躍進振りには全く世界の驚異に値ひしたと稱すべきものであつて、この過去五ヶ年間に傾注した二次政策の具體的表現は、よく滿洲國治安の回復をみせ、國政も軌道に乗り、産業開發に必要な通信、交通機關の整備も出來たのである。そこで第一次産業五ヶ年計畫の策定となつて着手する段取りに到達したのである。且國民も亦膨大な五ヶ年計畫實行に應ずるだけの態勢を持つ餘力を有して來てゐた。この様に國力が基礎付けられたのは申すまでもなく日本帝國の援助、指導に俟つものであることは度外視出來ぬであらうが、滿洲國政府がよく大東亞の使命を達觀して王道樂土を建設し五族協和の建國使命の遂行に當つて絶大なるたゆまざる精進を續けたといふ點を買はなければならぬであらう。

由來この五ヶ年計畫は建國後五年にして夫々の部門にあつて着手されてゐた經濟的建設基礎を一元的に、日滿當局の指導のもとに、しかも有機的に、産業開發を綜合して、本格的に着手したものであつて、こゝに滿洲産業開發第一次計畫の意義があつたのである。五ヶ年計畫着手當時はその成

果に就て、必ずしも樂觀的ではなかつた。むしろ悲觀論を唱へたむきが多かつたが、この點も滿洲國が獨立早々であつて、常識的に考へられる新國家の經濟的脆弱性を見事に克服したと言へるであらう。

さてこの産業開發五ヶ年計畫の目標は大東亞の母體たる日滿兩國の一般輕工業をして重點工業化せしむると共に、その經濟的基礎を確立せしむることにあつた。そしてこの基礎をなす資源を開發確保することであつたことは論ずる必要はあるまい。この五ヶ年計畫の全貌に付いて武部總務長官は次の如く説明してゐる。

『今日に於ける戰爭の範圍は寔に大きく、重要軍需物資は一々外國より買ふ譯には行かない、戰爭に勝つためには、何を措いても銃後に旺盛なる重工業が絶対必要である。例へば中華民國より南洋までを含めたブロックを結成した廣域共榮圏の觀點に立つた場合、日本や滿洲國が、中國南洋諸地域と同様に輕工業状態にあるときは到底有機的、經濟的關係を結ぶことが出來ない場合許りか、彼等と競争の地位に立ち相對立するに到るや必定であつて、ここにも第一次五ヶ年計畫の第一の目標を重工業においてゐる理由があるのである。目標の第二は大陸作戰にある。即ち大陸に於て起り得べき作戰に想ひを致し、大陸に要する食糧其他の物資は滿洲に於て出來るだけ生産し、これを充實

しておくといふ點である。そしてこの重工業を振興することは亦滿洲産業の開發の基礎を築きあげの意味を持つてゐたのである。蓋し基礎的産業の開發なくてはその上に乗る産業の地盤といふものがないからである。この二大目標のもとに滿洲國に賦存する資源の極めて豊富なること、日本より資材、資金、技術等の援助を期待すること、第三國特に獨逸との交易による物資機器等の入手を豫定すること、北支に不足勞力を期待すること等を基礎的條件として鑛工業の開發、農畜産の改良増殖、開發に必要な交通、通信施設の擴充、開發に必要な資金等に關し、更に夫々の遂行目標が定められ、康徳四年初頭より愈々實施に着手したのである云々』

(この項創造十七年版臨時號滿洲現狀報告中の武部滿洲國總務長官の滿洲國五ヶ年計畫の全貌に因る)

二

以上述べてみた如く産業五ヶ年計畫は政府の重要政策として開始せられたのであるが、周知の如く實施の七月蘆溝橋に端を發して、支那事變が勃發するに至り計畫豫定通り日本からの援助に多少の影響はあつたといふものの試練的段階にあつた割合に順調さをもつて越年するに到つた。が然しこの期に於て最も審重に検討の必要にせまられたのは支那事變による滿洲國內情勢の變化である。

従つて政局の變轉に對處する新たな構想が希求せられた譯である。

(更にこの期には鮎川義介氏を總裁とする滿洲重工業開發株式會社が設立されてゐる)

よつて政府は支那事變長期化の様相による日本國內の情勢と照合して、日本の動向と軌を一にする必要に迫られ修正の懸案解決に日滿の協議が行はれ、眞の日滿一體の開發計畫が齎されたのである。これが所謂修正五ヶ年計畫の決定となつて表はれた。

康德五年の第二年度はこの修正計畫の下に開發が行はれた、更に第三年度の康德六年に至つては、かのノモンハンの事件が突發したためと、更に第二次歐洲動亂が勃發した、この影響は根本的に五ヶ年計畫全體に互つて波及し、獨逸よりの機器の入手困難を招き、内外の情勢は急迫に急迫をつげるに至り、物資の需給が逼迫して來る等計畫遂行に最悪の場合を豫想された、ために第四年度にあつては、康德七年に於ける實施計畫に關して、その基本をなす物動計畫の策定には、對日依存は一應期し得るの限度にし、日滿を通じて最も必要な重點的な産業である重工業部門たる鐵鋼關係、液體燃料、非鐵金屬等に互つて特別に日本に遂行上の援助を要請したのである。

かくの如く紆餘曲折の過程をのこして計畫最後の康德八年を迎へたのであるが、この最終計畫年度には霹靂の如く獨ソ戰が開始され、更に十二月八日に世界再建の正義に立つた帝國が米英に對し

膺懲の鐵槌を下した、大東亞戰爭の重大事に遭遇して又復一大影響をうけたことは勿論であるが、絶間なき不測の事體に對してよく五ヶ年計畫の有終の美を結び飛躍せる滿洲國産業の開發の實績を具現し政治、文化の昂揚と共に新滿洲經濟の基礎確立に絶大なる所産をもたらしたのである。

(これが實績は別表を参照)

三

滿洲産業第一次五ヶ年開發の實行は世界史的なる事件、事變、戰爭の試練の中に生長して、あたかも正義の戰爭協力者の立場を基礎付けるが如く發展して來たのであるとみられよう、かくて滿洲國は十周年の建國記念を迎へ内外共に充實せる獨立國家としての面目を新たににして、第二次五ヶ年計畫へと發足し充實せる日滿經濟一體の實現に拍車をかける年を迎へた、滿洲國政府は日滿支經濟建設要綱に據り康德八年秋第二次五ヶ年計畫基本方針要綱を立案し、昨年師走に至つて今後行くべき滿洲經濟建設の方向を決定せる基本大綱を編み、大東亞戰爭の最後の勝利に全幅の協力をなし、撃ちてしまひの帝國の聖業に全面的協力を誓つて、大東亞共榮の經濟圈確立工作に雄々しき進軍をなしてゐるのである。

而して第一次五ヶ年計畫の遂行に當つては開拓民の入植、特殊會社の機能發揮(別編工業部門の

改組昂揚策の如く、現有施設の活用、物資の節約、勞務管理の工夫、生産の質的向上、運輸の圓滑化等多岐に亙る革期的戦争遂行段階に對處するの計畫實施遂行に入つた譯である。

別表 滿洲産業五ヶ年開發計畫遂行の實績

本別表は康徳八年度に於ける部門別の實績を表せるものなり、基準は康徳三年

一、鑛工部門

鉄	鐵	鋼	塊	鋼	材
二一九%	二一九%	一五四%	二六四%		
石	炭	鉛	亞鉛	鉛	
一七八%	一七八%	一二二三%	三九八%		
×銅		石	綿	電	力
五一七%	五一七%	四八二八%	二四一%		
硫	安	鹽	曹達	灰	
一〇四%	一〇四%	一五%	五四五%		
×アルミニウム		パルプ	液體燃料		
一六六六%	一六六六%	七九〇%	一六〇〇%		

(○印は康徳四年度基準、×印は五年度基準を示す)

二、農産部門

高粱	粟	句	米
一一六%	一一五%		一四八%

水	稻	陸	稻	小	麥
三三〇%	三三〇%	八八%	八八%	一〇〇%	
大	麥	燕	麥	大	豆
五三%	五三%	三八三%	三八三%	八五%	
棉	花	洋	麻	亞	麻
一五八%	一五八%	一三二二%	一三二二%	五四六%	
△柞	蠶	煙	草	甜	菜
一二九%	一二九%	一〇八三%	一〇八三%	四五六%	

(△印は康徳六年度基準を示す)

一、畜産部門

馬	一〇五%	牛	一二〇%	豚	一〇九%
緬	羊	羊	毛		
一二五%	一二五%	一三〇%	一三〇%		

一、交通部門

國	道	私	鐵	自動車道路
二二五%	二二五%	二〇八%	二八一%	

一、開拓部門

日本内地人入植者數	一五三二%
-----------	-------

朝鮮人	四五二%
-----	------

一、資金部門

投 資 額 六七〇千萬元

(對滿投資四〇〇千萬元、國內資金二七〇千萬元)

(別表は滿洲國政府發表に因る滿洲日日新聞調査部資料提供)

五六

第九編 東亞ソ聯との關係

國境を接する滿洲國とソ聯とは過去及び將來に、永久に政治、經濟、文化を通じて密接なる關係を持つて、外交上の重要な問題を、しかも多彩な動きに色どつて行くことであらう。

然るに過去數世紀の間、滿洲はこの多彩な、時としては深刻な事件の殆んどは、全く當時帝政ロシアの侵略的意圖に他ならず、革命後のソ聯の世界赤化的野望の對象となつて、滿ソ間は紛争、競争の絶間がなかつた。

露國の亞細亞支配慾は一時的にせよ、滿洲を清國政府から完全占領の暴擧を敢行し、そして共產主義赤化の思想は呵責なく極東を蠶食して、吾が日本にまで激しく思想的謀略の侵透となつてあらはれた。

だが日露戦争、滿洲事變はこの恐怖すべき彼等の魔手を阻止し、大陸席卷の慾望を挫くことが出

來た。

現代、滿洲國が世界列強注視の中に驚異的な飛躍發展をして、凡ゆる部面の國內的、對外的の整備を完了し、軍備の充實に邁進することが出來たのも、結局は日露戦争滿洲事變の偉大なる所産であらう。日本帝國が所遮する八紘爲宇の大理想顯現はかくして大陸建設に協力し決定的に大東亞新秩序の工作に大いなる補導を怠らなかつたことである。

ソ聯が滿洲國の動向に最も關心を持つて、滿洲國またソ聯の監視を嚴重にすることは、夫々の民族的發展と思想的相違と、國家的伸張の上から、恐らくは永久に、ある點の相刻摩擦は不變のものである。

世界の謎としてソ聯が、その國家的民族的存在價值を重大視され、それほどソ聯 動向が滿洲國に影響して、大東亞圈に波及するのではあるまいか。

是等の諸點を綜合してみるにソ聯と滿洲國は軍事的に、外交上に極めて複雑微妙なる關係にあることを、指摘出來得るのである。

いま、兩國間を軍事的に論評を試みることは時局下その理由を許されぬ状態にあるが、何れにせよ兩國の間は大東亞戦下明闇の空氣を醸成して、茲、四、五年の間を経てゐる。

五七

康德四年十二月一日斷行した、日本の滿洲國內治外法權の徹廢は、列國をして外交上の一片の辭令の必要を認めず、滿洲國の獨立承認をなさしむるに役立つて、ソ聯又滿洲を獨立國家として認めらるに至つたことは周知のところである。

ところが事變後ソ聯の老獪なる術策や手段は事毎に滿洲國に向けられ、不法威壓を以つて臨んで來た。その結果が康德三年一月二十九日の全廠事件、長嶺子事件となり、更に大規模なる戰鬪行爲等であつた。第一次ノモンハン事件、第二次ノモンハン事件を康德四年五月、六月の兩度に互つて惹起せしめ、それを前後として彼の張鼓峰事件、國境不明確による紛争は百數十回に及んでゐるのである。

この兩者の紛争も帝國の嚴然たる態度により一應解決の域に達した、殊に日ソ中立條約の締結は、滿ソ兩國間を明朗化するに役立つてゐるのである。吾々は滿洲帝國の立場と、ソ聯自體のためにこの現状を最も保持することを切望するものであるが、これも現下の世界的變革の際にある以上、晏如たるを得ぬところであらう。

然れ共吾に嚴然たる北方の護りがある以上絕對不敗の精神を發揚して、大東亞戰爭を勝抜く一途に邁進し、日滿支協同戦力を調強することこそ滿洲國の使命であり、責務であることを力説して置

きたい。

滿洲國とソ聯の關係は、以上の如くにして東亞ソ聯の軍備と睨み合せて密接不可分の關係に置かれてゐることを示現してゐることを忘れることは出来ぬであらう。

(註・滿蘇兩國がよく今日の狀態を迎へた、過程を説くには帝政ロシア時代から、明かにしなければならぬであらう。即ちロシアのシベリア侵略、ロシア人の黑龍江侵出、恰克圖條約締結前後の清露關係、ロシアのシベリヤ鐵道建設、清露秘密同盟條約と東滿鐵道、朝鮮を中心とする日露關係、獨逸の膠州灣占領と露國の態度、ロシアの全滿占領、露清密約の發展、滿洲還附條約より日露戰爭に至る過程等々を詳説せなければならぬが、本篇ではこの説明を割愛することにした。而して日露戰爭勃發後から滿洲事變までの時局的推移は、滿ソ兩國を中核體として極東情勢は決定付けられて來た點から別篇に詳細屢述せる東亞建設史として記載して置いた。)

結 論

一、以上述べて來た、滿洲經濟篇を結論付けるには滿洲國が過去において遂行し來たつたところの、

經濟建設の諸政策中の過程、功罪、更に現段階にあつて最も緊要なる經濟方策面の検討と方向を考察して滿洲國が、如何なる具體策を以つて決戦下の戰時經濟體制を、しかも強力に確保し得るかと言ふ様な諸問題を茲に取上げて夫々の問題を解決するの必要がある。

だが是等の廣範圍に互る討議は許された紙面では到底述べ切れるものではない。従つて前記の各篇は極く最近の經濟部門の變革を解説するに留めておいたのであるが、他面經濟問題と不可分の關係にある物價問題に何等觸れて來てゐないのでこの結論に於ては少しく物價問題に言及して置くことが、現代及び將來の滿洲經濟を把握する上に最も大切である。よつてこの點に付て詳説して置くことにした。

由來物價問題は、國家經濟の消長を如實に反映して社會問題にまで波及し、しかも物價の變動は國策を不具にし民生上の重大事までも形成するのおそれがあるものであつて、一國の經濟安定を圖る上に物價對策は不可欠の要點であると言へる。

滿洲經濟は、滿洲產業五ヶ年計畫の完遂に大きな期待をかけて來た。然るに康徳四年の第一次產業五ヶ年計畫の發足の歲に支那事變が勃發した爲に、五ヶ年計畫の遂行上に非常なる痛を招來した。

だが支那事變は滿洲國をして、日本と共に強力なる戰時經濟の確立へと移行せしめ、建國以來國家統制を以つて、重要産業の開發運営に當つて來た、ところの滿洲經濟は、事變に因り新たな段階に直面、これを契機に國家的統制を更に強化擴大するの必要に迫られたのである。

故に支那事變は生長途上の滿洲經濟に非常なる決意を要求した、例へば國內物資の不足や、勞働力、資金導入の困難、輸入の急激なる減退等々が、凡ゆる建設を目標として進行して來た滿洲國にとつて最も惡條件を生んだのである。

だが滿洲國は日滿一體一徳の根本的理念に則り是等の困難を克服して一路生産擴充に邁進した。ところへ康徳六年には第二次歐洲大戰の爆彈が投ぜられ、このために世界の諸情勢は變轉極まりなき動亂となり、遂に滿洲國も建國當初にして世界の動亂の強風に煽られた爲め、滿洲經濟はより一層高度なる國防國家としての産業統制が要求されたのであつて、政府當局は國防國家經濟の實現に邁進するの決意を一相鞏固にした。

この様に超非常時局に直面した滿洲經濟の動向は重要生産を圖る重點主義産業の統制を強化する一方、萬全なる物價政策に乗り出したのである。

なぜ物價問題がかくの如く重大意義を有するに到つたかと云ふに

即ち、戦時経済の運営上には物價の適正維持が最も人心を收攬し、國家經濟を盤石の強きに置くからであつて、この觀點に就ては次の諸點が擧げられるのである。

一、物價の騰貴は國民生活の安定を破壊するから戦時の國民生活を確保するの要因として一定の低水準に物價を抑制して置く必要がある、言ひ換れば低物價政策の確立に努力しなければならぬこと

一、物價騰貴は國家經濟の運営上にあつては國家運営の源泉たる豫算遂行を困難ならしめる。
一、軍需生産の擴充、増産を期する場合、國內に於ける物價政策が軟調であつて、物價の騰貴を招くことは生産擴充を阻害する、殊に滿洲國の如く對日依存交易國であつては、まづたく片貿易の觀があつた國家としては、輸出品昂騰のため、輸出貿易上に支障を來たし、輸入力の減退を招來せしめる、更に物價は安定する許りでなく最も低い水準を保持せしめなければならぬ理由を生む

斯様に物價問題及び對策が、常時にもさうであるが、殊に戦時經濟運営上に重大である許りでなく物價が占める重要地位は滿洲經濟が新しき段階に進展するにつれ著しくその重要性を加重されるものである。最近の大東亞主要都市の物價昂騰状態はやゝもするとその國家の政策遂行上にゆゝし

き問題を投げかけてゐることは事實であつて、この點に付いて夫々の政府當局はまづたく腐心し、對策に鋭意努力を行つてゐることは周知のことであらう。

然も滿洲國が、五ヶ年計畫遂行に必要な尨大なる所要資金の調達散布、國家財政の急激なる膨脹、支那事變の長期化、大東亞戰爭の勃發に基因して、生じた物資の需給上の窮屈化や、滿洲生活必需物資の輸入價格の上昇、生産賃金の昂騰等は一連の時象として一般物價は益々昇る一方である——と云ふ様な滿洲國內の經濟建設上の諸條件の悪化は、物價を徒らに不安定へと導入してくるので、益々物價問題が緊急な問題として取り上げられたのである。

そこで政府ではこの物價問題の對策を全面的に樹て直すの必要にせまられ康德六年七月（時局物價政策の大綱）を發表して総合的に物價對策の本格的實施に着手し、生活必需品配給價格、生産、輸入品の價格の公定、勞力、資金、爲替等に互つて物價の安定策に全力を盡して來たのであるが、この對策をよそ目に滿洲の物價は支那主要都市たる、天津、北京、南京、上海等と同様に騰勢を持續してゐる。（別表参照）

二

過去數年の間に滿洲國の物價が騰貴を見せ出したのは康德五年であつて、支那事變勃發の翌年で

あつた。この歳にまつたく支那事變は長期化して來た。爾來今に至る迄、滿洲政府の發令した七、二五の物價抑制の禁令を度外視して逐年急騰の一途を辿りつゝある譯である。

例へば別表に照らす如く國都新京の卸賣物價に見られる如く急騰を示して來てゐることは、一面からみれば未だ滿洲經濟の弱體振りを示すものと言はれるであらうが、他面支那事變、大東亞戰爭と所謂總力戰の實姿が國民生活上のすべてに影響して、物資の入手難、重點工業への勞働力の移動、勞賃金と一般生必物資との懸離の度合等が極端に波及して、更に滿洲國が新國家であり、建設必要資材は否應なく缺く可からざる状態である、等々を考慮に入れるとき、あながち經濟上の弱體のみ決めることは當らぬであらう。

だがいづれにしても日本の卸賣物價に比格するときには相當以上の昂騰振りである。

この滿洲國卸賣物價の急騰は支那主要都市にあつても遙かに滿洲物價を越ゆる高率急騰をみてゐる現状であることは時局下定にやむをえざるところであらうが、この物價對策に付いては緊急の善處策が要望される問題である。

されば滿洲國に於ては物價停止令に次で康徳八年十二月二十四日に（戰時緊急經濟方策要綱）を樹立して、緊迫せる新事態に即應し、戰時經濟産業體制を更に整備強化せしめて、自給資源の活用

を圖ると共に大陸隣接地域と經濟的連繫を密にし、經濟諸施策の目標を滿洲独自の國防上の特殊地位を考慮して日本に於ける戰時上應急の需要に向けて全力を傾注し、非常時局の克服に邁進して來てゐるのであるが、大東亞戰爭勃發後年餘を出たいまにあつて尙滿洲物價は急騰を示現してゐるのは、前記の如く、生活物資の對日期待薄なり、一般物資の窮屈化は、何れにせよ物價の騰勢を辿ることは阻止出來ぬものではあるまいか、要するに物價指數そのものを一定の水準に置き抑制策を講じ、その時、その際にあつて善處するの外途はあるまい。従つて斯る事態に對處するために、一段と強力な物價統制策を樹立して決戦下民生の安定に心し物價適正策の大目標の顯現が最も希求される問題であることを強言して置きたい。

而して康徳九年度にあつては對日寄與増大を中心として大陸接壤地帯貿易計畫を完遂し更に滿華北の交易物資に付ても年度早々新京國務院に首腦者會議を開催、數量、價格の調整を決め、交易品を一體と見て相互的物價調整を行ふことに決定し、特に聯銀内に特別勘定を設けて清算する——等鋭意國內物價の調整に當つてゐる。

要約するに滿洲國は經濟、民生、政治に及ぼすところの物價の不安定を極力是正すべく日本及中華民國當局と徹底的に物價の調整に乗り出してゐると稱すべきであらう。

日滿支主要地卸賣物價指數

東京卸賣物價指數

(圓相場)

昭和十二年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和十七年八月	105	104	105	104	104	104	104	104	104	104	104	104
同 十二月	106	104	105	104	104	104	104	104	104	104	104	104
昭和十八年一月初	106	104	105	104	104	104	104	104	104	104	104	104
同 二月初	106	104	105	104	104	104	104	104	104	104	104	104

新京卸賣物價指數

(滿洲圓相場)

昭和十二年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和十七年八月	103	104	101	103	100	100	100	100	100	100	100	100
同 十二月	106	100	101	103	100	100	100	100	100	100	100	100

昭和十八年一月初	107	106	101	103	100	100	100	100	100	100	100	100
同 二月初	104	106	101	103	100	100	100	100	100	100	100	100

天津卸賣物價指數

(聯銀圓相場)

昭和十二年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和十七年八月	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103
同 十二月	104	107	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104
昭和十八年一月初	103	104	105	104	104	104	104	104	104	104	104	104
同 二月初	103	104	103	104	104	104	104	104	104	104	104	104

上海卸賣物價指數

(軍票相場)

昭和十二年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和十七年八月	105	101	105	106	103	103	103	103	103	103	103	103

同	昭和十八年一月初	同	十二月	六八
同	二月初	九三	五三	八三
		四七	五六	五五
		五八	六〇	六一
		五六	六三	
		五三	二九	
		三五	三四	
		三三	四九	
		五〇	八三	
		八七	五九	
		八五	六八	
		七五	七九	

(加重算術平均)

二、東亞建設前史

一、黎明東亞の建設戦

當時世界最強の陸軍を誇つた帝政ロシアが、その餘勢を驅つて全アジアへの侵略に鋭鋒を向け、日本帝國が日清戦争によつて確保した南滿洲鐵道沿線を南下し、朝鮮半島を衝くの氣概を示したのが所謂日清戦争の結實であると云ひ得るのである。

而して日清戦争の停戦後十年を経過した明治三十七年我が帝國との間にあつて愈々風雲急を告げるに至つた。

遂に同年二月十日長くも明治天皇は暴戾露國に對して宣戦の大詔を降し賜うて、大本營を廣島に設置、聖駕を進ませ給ひて討露の聖戦に敢然と起たせ給うた。

日露開戦以來一ケ年餘、ために滿洲の曠野は血生臭き戦場と化し、明治三十八年三月十日の奉天大會戦に於て彼我の大勢を決し、同月十五日滿洲軍總司令官大山巖元帥は兒玉參謀長以下の幕僚を従へ堂々と奉天城に入城し、軍總司令部を奉天城内に設置したのである。

これと相呼應して露國太平洋艦隊を日本海に迎へ撃つた、聯合艦隊司令長官東郷元帥の率ゐる帝國海軍は五月二十七日全露國艦隊を撃滅し、日本海大海戦の勝利を世界に顯現し日本強しの感を世

界列強に認識せしめた。

かくて帝國が世界の荒波に乗り出して爾來今日の大東亞戦争を闘ひ抜きつゝある間の過程に於いて、帝國は誠心誠意よく肇國以來の八紘一宇の大精神を大東亞建設への情熱としてひたむきな精進を續け來つてゐる。

そして日露戦争以來茲に三十九年、この間に第一次世界大戦の試練をうけ、輝ける滿洲帝國の建設に協力指導して復雜極まる國際情勢を乗り切り、更に昭和十二年七月七日蘆溝橋事件に端を發した支那事變を闘ひ抜き、更に英米等侵略國家群の壓政と闘ひ、昭和十六年十二月八日の大東亞戦争に決然起つて大東亞十億の民族開放のためと、世界再建の大旗の下に友邦獨伊と相協力しアングロサクソン潰滅へと闘ひ抜いて既に二年を迎へるに至り、更に東亞の指導者として盟邦滿洲帝國、泰、中華民國國民政府と凡ゆる協約を結び、今喰ふか喰はれるかの總力戦を敢行しつゝあるのである。かくの如き今次世界大戦への烽火は既に、次に誌述せんとする三十九年前の日露戦争に始まり、更に遠く阿片戦争（一八四〇年）に源を發してゐるのである。

いま吾々は東亞建設の黎明戰たる日露戦争、滿洲事變を刮目して思考するの必要があるのではあるまいか。

そして先人の成し遂げた尊い血の記録と、大陸建設工作の忍苦をしのんでここにはじめて現下の戦争を勝抜くことが出来るのである。

附記、およそ公判された史實には滿洲事變勃發後の資料のみが見受けられる。また滿洲事變後の資料は容易に蒐集出來得たのである、本史實の貴重なる點は特に滿洲事變前の記録であることを誇りたい。

二、日露戦争より民國二二年間

一九〇四年（明治卅七年 清光緒卅年）

二月十日 明治天皇露國に對する宣戰の大詔を下し賜ふ

二月十六日 清國政府は遼西一帯の中立を宣言す

四月 露國遼西の地位を犯す

五月一日 第一軍鴨綠江にて激戦す

五月六日 第一軍鳳凰城占領す

五月廿日 第二軍鹽大塊に上陸す

- 五月廿五日 第二軍金州南山を占領す
- 六月廿一日 大山大將滿洲軍總司令官を命ぜらる
- 七月廿七日 日本軍營口占領我軍政委員より營口を占領したる事各國居留民の保護に任すべき事を宣言し且つ英米獨三國の領事に軍政の開始を通告す
- 八月十五日 滿洲軍後方守備の爲め遼東守備軍編成せられ金州に司令部を置く同十一月大連に移る
- 八月廿五日 遼陽戰開始
- 九月一日 遼陽占領
- 十月十五日 沙河會戰
- 一九〇五年（明治卅八年 清光緒卅一年）
- 一月一日 旅順籠城の露軍司令官ステッセル將軍日本軍に降伏の軍使を派遣し翌二日我軍は敵の降伏を許容す
- 一月五日 我第三軍司令官乃木大將ステッセルと會見す
- 一月九日 旅順要塞司令部設置さる
- 一月廿五日 黑溝臺會戰

- 二月九日 米國大統領閣下に露國に對し講和を勸告せるに駐米露公使は之を拒絶す
- 二月十一日 永沼挺進隊北進し長春以南新開河の鐵橋を爆破す
- 二月廿二日 奉天攻撃開始
- 三月十日 奉天の大會戰、奉天を占領す。露軍の遺棄死體三萬六千五百、俘虜二萬三千を算す
- 三月十三日 我軍興京を占領す
- 三月十五日 我軍鐵嶺を占領す
- 三月十五日 滿洲軍總司令部大山總司令官奉天に入城滿洲軍總司令部を奉天城内に設置す、奉天軍政署開設陸軍中佐秋山秋作軍政官となる
- 三月下旬 占領後の撫順炭坑經營の爲め煙臺採炭所より技師大八木喬朶來任し直ちに採炭に着手し撫順採炭所を開設す
- 四月 露軍、吉林長春間に輕便鐵道を敷設す
- 五月廿七日 日本海大海戰日本軍大勝す
- 五月 營口にて滿洲最初の邦人小學校開校さる
- 六月 大連にて公學堂開校

六月五日 米國大統領より我政府に對し兩交戰國自己のためならず、世界全體の爲め露政府と相互間に直接講和談判を開始せん事を勸告し來る

六月十五日 米國大統領は日露兩交戰國の要求により兩國講和全權委員の會合地を華盛頓に選定せる旨の宣言をなす

六月廿二日 關東に民政署設置さる

七月廿六日 營口に於て滿洲最初の邦文新聞滿洲日報創刊

九月五日 日露講和條約成立し日露兩國の國交恢復す

九月十三日 在滿洲の日露兩軍の休戰協定行はる

十月十八日 大島義昌大將總督に任命さる

十月廿五日 遼東新報大連に創刊さる

十月卅日 四平街にて日露軍委員講和條約に基き第一線以北の鐵道炭礦の接受協定さる

十月卅一日 滿洲軍總司令官の隸下に關東總督府編成せられ府を遼陽に定む

十一月廿五日 滿洲軍總司令部凱旋の途に就く

十一月 大倉組本溪湖炭坑の採掘を出願許可さる

十二月廿二日 日清間に滿洲善後協約調印さる

(一)東三省の要市十六個所を外國人の居住及貿易のため開放すること

(二)鐵道守備兵に關して將來露國が清國に讓歩する又は日本も亦讓歩すべく清國自ら完全の保護をなし得るに至れば露國と同一條件を以て日本の守備兵を撤すべき事

(三)日本軍の撤退を爲したる地方には清國政府其の必要の軍隊を派遣するを得べく未撤退地方に於ても土匪逮捕の爲め或條件の下に派し得べき事

(四)軍用に徵發せる清國公私財産還附の件

(五)安奉鐵道經營及改築の件

(六)南滿洲鐵道と清國各鐵道との接續業務の爲め別約を設くべき事

(七)南滿洲鐵道材料免稅の件

(八)營口奉天安東縣に日本人居留地を劃定する様別に協議を遂ぐべき事

(九)鴨綠江採木公司設立及經營の件

(十)滿韓國境貿易に關して相互に最惠待遇を與ふべき事

一九〇六年(明治卅九年 清光緒卅二年)

- 一月 本溪湖炭鑛の開坑式を擧ぐ
- 二月 關東總督隷下に左記軍政署を配置す
 (一)瓦房店 (二)營口 (三)遼陽 (四)安東縣 (五)奉天 (六)新民府 (七)鐵嶺 (八)昌圖
- 二月七日 安東縣輕便鐵道と下馬塘鐵道班とを合併して安奉鐵道となり、軍事品輸送に従事す輕便線にて極めて危険、他日安奉線改築問題を産む
- 二月十一日 奉天に日本人會を組織し發會式を擧げ井上一男氏會長に就任す
- 四月 安東帝國總領事館開設
- 五月廿七日 奉天總領事館開設萩原守一初代總領事に任命さる
- 六月 關東州外の軍政を領事館に引繼ぎをなすに決し參謀本部次長福島安正及外務省政務局長山座圓次郎と協議を遂げ軍政を引繼ぐ
- 七月 本邦人の居住、營業保護 關する一切の事務は領事に引繼ぎを了す
- 七月 營口電氣會社(日支合辦)設立さる
- 七月十五日 奉天居留民會小西關に設立さる
- 八月一日 露國より滿洲鐵道の引繼ぎを完了す

八月 橫濱正金銀行軍用手票回收に關する事務の引繼ぎをなし大連及奉天の兩支店にて之が回收に着手す

- 九月一日 關東都督府官制施行軍政に代り民政の端を開く
- 九月一日 大島義昌初代關東都督に任命さる、石塚英藏關東都督府民政長官に任命さる
- 九月 旅順海軍工作部大連支部に屬せし電氣事業は滿鐵運輸部に繼承さる
- 十月十八日 盛京時報奉天にて創刊
- 十一月一日 南滿洲鐵道株式會社設立許可さる
- 十一月 營口水道電氣株式會社(日支合辦)成り營口電氣會社を買收す
- 十一月 小村外務大臣遣清大使として北京に赴き滿洲問題の交渉をなす
- 十一月十三日 後藤新平滿鐵總裁に任命さる
- 十一月二十四日 中村是公滿鐵副總裁に任命する
- 十二月 營口居留民會成立す
- 十二月 鐵嶺滿洲製粉會社設立さる

一九〇七年(明治四十年 清光緒卅三年)

- 一月卅日 奉天商業會議所設立さる
- 二月 旅順にて日本赤十字社滿洲委員部 露國の赤十字病院建築を利用して一般病者の診療を開始す
- 二月 哈爾濱總領事館、吉林總領事館開設さる
- 三月一日 安東稅關開始さる
- 三月廿一日 野戰鐵道提理部主管財産全部滿鐵に引繼ぎの手續發表さる
- 四月一日 南滿洲鐵道株式會社營業を開始す、撫順炭坑滿鐵に引繼ぎをなす
- 四月廿五日 滿鐵副總裁中村是公關東都督府民政長官に任命さる、盛京將軍趙爾遺湖廣總督に轉任、徐世昌東三省總督となる
- 五月廿七日 新民屯奉天間の鐵道は支那側に讓與引渡しせらる
- 五月卅日 大連海關設立協定成立す、同六月外務省告示を以て公布せらる
- 六月十三日 日露兩國の鐵道接續業務假條約締結(聖彼得堡)にて日本特命全權公使本野一郎及露西亞國外務大臣との間に調印さる
- 六月 長春にて長春鐵道附屬地の買收行はれ滿鐵交渉事務所を長春に設置す

- 六月廿六日 關東州租借地稅關假規則公布さる
- 七月 陶家屯炭礦撫順炭礦の管理に移さる
- 七月一日 大連海關開始さる
- 七月廿一日 滿鐵理事國澤新兵衛及び東清鐵道全權委員公爵ヒルコフは寬城子に會見し南海、東清鐵道接續協約を締結せり
- 九月 撫順炭礦用地買收の爲め炭坑委員と支那官憲立會にて用地買收の測量を開始す
- 十月 撫臺炭礦の開坑に着手す
- 十月 滿鐵會社大連市内に於ける電燈電力供給の營業を開始す
- 十月十五日 營口の滿洲日報發行停止さる
- 十月十八日 中日合辦瀋陽馬車鐵道公司成立す(大倉、趙爾選發起に係る)
- 十一月 撫順炭礦の大山坑開坑さる
- 十一月 長春領事館開設さる
- 十一月 東三省商埠地に於ける重徵免除の專照に關する協約を締結す
- 十一月三日 滿洲日日新聞創刊さる

十一月七日 南滿洲鐵道電信協約東京にて日支委員間に締結さる
 十一月八日 清國政府京奉線新民屯驛から北方法庫門までの線を英商ボーリンク商會より資金借入れの上鐵道建設の契約成り日本政府は之に對し抗議を發す

一九〇八年（明治四十一年 清光緒卅四年）

一月 奉天にて瀋陽馬車鐵道開通す
 一月 撫順炭坑坑長として松田武一郎を任命本格的經營に着手す
 四月 滿鐵沙河工場建設さる
 四月 鐵嶺帝國領事館開設さる
 五月 撫順發電所設備成る
 五月十七日 關東都督民政署長官中村是公滿鐵副總裁專任となり白仁武後任となる
 六月 安東商業會議所設立さる
 六月 滿鐵會社奉天電燈營業所を開始す
 七月 川崎造船所大連に出張所を設く
 七月十四日 後藤滿鐵總裁遞信大臣となり中村副總裁代理となる

八月 遼陽領事館開設さる

九月廿五日 日支合辦鴨綠江採木公司成立す

十月 法庫門鐵道敷設問題起り日支英三國間の紛擾となる日本英國に抗議す

十月五日 大連にて京奉鐵路代表シエー・イーフォレー及び滿鐵會社代表國澤新兵衛大連に會合し聯絡輸送を開始し接續協約十六條を締結せり

十月 齊々哈爾領事館開設さる

十一月 撫順炭礦東郷坑開坑に着手す

十一月十四日 光緒帝崩御

十一月十五日 西太后崩御さる

十一月 二代表奉天總領事加藤本四郎病氣撤去岡部三郎代理

十一月 三代奉天總領事小池張造任命さる

十二月 滿鐵電氣事業を運輸部より獨立して電氣作業所を設置す

十二月十九日 中村是公滿鐵總裁に任命さる

一九〇九年（明治四十二年 宣統元年）

- 一月 安奉線改築問題の交渉を開始すべく清國側より鐵道線路實査委員の協商を要求す
- 二月 安東電氣株式會社電燈營業を開始す
- 三月 安奉線改築問題に關し滿鐵工務課技師島竹次郎奉天公所々長調査役佐藤安之助を委員とし清國委員技師黃國璋沈旗二名は奉天總督府衙門にて會見商議し兩國委員は技師を從へて安東奉天間豫定線全部を踏査商議す
- 三月下旬 安奉線改築問題に就きて日清兩國委員の實地踏査後改築のため必要なる土地の買収に着手し彼我委員會見回を重ねるも容易に要求に應ぜず奉天總領事と東三省總督との交渉となる之を動機に清國側に排日的氣勢揚らんとす
- 四月一日 滿洲獨立守備隊編成
- 五月一日 奉天に滿鐵奉天公所設立し滿鐵關係の交渉事務を處理せしむ
- 六月 間島より奉天に達する鐵道敷設の議吉林巡撫使陳照常により提唱さる
- 六月廿四日 東三省總督は日本領事に對し安奉線の軌條取擴げを許さず又守備兵配置及警察權の行使を不承知の旨通告し來る猶清國政府は英米の同情を求め交渉を有利ならしめんとせるも失敗に了る

- 八月七日 安奉線改築問題に關する清國側不誠意に對し日本當局は清國側の協力を待たず自ら安奉線改築工事に着手するを申送る
- 八月十三日 安奉線改築問題に關して清國側はその急務を認め日本との協力の意思あるを表明す
- 八月十九日 小池奉天總領事を東三省總督錫良及び奉天省巡撫程德全との間に安奉鐵道の改築問題解決し覺書に調印を行ふ
- 九月四日 滿洲五安件に關する協約を結び撫順煙臺兩炭坑の採掘權及び其の採炭に關する惠掘國稅率の適用兩炭坑を除く安奉鐵道沿線及び滿鐵幹線の礦山採掘に對する日華合辦權大石橋營口支線敷設權を承認せしむ
- 九月四日 間島に關する協約を締結し圖們江が支那と朝鮮との國境たる事を確認すると共に支那をして間島地方に於ける朝鮮人の居住の安全、財産の保護 裁判の公正等を保證せしむ
- 九月廿七日 東支線齊々哈爾驛(昂々溪)より省城に至る齊昂鐵道十八哩を完成す
- 十月八日 東三省總督と英米シンチゲートとの間に錦愛鐵道敷設の契約締結され外交土の問題となる
- 十月廿六日 伊藤博文公哈爾濱にて朝鮮人安重根の爲め射殺さる

十一月六日 米國々務卿ノックス滿洲鐵道を中立として出資國の共同管理となし滿洲を完全なる商業的中立地帯とするを提議す

十一月九日 奉天十間房土地租借規定調印さる

十二月二日 吉長鐵道起工式を舉行し總辦に傳良佐技師長に曲尾辰次郎就任す

十二月十三日 支那側は安奉線巡警總局を本溪縣に設立し分局を石橋子、草河口、鷄冠山に設け巡辦七、通譯五、巡長四十、巡警三百五十名を分駐せしむ

〔補遺〕 (一)撫順炭礦の交渉安件

撫順炭礦の礦區權利範圍、礦產稅、輸出稅より日支兩國間の懸案となり明治四十二年兩國政府委員を選定し之が交渉開始する處あつた

一九一〇年(明治四十三年 宣統二年)

五月十日 旅順工科學堂開校さる

五月廿二日 本溪湖煤鐵公司合辦契約調印さる

七月 奉天停車場新築成る

八月 奉天電燈電所新築さる

九月一日 大連重要物產取引業務開始さる

九月十日 長春に於て吉長鐵路總辦傳良佐滿鐵會社工務課長堀三之助會合し、滿鐵の接續協定なせり

十月 葫蘆島築港の工事に着手す

十月 煙臺炭礦を營業坑として採炭開始す

十一月三日 安東縣鷄冠山間の連成鐵道工事竣成

十一月 鐵嶺電燈局(日支合辦)設立さる

十二月 滿洲里に發生のペスト南滿に蔓延し多數の死者を出し日支共同防疫開始さる

一九二二年(明治四十四年 宣統三年)

一月十五日 安奉線石橋子本溪湖間の特別急施工事竣工す

一月廿五日 奉天にペスト豫防のため臨時防疫本部設置さる

二月 安奉線橋頭にて支那巡警居住邦人を壓迫し危害を加ふ小池總領事支那官憲に五箇條の要求を提出す

二月十一日 日支共同防疫會議を開き防疫事業を完備す

- 三月 ペスト漸く全滅す日本側の豫防費のみにも約二百五十六萬圓を費す
- 三月 撫順炭礦探礦苦力を全部炭礦直轄扱となす（請負制度廢止）
- 三月十日 撫順千金寨にてペスト豫防警戒員たる消防夫神谷某を支那巡警二十餘名にて殺害するや居留邦人百餘名憤慨し藤田警務署長支那側と交渉中なるに係らず支那巡警と衝突を惹起す
- 四月三日 萬國ペスト研究會議奉天小河沿にて開かる
- 四月十三日 東三省企業借款一千萬磅契約調印さる
- 四月 奉天帝國總領事小池張造及撫順炭礦次長坂口新圃と清國奉天交渉吏韓國鈞及段選道邦道彝との間ニ礦界鑛産稅 輸出稅、報償金既得權の不侵害民地收買探掘期間等に關する協約の成立を見る
- 四月二十日 東三省總督錫良退任し趙爾巽後任を命ぜらる
- 六月十七日 日清共同にて安奉線鐵道用地の買收のため購地總局を奉天に置き局長に佐藤安之助副局長に黒田甲子郎就任買收に當る
- 七月 撫順炭礦米倉清族を炭礦長に招聘して第二期計畫を樹立す
- 九月二日、奉天に於て日本總領事小池張造、滿鐵會社工務課長堀三之助清國奉天交渉司許鼎霖等

會合して京奉線滿鐵線のクロス問題を協議す

- 十一月二日 安奉鐵道の改築工事竣成し鐵道開通式を安奉縣にて舉行す猶安奉線廣軌開通と同時に安奉鐵道と朝鮮鐵道との間に列車の國境直通運轉を行ふ爲日清兩國政府は國境列車直通運轉に關する日清協定を行ふ

十一月十日 奉天總領事小池張造退任して落合謙太郎就任す

十一月十二日 奉天に南滿醫學堂開校さる

一九一二年(明治四十五年 民國元年)

二月十二日 宣統帝退位中華民國成る

三月 遼陽電燈公司營業を開始す

四月廿六日 關東都督大島大將轉任福島安正後任となる

五月 撫順縣知事程延恒と炭礦事務所當局との間に購地規則を制定せり

六月十九日 奉天省城に兵變起り第二混成旅の兵一千名給料不渡の爲め省城大北關 帶を掠奪放火す、損害一百萬元と算さる(舊五月節句)

七月三十日 明治天皇崩御

八月十九日 民國政府の成立に對し蒙古王公は清朝との關係上反對の意を表しつゝあつたが、遂に活佛を擁して蒙古の獨立自治を宣布し札薩克圖群王烏泰蒙兵五千を率ゐて、洮南附近に出動し又陶什陶は外蒙古軍統領として四千の兵を擧げて勢威を張り北京政府は奉吉軍を出動討伐せしむ

十月十二日 吉長鐵道開通す

十一月十九日 安東にて兵變起る

十二月 吉林に滿鐵交渉事務員派遣さる

一九一三年（大正二年） 民國二年）

二月六日 間島の巡防兵給料問題で叛亂す

五月廿九日 滿鮮國境の關稅低減の取極、北京にて伊集院公使とアヴレン稅務司間に調印さる

七月 撫順モンド瓦斯發生工場、第二發電所の建設に着手す

七月 趙泰天都督七月下旬省内各縣に對し未開放地に居住する日本人を一律に退去せしむべ

く訓令す

八月 朝鮮銀行奉天、大連に支店を設置す

十月五日 日本は滿蒙五鐵道の敷設權を支那政府より獲得す即ち四洮 開海 長洮の三鐵道の借

款權並に洮熱海吉の一鐵道の借款優先權を獲得す

十月 本溪湖牛心臺間溪城鐵路敷設に着手す

十一月 奉天實業廳では奉天省内の各種鑛業は總て支那官民の合辦經營を阻止すると共に從來から經營のものは一律に壓迫妨害の魔手を延べ利權回收に務むる事となつた、又、邦人の支那人よりする鑛石の購買に於てまでも妨害至らざるなく支那人經營の鑛山に日本人技師を雇傭する件をも阻止する事になつた

十二月十八日 中村滿鐵總裁、國澤副總裁の任期滿了す

十二月十九日 野村龍太郎總裁に伊藤大八副總裁に任命さる

三、自民國三年至十年の八年間

一九一四年（大正三年） 民國三年）

三月 撫順炭坑露天掘計畫成る

七月十五日 中村雄次郎男滿鐵總裁、國澤新兵衛副總裁に任命さる

八月廿三日 日本政府對獨宣戰を布告す

九月十五日 關東都督福島大將退任し中村覺大將後任となる

十一月七日 我軍獨逸膠州灣租借地全部を占領

十二月三日 我政府加藤外相の名にて所謂廿一ヶ條約を支那政府に提議す

(一)山東問題の處分

(二)滿洲東部內蒙古に於ける我地位

(三)我國の漢冶萍鑛山に對する關係

(四)支那の領土保全の爲め支那沿海の港灣及び嶋嶼の不割讓

(五)日支兩國の親善増進(希望條件七條)

十二月 民國代表會議は滿場 致君主立憲と袁世凱の皇帝推戴を決議す

一九一五年(大正四年 民國四年)

一月十八日 北京に於て日支交渉開始さる

五月七日 我政府對支最後通牒を發す

五月廿五日 日支新條約北京に於て調印さるその結果滿蒙に對する事項として支那側の承認せる事

項は

一、旅順大連の租借期限及び南滿洲鐵道、安奉鐵道の租借期限を延長し九十九ヶ年とする事

二、南滿洲の日本人土地租借權(三十ヶ年毎に更めて租借を繼續する事)

三、居住權の設定、鑛山採掘權の設定

四、南滿洲に於ける鐵道敷置に就きては日本の優先權を認むる事

五、東部內蒙古に於ける農業工附屬工業(鑛山採掘)の日支合辦を許す事

六月 日支新條約に對する反對運動として支那各地滿洲に日貨排斥運動起る

六月 落合總領事より支那當局に排日排貨運動に關する抗議を提出す

六月十八日 奉天城内の邦人藥店延壽堂に支那學生爆彈を投擲店員四名重輕傷を負ふ

七月二日 奉天在留民大會を開催政府要路に對し排日問題に關する要請を爲す

七月廿一日 日貨排斥に關する滿洲在留民聯合大會を奉天に開く

八月廿二日 奉天將軍張錫鑾湖北に轉じ湖北將軍段芝貴奉天將軍に任ぜらる段芝貴は東省の權能

を帶び九月四日着任す

十月 關東州旅順大連に市制を實施す

十二月 大興會社飯田延太郎は吉林當局の許可を得て天寶山の銀銅鑛採掘の搬出の便宜に資す

る爲め天圖輕便鐵道布設計畫を樹てしも交通部は吉會鐵道と同線路とが類似のものとして批准を與へず

十二月十二日 袁世凱を皇帝に推戴するを決議し帝政復活を中外に聲明す

一九一六年（大正五年 民國五年）

二月十五日 開原取引所開始す

三月一日 吉長鐵路の契約改正さる、鞍山鐵礦振興公司成立し日支合辦契約調印さる

三月 帝政取消を宣す

四月一日 長春取引所開始す

四月十九日 奉天將軍段芝貴退任し張作霖代理す

五月廿七日 宗社黨の暗中飛躍旺んにして中村關東都督を出迎へた張作霖歸途爆彈を投ぜらる

六月六日 大總統袁世凱逝去す

六月九日 奉天省財政廳、朝鮮銀行より二百萬圓を借款す

八月十三日 鄭家屯にて支那兵我商人を毆打したる事件より警察官守備兵の派遣となつたが支那兵

不法にもこれに發砲し遂に日支兵の對陣となりしも菊池奉天督軍顧問の調停にて交渉を北京に移

す

八月十五日 宗社黨と提携せる蒙軍巴布札布軍滿洲獨立運動のため突如郭家店に現はる

九月三日 林駐支公使鄭家屯事件の交渉を開始す

九月五日 朝陽陂にて支那兵蒙古軍に對する停戰協定を破り剩へ日本軍に發砲我守備隊出動し形

勢重大化す

九月 宗社黨領袖邵榮勳が長春驛頭にて張作霖の密偵のため射殺さる

十月七日 巴布札布林西にて戦死す

十二月 奉天に南滿洲製糖會社設立す

一九一七年（大正六年 民國六年）

一月十一日 撫順炭坑爆發し死傷者數百名を出す

五月二十日 張作霖中央政局に關し段祺瑞擁護のため獨立を宣言す所謂奉天を標語とす

七月廿六日 鮑貴卿を黑龍江督軍に任ず

七月卅一日 滿鐵會社の正副總裁を廢し理事長とし副總裁國澤新兵衛理事長に任ぜらる

七月卅一日 中村關東都督轉任し滿鐵總裁中村雄次郎後任となる

- 八月廿六日 蒙古獨立軍チタラハラの一行哈拉哈を出で呼倫貝爾方面に向ひ同地を占領す
- 八月廿七日 鴨綠江に於て日本憲兵殺傷事件起る
- 九月一日 奉天新聞創刊さる
- 九月十四日 奉天省錦縣にて支那軍隊（廿八師騎兵）の在留日本人殺傷事件起る
- 九月廿六日 大集團の馬賊吉林省富錦縣を占領し知事を人質とす
- 十月十八日 吉林督軍孟思遠張勳復辟加擔の嫌疑にて罷免され孟等反對獨立宣言を爲して氣勢を擧ぐ中心人物は吉林督軍參謀長高士賓吉長鎮守使裴其勳にして吉長間に兵を集中す
- 十月廿二日 孟思遠吉林省の獨立を宣言す張作霖武力調停によるべく二十七師長孫烈臣を吉林討伐軍總司令に任命す
- 十月卅日 孟思遠の後任に擬せられたる田中玉吉林治安のため吉林赴任を斷念す高士賓裴其勳の罪は之を問はず吉林獨立宣言を取消して居据りとなる
- 十二月七日 哈爾濱に赤化運動起り十九日吉林軍哈爾濱に入り警戒に任じ東支鐵道長官ホルワット等の穩健派を擁護す

一九一八年（大正七年） 民國七年）

- 一月一日 吉長鐵道を滿鐵の委任經營に移す
- 二月七日 四鄭鐵道借款の續約調印さる
- 二月 大興會社は延吉の富豪文祿 共に中日合辦天圖鐵道契約を締結し同鐵路の許可を申請したが、翌年交通部は批准原案を取消さしむ
- 三月 在西伯利の獨逸俘虜過激派と通じ活動を開始し極東の治安維持重大視さる
- 四月廿二日 奉天省朝鮮銀行より三百萬圓の借款をなす
- 五月十六日 露國過激派の勢力東漸に對して之を防備せんとする日支軍事協定北京に於て調印さる
- 五月中旬 セミヨノフ全西伯利の反過激派に對し驟起を促す、されど過激派の勢力逐次南下し來る
- 六月十八日 吉會鐵道借款一千萬圓契約北京に於て締結す
- 七月十一日 四平街鄭家屯間の鐵道開通す
- 七月中旬 奉天派（張作霖）中央政局への干涉に没頭し東三省の治安維持を顧みざる爲め奉天總領事赤塚正助は政府の命を受け左の抗議を發した、「東三省は日本と密接の關係あり然るに此の治安維持の責任に在るものが妄りに地位を離れ且つその軍隊を中央に送るが如き支那統一を妨害

するに止らず延いては東三省の治安維持に支障を來すを以て其の行動に注意されし」云々

七月十二日 西伯利に對するチエツコスロヴァク軍援助に關して米國政府我國に對し出兵提議あり
特殊事情のもとに西伯利出兵斷行され滿洲を通過して西伯利に出動す

七月廿八日 張作霖天津に赴き天津會議に列席八月廿八日歸奉す

七月卅一日 滿洲に於ける領事館職員の特別任用に關する件公布せられ滿鐵社員入江正太郎、小倉
鐸二の二氏領事に任命せられ同時に翌八月附屬地内外の行政聯絡統一を期するため奉天、長春、
安東の各領事に對し同様在動地の滿鐵地方事務所長を囑託する處あつた。

八月 我が西伯利先遣部隊チエツコ、カルイムコフと共に北進し九月五日哈府に進入す

八月二日 吉黒兩金鑛森林借款成立す(三十萬圓)

九月七日 張作霖東三省巡閱使に任命十五日就任式を擧げ滿洲王として實權を握る

九月廿八日 滿蒙四鐵道に關する覺書に依つて前協約中の五鐵道の内一部の開通を見たる四洮鐵道
の外新たに洮熱線の一地點より海港に至る鐵道を加へたる四鐵の借款權を得た(開海、海吉の兩
鐵道は之を合して開吉の一鐵道とした)

十月 奉天柳條溝(北大營附近)にて我北滿出兵の輸送中にも拘らず支那兵の鐵道妨害の爲

め數回に互りて事件續發、我監視兵との衝突行はれたるも軍事顧問の調停にて落着す

十二月 奉天に滿蒙毛織會社創設さる

一九一九年(大正八年 民國八年)

一月 米軍西伯利より撤退を開始す、又チエツコ軍の歐洲歸還米軍と相前後して行はれる勞
農軍と休戰條約を結び中立地帯を設けて撤退す

三月十一日 本溪湖煤鐵公司の炭坑爆發し死傷三百餘を出す

四月十二日 關東都督府を廢し關東廳及關東軍司令部旅順に設置さる。關東廳長官には林權助男軍
司令官に立花小一郎氏任命さる

四月十二日 滿鐵理事長制を廢し社長制として野村龍太郎、中西清一正副社長に任命さる

四月廿九日 鞍山製鐵所熔鑪爐火入式舉行

五月六日 奉天總領事の關東廳外事部長兼任に對し支那側抗議す

七月六日 吉林督軍に鮑貴卿任命す黒龍江督軍に孫烈臣任命さる

七月九日 吉林の財政問題より端を發し奉天吉林間に抗争起り吉林軍は高士賓の實兄高峻峰を前
敵司令として吉林獨立を宣言し奉天軍の進撃に備へ張作霖は孫烈臣を吉林討伐總司令に任命す

- 七月十日 吉林に戒嚴令布かる
- 七月十九日 寬城子に於て日本軍隊と吉林軍隊との衝突事件發生す
- 七月廿九日 東支鐵道従業員は賃金値上を要求し哈爾濱及東支南線にて同盟罷業を行ふ支那側は哈爾濱に東省鐵路護路軍總司令部を設け吉林督軍鮑貴卿を東省鐵路公總辦護路總司令に任す
- 八月六日 奉吉抗學解決し孟將軍は北京に赴き高士賓は大連を経て亡命す(十二日)
- 八月八日 東支鐵道ストライキ解決す八月廿三日奉天に虎列拉續出し八月十三日我總領事より東三省巡閱使に勸告して第一回の共同防疫會議を總領事館にて開催す
- 九月八日 小幡公使より外交部に寬城子事件の解決條件を提示す二十日交渉解決す
- 九二〇年(大正九年 民國九年)
- 一月廿八日 支那政府呼倫貝爾特別區の自治取消命令並に露支協定廢止を發表す
- 一月 日本軍イルクツークを撤退す
- 三月 オムスク政府沒落し過激派の勢力東漸
- 三月十五日 北京政府は張作霖より東支鐵道の利權回收の建議に接し鮑貴卿をして東支鐵道長官ホルワットに對し管理權讓渡を迫り遂に武力を以て支那側その實權を掌握す

- 五月廿四日 關東長官林權助駐英大使に轉じ山縣伊三郎後任となる
- 七月廿四日 張作霖天津に赴き靳雲鵬をして内閣を組織せしめ九月十一日歸奉す
- 八月一日 吉長鐵路士們嶺隧道開通す
- 十月一日 對支新借款團は日本に對して滿蒙除外を通告す
- 十月二日 琿春にて不逞鮮人馬賊の一隊帝國領事分館を襲撃して間島一帶不穩の氣漲る
- 十月十日 張作霖鎮威上將軍に任ぜらる
- 十月十四日 琿春事件に關して日支共同出兵を宣言す
- 十一月 チタを失して支那領に遁入せるセミヨノフ軍のカツペリー軍團二萬支那軍隊の爲め武装解除さる
- 十一月 セミヨノフの精銳たりし蒙古軍三千バロンウングル軍と行を共にし露蒙國境附近に遁入外蒙獨立を策したるも赤衛軍の爲め撃破さる
- 十一月 于沖漢張作霖の特使として日本に向ふ
- 十二月七日 琿春事件に對する日本の出兵を誤解し奉天の支那學生八百餘名排日示威運動を行ふ

一九二一年(大正十年 民國十年)

一月二日 安東縣市街にて瑋春事件に憤慨せる道立中學、森林學校生徒日貨排斥の檄文數百枚を撤布せる事件發生す

一月六日 關東軍司令官立花大將轉任し河合操大將その後任となる

二月 奉天省と南滿大興公司との日支官商合辦弓張嶺鐵礦公司成立す

四月五日 日本政府張作霖を中心とする復辟謠言に對し日本の公明正大なる態度を聲明す

四月廿二日 鐵嶺電燈局にて一月以來點燈料を引上げたるに對し支那側反對し續々廢燈を申込み別に電燈會社を設置すべしと威嚇し滿鐵より小倉外事課長急行して折衝す

五月三十日 張作霖蒙疆經略使に任命さる

五月卅一日 早川千吉郎滿鐵社長に任命さる

六月初旬 奉天支那官憲突如免重徵專照無き貨物に對して銷場稅及附加稅を課せんとして之を納附せざる貨物の入城を許さざる爲め邦商は總領事館に請求し之が辦法の交渉をなし左の要望をなせり

- 一、現在の到着貨物及輸送途中にある貨物に對しては規定通り銷場稅從價二分、同附課稅二厘計二分二厘を課せられたり

一、滿鐵は邦商各組合の連帶保證にして專照受領の代辦をなすこと

六月十二日 奉天鐵西各業業會社の煉瓦工三千賃銀値上を要求し同盟罷業を行ふ

六月十六日 奉天北陵榊原農場、浦本農場の水利問題より支那側巡警調水口を破壊し問題を惹起し

奉天總領事より嚴重抗議を行ふ此種日支關係問題の根本解決論起る

六月廿一日 吉會線敷設に關する本契約締結す昭和四年五月を以て全工事終了の豫定なり

七月四日 奉天劇場にて日支警官衝突事件發生す原因は劇場前洋車夫の交通取締に關し北島巡査と支那側巡警の衝突となり巡警側發砲す

七月七日 奉天の商埠地關係道路（金龍亭金六前）は日支合辦道路とし日本二千圓支那三千圓を支出して竣工する事となる

七月十二日 奉天北陵附近の水田に對する水利問題解決策として水利局に邦人顧問を置く事を協議す

七月八日 奉天總商會は東三省一帶の總商會に宛て今後金票を以て賣買せるため起る日支商間の紛議申出は總商會は和解仲裁の役に當らざる旨を布達す、此他金建實施に對する牽制案二十項を決するその主なる事項としては左の二項あり

- 一、日支商人の賣買は總て奉天票大洋票を用ふる事
- 一、東三省よりの輸出は凡て營口經由とする事
- 七月十二日 一九一三年支那政府と同國借款國との間に締結した擔保條件中東三省より徵收の鹽稅納入されず、奉天督軍たる張作霖が任意に軍政費に流用しつゝあること問題となり在奉天各國領事抗議を提出す
- 七月十九日 奉天三家荒に於ける支那官憲の鮮人部落水田耕作妨害事件起り奉天總領事館より小作人保護のため嚴重交渉す
- 七月十九日 曩に我政府が琿春事件の發生に際して間島に出兵せるに際し我軍輸送のため圖們江に架設の假鐵橋は之を無償にて支那側に引渡すべきことを申出でたるに支那側は該鐵橋の破壊を要求し來り交通上の便利にも關する事として問題となる
- 七月二十日 黑龍江省實業廳滿鐵及びシエフチエンコ兄弟商會共同出資に係る大興安嶺西部森林經營委任契約調印さる
- 八月 撫松、安圖兩縣の森林日支新合辦成立
- 八月十八日 奉天城内の上水道案支那側にて獨立計畫し總資本四百萬元とし日本資本入れざる旨發

表す

- 八月廿六日 日露通商會議大連にて開會露代表ユーリン來奉す
- 九月 支那側滿鐵の併行線たる打通線工事強行敷設す
- 十月十日 鹽稅借款流用に對する張作霖の各國領事團よりせる抗議は張に誠意なく回答を與へ來らず再抗議す
- 十月 天圖鐵道は交通總長張志譚の許可を得て起工に着手したが延吉官民の反對を受け取止めとなる
- 十一月 日支合辦興發公司大倉組と張作霖との間に正式に調印さる
- 十二月十二日 滿鐵囑託村井次郎少佐一行齊々哈爾東方にて馬賊に襲撃され遭難す
- 十二月十三日 張作霖内閣問題のため北京に赴き梁士詒内閣を組織せしむ、十二月末孫吉林督軍哈爾濱取引所問題に對し排日態度に出で吉林に於ける親日支那人全部を一網打盡せんとして問題を惹起す

四、自民國十一年至十三年の三年間

一九二二年（大正十一年 民國十一年）

一〇六

一月三日 張作霖北京より歸奉す

一月三日 奉天支那官憲商埠地に於ける建築章程を任意に規定し何等關係外國官憲の諒解を得ずして（外人の租有せる土地にして年租は一年永租は二年以内に家屋を建築せざれば之を沒收處分にす）と通達をなせるため我總領事館にては商埠地に土地を有する邦人にとり重大問題として嚴重交渉を開始す

二月四日 奉天の民間にて東三省に於ける狀況表面親善を装ひ事態平穩なる如く見るもその實日支間には反感的惡風潮漲り居るを注意すべしとする意見出で排日風漲り浸潤に對して警告的處論擡頭し來る

二月五日 哈爾濱に於て支那人の對華府會議示威大會開催され旗行列を行ひて傳家店にて日貨排斥の火の手を擧げ且救國運動演説行はる

二月六日 滿洲領事會議を奉天に開催し十三日閉會す

二月七日 鐵嶺にて支那兵三名が同地日本郵便局配達夫神崎某の自轉車を奪取せんとして問題を惹起

二月十二日 奉天支那官憲の公布せる商埠地建築章程近く解決した旨支那側より正式回答に接す

二月十四日 張作霖氏の通行に際して交通止十時間に及び市民より非難起る

二月廿一日 在滿鮮人の歸化問題の實例として間島支那官憲の鮮人歸化強要問題起る

二月廿四日 佛國ジョッフ元帥日本より來奉北京に向ふ

三月三日 華府會議に於ける滿洲問題の一大變化にて悲觀論、樂觀論半ばす、米人ベーカー張作霖氏顧問となる日本側にて財政經濟方面の開拓に關する要望大いに起る

三月十日 大正十年十一月大倉組と張作霖との間に正式に調印されたる資本金四百萬元日支合辦興發公司是張作霖より突如大倉組に對して中止方を要求し來る又某大會社に關する件も拒絶し來り此の他日支合辦事業大小三十餘件に及ぶも何れも全く行惱みの状態を現出しつゝありて日本側に問題視さる

三月十一日 安東の關稅減稅廢止に對して赤塚總領事より支那側に抗議す

三月十三日 連山灣の築港計畫に關して奉天當局は同計畫内容を發表し工費一千萬圓七ヶ年繼續事業とする案を樹つる事とす

五月 華府會議に於ける滿洲の一大變化に就き今後の對滿意見重大視せらる

一〇七

三月十六日 安東にて湯玉麟鎮守使部下兵の暴行より日本警官との衝突事件を惹起し交渉の結果巡防兵を交代せしめる事となる

五月十七日 朝鮮滿洲國境穩城、警戒の美山警官駐在所巡查邦人一、鮮人二馬賊情報の聯絡に到りしに支那官憲二十名に包圍暴行を受く

二月廿九日 肅親王旅順にて薨去す

四月一日 錦州朝陽間の鐵道工事着手さる

四月三日 日露支三國合辦の興安嶺森林公司成立す

四月五日 奉天守備隊國岡軍曹外白石、八十島の兩一等卒は午後六時頃王官屯附近を巡察中支那兵營西南約百米の踏切地點（電柱一六三、一六四間）にて支那兵三名農民二名が滿鐵沿線路護輪軌條に石三個を入れて立去らんとするを發見農民二名を捉へて八十島一等卒をして柳條溝に送致せるに支那兵は急報に接して北大營より應援五六十名を派來し國岡 白石兩守備兵を包圍負傷せしめたる事件發生し廿七師周參謀長は十日植田守備隊長を訪問遺憾の意を表する處あつた、同所は大正七年十月我軍の北滿出兵當時に際して線路内に大石、枕木を横たへ之を發見せる我守備隊兵に對し北大營にありし支那兵突如之 包圍し我守備兵の武器を強奪したる事件ありて我守備隊

出動し奉天督軍顧問調停し一段落したる事あり

四月初旬 奉天派直隸派間に戰雲漂ひ奉天軍關内に出動のため馬車徵發を行ひ各方面に影響を來し省城騒然となる

四月十五日 奉天地方事務所にて滿鐵附屬地内に入出する馬車に對して課税するに決し支那側之を諒とせず

四月十五日 大連日露會議不調に了る

四月廿七日 奉天省長は省城商民に對し張作霖乾坤一擲の秋なりとして奉直戰に際しては奉天派と共に苦痛を忍べと訓令す

四月廿七日 張作霖軍糧城に出動

五月三日 關内に進出せる奉天軍長辛店にて吳佩孚軍のため敗れ全線退却し張作霖は五日樂州に引揚ぐ

五月十日 關東軍司令官尾野實信大將任命さる、北京政府張作霖の本兼職を免す

五月十九日 東三省議會聯合會東三省の聯省自治を決議し張作霖を保安總司令に推戴す

五月二十日 張作霖軍敗戦のため東三省内の治安問題重大視され奉天省城警備のため自治保衛團を

組織す

- 五月廿六日 張作霖、孫烈臣、吳俊陞の連名にて東三省自治を通電す張作霖歸奉す
五月三十日 北大營の奉天兵不穩説傳はる
六月二日 五月末以來吳佩孚と聯絡し東支線綏芬一帶を占領し奉天軍の背後牽制に任じたる高士賓、活動を開始し各地に馬賊旺んに起る
六月三日 三月三十日歸奉せる張作霖保境安民を宣言す
六月十一日 山海關にて奉直兩軍の激戦行はる
六月廿四日 高士賓の叛軍破れ高士賓間島にて捕へられ銃殺さる
六月廿八日 頭道溝に馬賊襲來し帝國總領事分館襲撃さる
六月十八日 秦皇島にて奉直戰條約なる
六月廿八日 奉直戰の影響にて停頓状態にあつた日支間の未解決事項二十餘件に達し然も一私人となつた張作霖氏との交渉何等の効なく交渉懸案解決に關する要望旺然として日本側に起る
六月三十日 赤塚總領事頭道溝事件につき孫吉林督軍に抗議す
七月三日 馬賊三百名局子街を襲ふ

- 七月九日 琿春在留邦人警官三百名の増駐を決議し政府に電請す
七月十六日 東三省保安總司令部正式に成立す
七月十六日 吉林保安副司令部を長春に移駐し吉長鎮守使署吉林に移る
七月廿四日 張作霖在奉日本有志五十餘名を金龍亭に招待し對日態度を聲明す
七月廿八日 東三省議會聯合會天圖鐵道敷設反對す
七月廿八日 吉林城内公衆運動場にて哈爾濱取引所問題に關する公民大會を開き商務總會代表議長となり日本側が朝鮮を亡し英國が印度を亡せるは何れも哈爾濱に發すとして之に反對を表明した
八月三日 張作霖は非常手段として鹽稅全部の徵收を企て奉天總領事團の注目や惹き領事團は張作霖及北京外交部に詰問を發す
八月四日 天圖鐵道問題、哈爾濱取引所問題に關し張作霖の誠意何れにあるやを難論する聲起る
八月九日 奉天綿糸組合員は支那官憲が免重徵專照單を無使用にて返還するは徒らに手數のみを要するにつき今後無使用者に對して發給を中止する旨通牒せるに對し善後策を相談す
八月十一日 天圖鐵路、哈爾濱電車、哈爾濱取引所等の諸問題に關する日支關係進展せず之に反對

の聲旺んなるは吉林、黒龍江兩省民が省民省治を慾して張作霖への反對を表明するものなりと傳へられ形勢重視さる

八月十四日 奉天北方文官屯驛南方にて滿鐵急行列車（大連行）の顛覆事件起り死傷者を出す。右事件は前列車通過後四十分間に十數本の大釘抜き取られたためにて同所は今日まで既に五六回列車妨害事件發生し危険地點とされたる場所なり犯人として二十七師兵逮捕さる

八月十七日 布哈多の支那兵奉軍第四旅第三團兵千五百名叛亂す叛兵興安嶺森林事務所を襲撃す鐵嶺驛北方約四十米陸上鐵橋附近にて一線路工夫巡視中、大釘八十抜かれあるを發見未然に事故を防止す

八月十八日 哈爾濱守備の吉山中尉部下四十名を率ゐる分隊演習中馬賊襲撃し來り之を撃退す

八月十九日 奉天文官屯列車顛覆事件に關して日本側より支那側に對して同地附近に支那憲兵と警官の配備方を要求す

八月二十日 ボクラニチナヤ行混合列車東支鐵道河子の東方三露里にて三百名の馬賊より襲撃を受け日本駐屯軍下士卒數名負傷す

八月廿三日 奉天盛京時報社に夜九時頃手榴彈を投げ新聞社を威嚇せる事件發生す犯人不明

八月廿四日 間島方面に出沒の馬賊數百名敦化縣城を占領知事を拉去す

八月廿八日 奉天附屬地平康里支那遊廓群仙書館にて武装せる支那兵二十餘名亂暴し鎮壓に向ひし我官近巡查外一名負傷して犯人を逮捕す

八月三十日 天圖輕鐵敷設に關する交渉開始さる

九月四日 日露通商會議長春にて開催さる松平代表とヨツファイ會見す

九月五日 關東長官山縣伊三郎辭任し伊集院彦吉男任命さる

九月五日 滿洲獨立守備隊撤退問題起り之に反對の在留民大會を奉天にて開催す

九月十一日 七百の馬賊頭道溝分館を襲撃後仁義軍と行動を共にし蒙江、敦化の二縣を襲撃吉林省城東北の烏拉街に來襲す

九月十五日 奉天警察廳長より奉天票の暴落を抑壓すべく訓示し出來高相場の制限をなし且つ奉直戰は今後三ヶ年は開戦せざるを以て氣迷相場を現出せざる様と申渡した。

九月中旬 奉直戰來張作霖は京奉鐵道の車輛を抑留してこれを返還す交通上大に迷惑として問題視されたが更めて車輛返還の協成り三分の二を返還する事となる又同鐵道収入は悉く軍閥に横取さるるため此の點に關しても問題を惹起す

九月廿四日 國民黨領袖汪兆銘孫文の使者として來奉す

九月廿五日 長春の日露會議決裂す

九月三十日 早川滿鐵社長奉天に於て卒倒十月十三日逝去せらる

十月 浦鹽變亂にて露國白系難を避け朝鮮を経て滿洲に流入し來るもの數千に達す

十月十五日 奉天總領事館にて天圖輕鐵問題調印せられ資本金四百萬圓（日支折半）とす

十月十五日 專照單問題の辦法につき新市街處分の分を保稅倉庫設立までは奉天總領事滿鐵の證明で稅捐局立合の下に通過する様取極めを爲す。

十月十九日 八月十四日交官屯南方にて發生せる急行列車顛覆事件の監視所設置交渉決定し一段落を告ぐ

十月廿四日 內務次官川村竹治滿鐵社長に任命さる

十月廿八日 奉天省議會は金州出身議員より提出されし旅大回收案を可決す

十一月十八日 改訂中日合辦天圖輕鐵公司契約調印さる

十二月七日 馬賊頭目小梭子の部下七百名伊通縣城を襲撃電信電話を切斷し邦人二名を人質として拉去す

十二月十三日 六百名の馬賊東豐縣城大肛川を襲撃し在留邦人警察に避難す

十二月十三日 馬賊千餘名遼源縣を襲撃して邦人夫妻身を以て遁る

十二月廿七日 八百 馬賊長春城襲撃の計畫暴露し城内に大戒嚴令を布く

〔補遺〕大正十一年中その他の日支交渉問題

(一)日清戰後協約附屬祕密協定第二條滿鐵回收前にありてはその利益を阻害するが如き本線又は支線の敷設を許さずとの取極めあるに拘らず支那側は大正十一年末之を無視して打通線工事に着手した

(二)一九一八年（大正七年）日支合辦豐公司代表者が開魯縣懸務局から札魯特旗内に千五十萬天地の拂下を受け一九二二年（大正十一年）日支合辦興隆堂に此の權利を讓渡したるが熱河都統は此の土地を奪回して他に拂下げんとし口實を設けて前記代表者逮捕命令を發したので此の事業は中止の已むなきに至つた

一九二三年（大正十二年） 民國十二年

一月二日 大馬賊團北山城子を襲ひ放火掠奪す

一月初旬 伊通縣にて馬賊討伐の官兵掠奪し邦人避難す

- 一月廿二日 北山城子にて官兵三百名掠奪放火す
- 一月廿七日 撫順春日町にて支那人我警官に斬りつく
- 一月三十日 馬賊一千餘開魯にて大掠奪す
- 一月三十日 撫順にて犯人逮捕 事より巡警二十餘名我警官に暴行す
- 一月三十日 公守嶺守備隊にて耐寒行軍中の守備兵竹馬一等兵支那農民に射殺さる
- 二月三日 支那兵十餘名長春附屬地境日本橋にて通行を妨害せるため取調中支那兵百餘名來り派出所を破壊亂暴す
- 二月六日 奉天省議會にて採木公司回收を決議す
- 二月廿一日 馬賊團海龍北山城子方面を荒す
- 三月十日 東京支那代理公使外務省に日支條約破棄の通告をなす十四日外務省之を拒絶す
- 四月 奉天市政公署開設さる
- 四月十二日 赤塚奉天總領事歸朝を命ぜられ上海總領事船津辰一郎其の後任を命ぜらる
- 四月十六日 東三省民治俱進會幹事長の名にて旅大回收問題のため全國の父老に宛て長文の排日檄を發送す

- 四月十九日 康平縣哈喇沁屯居住邦人鮮人四名慘殺さる
- 四月廿四日 吉長線下倫驛にて邦人牛骨商二名貸金催促に赴き支那人に銃殺さる
- 四月廿五日 鞍山にて巡邏中の邦人警察官支那人のため射殺さる
- 四月廿八日 奉天市外商人の發企にて奉直再戰の阻止を決議す
- 五月八日 張作霖盛京時報の發賣頒布を禁止し總領事館より嚴重抗議し二十一日に至り漸く解禁さる

- 五月 奉直兩派の代表山海關にて和議聯觀會を開く、奉天に東北大學設立さる
- 五月廿八日 長春にて井手巡查支那人を逮捕せんとして射撃され負傷す
- 六月三日 安東奥地二十道溝にて馬賊人質三十餘名を拉致す
- 六月十二日 東支鐵道一面坡料理店(邦人經營)に支那兵十數名亂入し哈爾濱總領事館より官憲急行す
- 六月廿一日 奉天發大連行列車に乗込める馬賊四名沙河驛附近に差掛りしとき突如車内にて掠奪を行ひ邦人一、支那人一重傷す
- 七月六日 長春にて東支滿鐵京奉の三線と支那當局會合鐵道會議を催す

七月十一日 本溪湖附屬地支那街路巡警局に馬賊六名侵入し巡長を捕虜とす
 七月十三日 東邊一帶馬賊横行し邦人の販路全く阻る
 七月廿八日 柳河縣城に四百名の馬賊襲來す
 八月三日 齊々哈爾騎兵五百名叛亂し騷擾をなす
 八月十一日 海林方面の支那官憲の命令により日本人經營の漢字紙購讀禁止を布達さる
 八月十五日 船津奉天總領事着任す
 九月 錦州にて縣知事の命と稱し邦人の居住禁止せらる錦州は南滿洲以外の地との理由に基
 くものにして居住者に不當の家賃を要求す
 九月十九日 大連取引所十一月一日より金銀兩建の實施を發表す
 九月十九日 伊集院關東長官轉任し兒玉秀雄伯後任を命ぜらる
 九月廿四日 奉天渾河鐵橋附近にて我巡察兵多數の支那兵に包圍毆打され重傷す
 九月廿八日 撫順にて支那盜賊を追跡の邦人五名支那巡警の包圍を受け毆打暴行さる
 九月 白音太拉大倉組農場にて支那官憲の鮮人壓迫苛酷を極め問題となる
 十月二日 撫順にて支那巡警邦人の經營せる料亭から藝者と抱主を不法引致す

十月十日 尾野關東軍司令官轉任し白川義則中將後任を命ぜらる
 十月五日 奉天にて支那兵二名白晝紅梅町にて邦人特産商を刺殺す
 十一月一日 鄭家屯洮南間鐵道開通し四洮鐵道全通す
 十一月五日 長春にて張宗昌配下の兵士暴行す
 十一月六日 張宗昌の兵士（奉軍第三旅）懷德にて大掠奪をなし支那富豪續々避難す西長春領事張宗昌中將に嚴談す
 十一月九日 奉天支那官憲盛京時報に對して又禁賣せしむ
 十一月十一日 奉天神原農場にて張作霖直屬兵小作鮮人に迫害を加ふ
 十一月 滿洲に於ける鐵道事故頻發し前年に比し五割の増加を示し又馬賊數も増加を見るに至り東三省内の治安危懼さる

十二年

十一年

列車線路妨害

一四〇

九二

減一〇

貨物盜難

八六

四七

增三九

十一月下旬 張作霖の對日態度誠意あるやを疑はれ日支間の交渉案件たる興安公司の中止、弓張嶺

滿蒙毛織、奉天電車敷設問題、上水問題、採木公司、本溪湖煤鐵、鞍山製鐵所、馬鐵問題、天寶山問題等の懸案一として進行せざるに鑑み民政經濟上の問題に就き日本側の輿論漸く旺んとなる又吉黒探礦借款三千萬圓を受取り契約を履行せず大正四年の日支條約にて支那側は奉天省九礦山の採掘權を日本に許可して置きながら大半は實行せず支那人に許可せる爲め日本側當局の不誠意を詰る聲漸く旺んとなる

十一月二十日 京城にて滿鮮領事會議召集され鮮人問題に關して討議さる

十一月廿三日 奉天支那官憲の言論取締方針に就き（取締命令は日本行政下の新聞にも適用する）

とあり我當局は穩當を缺くものとして支那側に抗議す

十二月 南滿製糖會社の甜菜採取難漸く問題視せらる

十二月廿二日 奉天軍附屬地内に侵入して馬車徵發を行ひ商民恐慌を來す

十二月 本溪湖牛心臺炭礦邦人石本鎮太郎經營に對し省長の命令と稱し縣知事は突然強制的に同炭礦の封鎖を命じ來り奉天總領事より嚴重抗議す

一九二四年（大正十三年 民國十三年）

一月二十日 東宮殿下御成婚奉祝使として張作霖は總參議楊宇霆を東上せしむ

一月廿三日 奉天省長王永江は奉天總領事館に對して

(一)犯罪地が關東州なる場合

(二)犯人の住所が關東州内の場合に限りて支那犯人の引渡方を要求し來りしも右要求は關係條項より一顧の價なしと拒絕し亦之を撤回した

一月廿三日 奉天派の官憲安奉線の回收を夢み東三省民治俱進會一派及び總商會に對し之が回收運動の密令の發したるため省長王永江は日本側の反感を買ふ

一月廿八日 奉天廣福銀號（邦人經營）に對して支那商埠警察當局省長の命と稱し營業を妨害し看板を取外したるため彼我警察官は對峙し形成不穩を呈す

二月廿三日 奉天吉林間の支那側鐵道敷設問題再燃す

二月 白音太來在住邦人に對し支那官憲立退を命じ且つ外人の入境調査を壓迫す

三月廿二日 四人組馬賊南滿鐵道附屬地を襲撃す遺留品より支那巡警なる事を發見す

三月廿四日 撫順の市街移轉に關し奉天省長王永江は新市街建設地は撫順炭坑附屬地に非ざるを以て行政權は支那側にて行使せんと語りしとて問題となる又撫順炭礦の礦區買收地を否認す

四月一日 滿洲領事會議奉天に開かる

四月五日 日本支那教育に關し滿鐵附屬地の教育權回收運動起り支那人小學校の敷地を附屬地内に建設すべしとし之が借地を要求す

四月十日 撫順にて邦人經營の書館藝妓を支那巡警十數名にて掠奪し我國威を輕蔑す

四月十四日 奉天派の機關紙東報の日本皇室に對する不敬事件を起し廿三日張作霖の命にて停刊す

四月廿四日 吉林督軍孫烈臣奉天にて病死す張作霖相後任となる

五月八日 東三省交通委員會成立す

五月十八日 奉天省議會奉天利權の外溢防止を可決す

五月廿六日 奉天支那側當局は日支電車合辦を拒絶し市政公署にて單獨經營を計畫せる旨正式に通

告を發す

六月十二日 奉天北陵神原農場にて支那軍三百名來襲水利稅不納を理由として同地の小作鮮人に対し壓迫を加へ支那兵鮮人對峙して形勢惡化したるが奉天總領事館より抗議し十四日落着す

六月十四日 張作霖突如錢鈔取引を禁止の旨一般商民に言明せるため商民縮み上る

六月十五日 汪清縣百草溝にて鮮人料理店の傷害事件より日支警察官衝突銃火を交へ我警官一名即死す

六月廿一日 大本教出口王仁三郎等白音太來にて捕虜となる

六月廿二日 奉天官憲錢鈔取締を嚴にし之が營業を禁止す

六月廿二日 奉天官憲の錢鈔取締銀行公會を設け現物を賣買とすべしと通達し又日本側の雇傭の支那人に對しても亦壓迫を開始す

七月六日 奉天官憲の錢鈔取締禁止全沿線に及び各地商民は結束して之に對抗せんとす

七月十二日 奉天官場の反目軍民兩派に分れ對峙省長王永江不滿にて突如歸郷す

七月十八日 王永江奉天省長の名にて土地商租の禁止を命令す

八月初旬 奉天當局は東三省の獨立方針に關聯し奉天總領事を訪問左の六項を提案す

- 一、南滿洲支那人教育權の回收
- 二、獨立守備隊の撤廢
- 三、日本郵便局の撤廢
- 四、司法領事の任用廢止
- 五、朝鮮領事の任用廢止
- 六、阿片取締

- 八月 中東採木有限公司(日支合辦)吉林省長と東洋拓殖會社の官商合辦下に工事着手さる
- 八月五日 盛京時報(邦人經營)にて最近の奉天派内部の實情として軍民兩派の反目記事を掲載したるため奉天當局は購讀禁止令を發して物議を醸す
- 八月七日 一度禁止したる錢鈔店舗に對し奉天官憲も我を折り之が復活を許し奉天省城全體に六十ヶ所の制限を附す
- 九月初旬 奉天城内にて邦人壓迫行はれ城内の我派出所撤廢を要求又日本人の城内居住を驅逐せんと企圖す
- 九月十二日 奉直關係隊惡税を傳へし折柄奉天兵第二旅、第六旅に屬する約二百名奉天城内支那妙館に大舉襲來して亂暴を働く
- 九月 撫順千金寨の農民二十名附屬地内に侵入し暴行を働き日本官憲 名負傷す
- 九月十二日 奉天票制限問題より日本貿易商の受けし打撃少なからず制限の撤廢及び兌換所の設置方を支那側に申込む
- 九月十三日 奉天軍の兵士奉天大西關平康里その他にて邦人宅を犯す事頻りにて我當局より奉天官憲に宛て警告を發す

- 九月十三日 奉天軍第六旅第四十八團の暴兵錦州にて邦人を迫害す
- 九月十五日 奉天軍兵士奉天柳原農場の鮮人を襲ひ水田の稻を抜き取る
- 九月十八日 奉天軍(第五團一營)の兵士四名營口にて暴行す
- 九月十八日 張作霖三省各公團體に直隸討伐の理由を通電す
- 九月廿二日 奉露協定奉天にて成立す
- 九月廿三日 百五十名の馬賊通化縣衙門を襲撃し官吏數名を人質として拉去す
- 九月 張作霖と滿鐵代表松岡理事との間に洮昂鐵道借款契約調印さる
- 十月初旬 與京縣知事の鮮人壓迫命令發せられ鮮人に貸與の支那家主に對して知事の許可なき場合罰金に處すと布達す
- 十月十三日 奉直再戰と滿蒙の權益に鑑み日本は北京政府及奉天派に警告を發す
- 十月十六日 東三省官憲防穀令の發布をなし大豆、粟、高粱、大慶子の輸出を禁じたるため奉天總領事より嚴重抗議す
- 十月二十日 奉天附屬地内にて支那官憲勝手に嫌疑者を逮捕し或は勝手に募兵し苦力を無斷にて徵發するなど問題となる。

十一月三日 東邊道嘎呀河にて支那巡警奉祝の日本國旗を引下さしめ日本警察官と衝突し日本警察官七名拘留す、之がため船津總領事より張作霖に警告を發す

十一月三日 奉天鐵西にて邦人上田駒吉のバラスを竊取逃走せる犯人(支那人)を捉へんとせしに支那警察官多數來りて上田を拘留毆打す

十一月八日 張作霖天津に向け出發す

十一月十一日 大平駒槌滿鐵副社長に任命さる

十一月 與京營口にて鮮人學校閉鎖命令發せらる理由を質したるも明示せず

十一月十九日 西安縣大金疽北方五清里の地にて大馬賊團仁義軍六百名大掠奪す

十二月十日 張作霖の東三省巡閱使裁撤の北三省軍政長官軍務宜督辦と改む

十二月十一日 開原城内にて支那巡警保衛團三百名邦人の家屋を襲ひ吉田外五名の邦人不法拘禁を受く開原市民大會を開きその不法を糾彈す

十二月廿一日 長春吉野町四丁目支那飲食店濱宴樓にて支那兵暴行し我巡捕重傷西領事より抗議す馬賊七百餘名洮南方に出沒す

十二月廿八日 與京縣木寄に於て支那官憲知事の命と稱して武装せる部下を率る邦人丸田方に侵入

し無斷家宅捜査を行ひ同人を拘禁す

十二月 奉直戰爭李景林第二軍副軍長張宗昌の部下邦人倉谷某の募集せる義勇隊浪人七十三名は私的契約の下に従軍せんとせるため我當局はこれが解散を命じたるも一部は潜かに従軍せるが中十九名は張宗昌の部下のため慘殺され重大問題となる

十二月三十日 關内に進出せる奉天軍の暴兵京奉線列車を襲ひ外人旅客を脅かし金品を強奪し外人に銃口を擬せる等の暴行を働らき問題を惹起す

十二月三十日 奉天々議會副議長趙鋤非提出の商租交渉阻止建議案を可決す

五、自民國十四年至十五年の一年間

一九一五年(大正十四年 民國十四年)

一月初旬 桓仁縣の鮮農百五十名支那官兵より掠奪を受け縣公署に哀願す

一月十日 奉天總領事より二十一ヶ條要求の一部たる土地商租は華府會議にて保留の條項なりとし商租交渉を行はんとせるに對し奉天當局はこれを拒絶し排日氣運動く、又瀋陽縣知事は日本人との土地商租は一ヶ年を限度として永租(日支條約の三十ヶ年)は斷じて禁止すと命令せり

一月十二日 關内より歸還の途中にありたる奉天軍百餘名鐵嶺の朝鮮料理店にて亂暴我警察官と衝突し支那側陳謝して解決す

二月六日 奉天大西關朝鮮人料理店奉興館に凱旋の奉天軍兵士闖入狼籍を働く

二月 與京縣下の鮮農に對し穀物輸送に許可を要すること、土地の貸與を禁止する等壓迫行はる

二月 開原にて日本人との家屋貸借賣買に對し許可を受くる様にし日本人は漸次退去せしめよと命令す

三月初旬 奉天新市街域内間の電鐵敷設問題に伴ふ日支合辦案は總領事、滿鐵、大倉の交渉となり支那側の單獨敷設は行惱む

三月九日 支那軍の兵士奉天驛にて亂暴の上警手を毆打し全治三週間の打撲傷を負はす

三月 與京縣下にて奉天省長の命令なりとし永陵居住邦人三名に立退脅迫を求めたるのみならず與京駐在警官にも駐在を許されずと云ひ又日本人に對する家屋貸與を禁止する等排日氣勢高まる。

三月廿四日 昌圖に於ける支那官憲の横暴日に募り邦人出入の支那人を一々見張るなど形勢悪化する

三月 南滿製糖會社の甜菜獎勵に對し禁止令發布

三月 奉天當局鐵路條例五十餘條を設けて外資加入を禁止し洮濟、白熱、奉吉の滿鐵並行線を計畫す

三月三十日 東三省の軍隊内に給料値上運動起る奉天票暴落のため物價昂騰せるによる

四月初旬 東三省警務廳長の名にて日鮮人の取締命令を發し日鮮人の東三省に於ける取締を命ず

四月初旬 洮南地方の支那官憲邦人壓迫を行ひ洮南ホテルに立退きを要求し同旅館主人之を拒絶したるに家主を引致し拘留するに至る等排日的態度に出づ

又八面城に於ける邦人に對する支那官憲の取締壓迫は日につのり邦人家屋に巡警立番し日本婦女を侮辱するなど重大視さる

四月十五日 奉天官憲邦人の進展を阻止し城内在住邦人に對し

(一)借家期限満了の分は再び契約を繼續せざる事

(二)永き期限を有するものは今後三ヶ年以上に及ばざる様一律に契約を改訂することを命じたるため問題となる

四月十九日 奉天當局は水田貸與禁止を命令し右違反者は國土盜賣の罪に附すと脅かす

四月廿七日 奉天鐵西にて邦人經營の花札製造所の支那人が製品運搬中支那巡警のため暴行さる我警察権を侵害せるものとして問題視さる

五月初旬 大正十四年二月合法的に瀋陽縣公署の許可を得て商租せる闕家荒の土地にて耕地の整理、排水工事を開始せるに支那官憲同耕地の返還を要求す

五月 東北交通委員會の計畫にて奉海鐵道公司設立され同年七月より工事に着手す

六月十七日 奉天總商會にて排日排貨を決議し内面的に策動を開始す

六月十八日 興城縣にて奉天軍の兵變起る

七月十日 鳳凰城縣の邦人に對し省長の命令なりとし立退きを強要し來り巡警を見張らしめて一出入を監視するなどの排日的行爲ありしたため安東領事館に移牒す

七月 瀋陽縣知事鮮人の水田小作者に對して水田耕作は本年限りとする旨傳達し且つ土地貸與契約の破棄を命令す

七月 奉天總商會にて省長の内命なりとし金建取引を禁止の旨警告を發す

十月十一日 奉天の陸軍用地問題となり同地を建設せんとせるに對し商埠局警察公所の施設に對し干涉す

七月十二日 奉天城内にて事實上の排日事件起り在住二十餘名の邦人の家屋取壊し或は無暴なる家賃値上をなす

又城内の道路擴張をなすに際して邦商側に何等の通知をなさず突然工事に着手し邦商十數戸の營業に支障を來さしむ

七月十八日 奉天に於ける夏期競馬大會に巡警の一隊押入り場内の設備を破壊し總領事より嚴重交渉雙方睨み合ふ、右破壊の理由は支那の領土内にて何國人と雖も競馬は容認せず不平等條約の撤廢なりと云ふに在り

八月廿三日 奉天省城にて張作霖徵兵令を發し苛酷なる重稅軍費の補充策を採り徵兵に應ぜざる場合課稅方針に出づる事とし民衆の反感を買ふ

九月十五日 濱黑鐵道敷設につき我國より張作霖に對し抗議を發したるに對し何等の回答に接せず

十月 鐵嶺赤堀農場附屬地の耕地日支境界にて紛擾を醸したるが支那側の態度不遜を極め未解決のままに置かる

十月 本溪縣明濟泰農場代理人江崎及同農場監視人金井の二名は貸金催促に赴きたる歸途支警、那巡保甲團より包圍を受け拳銃にて威嚇されたる上縣公署に拘引さる

十月

滿鐵沿線我郵便局の撤廢に關して第二回の要求來る

十月廿七日 奉天票の慘落により錢鈔壓迫の魔手邦人に及び張作霖の密偵城内商埠地居住邦人の錢鋪店員を捕縛し現金二百元を押収す

十月廿八日 奉天附屬地にて奉天軍兵士荷馬車數十臺を徵發せるを我警察官制止せるに之を毆打負傷を負はしむ

十月廿八日 『中央邊防奉漸戰迫保國衛民和平統一』を標語とする

十月三十日 奉天軍憲の錢鈔壓迫城内居住の我錢鈔業者に及ぶ

十一月廿三日 郭松齡樂洲にて反す

十二月十五日 郭軍營口に現はる

十二月十五日 關東軍司令部奉郭兩軍の戰線區域を鐵道沿線三十基以外の地とする旨を通告す

十二月廿五日 郭軍白旗堡にて瓦解す

〔補遺〕大正十四年中の日支交渉事件

(一)奉天省與京縣所在の石人溝森林は一九一六年(大正五年)榊原政雄が伐採權を購入し爾來經營せるものなるが支那側は一九二五年(大正十四年)奉海鐵道敷設工事に着手するや之を奪取

せんと企 遂に暴徒を使喚して監督なる内地人一名鮮人一名を慘殺し他はこれを放逐して不法占有して奉海鐵道の枕木に使用し日本官憲の抗議を黙して之が經營をなすを得ざらしめた

一九二六年(大正十五年) 民國十五年)

一月三日 魏益三山海關にて郭松齡の殘軍を率ゐて國民第四軍と稱す

一月十一日 張作霖下野せずと發表す

一月十一日 奉天省の財政と軍備の整理意見擡頭す

一月十五日 安東にて支那武裝兵妓館を襲撃せる事件發覺し西澤領事交渉を行ふ

一月十六日 中東鐵路局長イワノフ運賃問題より黑龍江軍輸送を拒絶す二十二日イワノフ支那軍に

逮捕さる

一月十九日 鐵嶺にて支那兵朝鮮妓館を襲ひ暴行を働く

一月廿三日 カラハンより外交部及張作霖に對しイワノフの釋放に就き抗議す

一月廿七日 奉天軍第六、第七旅の兵八面城に於て大掠奪を行ふ

二月 東北交通委員會の着手せる潘海鐵道に對し日本は滿鐵との聯絡運輸を要求し交渉開始

さる

二月十九日 奉天省長王永江去る、奉天省の財政整理案として兵工廠を十分の四に縮少し産業振興に利用すること、張作霖の御手金を廢止することを要望す

月十九日 王永江奉天軍の入城に反対し辭職す

二月廿一日 奉天票慘落し兩者出來ず、奉天票新紙幣の亂發等重要視さる

二月廿五日 物價騰貴し糧食の公定相場を奉天總商會より發布す、物價大に騰貴す

二月廿七日 在奉邦人線糸布商奉天票慘落に對して善後策を協議す

三月四日 奉天票慘落のため英米煙草、製麻機械等に罷業續出し來る

三月十三日 奉天滿蒙毛織に職工の賃銀値上運動飛火す

三月十七日 奉天の財政經濟上の危機に關し内山領事より張作霖氏に警告を發す

四月廿九日 奉天省城の印刷工聯絡し突然總罷業を斷行し奉天票の賃銀値上要求を行ふ

五月四日 鐵嶺にて建築職人の同盟罷業起る奉天票の暴落に基因す

奉天鐵西山本謙幹農場にて支那警察官狼籍を働き使用支那人二名引致さる

五月六日、滿鐵奉天地方事務所の乗用馬車課税に關聯し支那官憲強制して車馬のストライキをな

さしむ

五月七日 支那官憲乗合自動車の商埠地入を禁す

五月八日 車馬罷業問題に就き我奉天總領事より支那官憲に抗議す

五月十九日 蓋平城内支那警察阿片密賣嫌疑を口實に狼籍し邦人の權益を阻害す

五月二十日 奉海線拘麻西方東大青秋驛に馬賊來襲し乗客巡警を射撃して重傷を負はす

五月二十日 内閣改造問題で張作霖東上

五月廿一日 支那官憲錢鈔業者を逮捕し軍憲の壓迫始まる

五月廿二日 奉天軍正規兵奉天附屬城内にて辻強盜を働く

五月廿五日 奉天票慘落のため邦商の對策研究さる我特産商、綿糸布商、食糧品商等に直接の影響

を來す

五月卅一日 拘麻の奉天兵騎兵第十一旅第三營俸給不渡七ヶ月に及び兵變を起し放火掠奪す

六月二日 滿鐵本線文官屯踏切北大營附近にて支那兵軌條に石を積み込み列車顛覆を企てしを我

警備兵石光、伊藤、古賀の三名にて犯人支那兵砲兵上等兵牛將仲（二四）を逮捕し總領事館より

抗議す

六月十三日 四十名の馬賊安奉線林家臺驛を襲ひ驛長に拳銃を突きつけ金品を強奪す

六月十三日 安奉沿線の邦人馬賊防禦のため自衛團を組織す同方面には大部隊の馬賊二手に別れて横行せり

六月十七日 安奉線下馬塘驛を去る邦里約二十町の支那部落にて三十四名の馬賊の一團現はれ掠奪を行ふ

六月十九日 四平街及四洮線三江口にて馬賊團鮮人三名を襲ひ二名負傷す

六月二十日 奉天省八縣下の防穀令を出す

日本巡查撫順驛前にて取締中馬賊のため射殺さる

六月廿四日 文官屯驛南方老命廟附近の滿鐵線軌道上にて支那兵石塊を積重ねあるを巡察兵發見し危険を免る、支那兵は奉天軍歩兵第五十一團第一營第七連附の正規兵（北大營兵）なること判明す

六月廿六日 張作霖入津す、北京は全く奉天派の勢力内に入る張氏各將領の推戴により安國軍總司令に就任す

六月廿八日 奉天皇姑屯滿蒙毛織會社に白晝七名の馬賊現はれ我警察官を殺害し一萬二千元を奪ひ自動車にて逃走す毛織會社社員中にも重傷者を出す滿洲の秩序亂るの感を深くす

七月二日 新義州三道浪頭の奥地に約五千の鮮農在住せるを支那官憲は之に對し亂暴狼籍をなし我警察隊出動して保護す

七月三日 安東榮樂舞臺に馬賊闖入し觀衆二名即死す日本警察官應援を求められて出動犯人を逮捕す

七月五日 開原附屬地に馬賊二名闖入し我警察官負傷す、鐵嶺にても馬賊附屬地内に遁入して金品を奪取す

七月六日 滿鐵本線泉頭附屬地に支那強盜現はる

七月八日 奉天附屬地滿鐵社員大西方に持兇強盜六名闖入、又同夜平安通邦人岡田方にも三人組支那人強盜闖入、鐵西南滿倉庫前道路にては通行の邦人短刀にて刺され人心動揺す

七月八日 撫順千金寨の若林、市原二巡查怪賊に撃たる

七月九日 熱河移駐の奉天軍の一部五十名馬賊に投じ奉撫沿線にて掠奪を行ひ白晝小瓢屯に現はれて掠奪す

七月十二日 支那軍服着用の五人組馬賊奉天附屬地内を荒して捕はる、安奉線五龍背附近に潜伏の馬賊頭目日支官憲のため逮捕さる

- 七月十九日 圖們江鐵橋協定解決す
- 七月二十日 掠鹿の反亂兵各方面に遁入す
- 七月廿一日 省城皇姑屯附近にて三十餘名の馬賊團富豪を襲ひ人質を拉致したる上慘殺す
- 七月廿六日 蘇家屯の豪農馬賊二十數名の襲撃に遭ひ主人及び弟を拉致さる
- 怪支那人數名煙臺炭礦を襲撃し我巡查夫婦を毆打昏睡状態に陥らしむ
- 七月廿八日 獨立守備隊第二大隊開原一中隊小野上等兵巡察中突如暗中より狙撃され負傷す
- 七月廿九日 安奉線の頭目四海久原鑛業に對し脅迫狀を寄せ二十萬元を要求す
- 七月卅一日 撫順にて馬賊一夜に三ヶ所の襲撃事件を惹起す
- 八月二日 安奉線四臺子に馬賊現はれ人質を拉去す
- 八月四日 四平街雙廟子にて四十名の馬賊團現はれ保警と交戦す
- 八月五日 哈爾濱郊外にて馬賊八十名示威行動を行ふ、公主嶺に馬賊來襲し我刑事隊と交戦す、十七名の馬賊蘇家屯附近を襲ひ金品強奪人質を拉致す、新臺子西方に馬賊團來襲す
- 八月六日 奉天同和棧に投宿せる馬賊六名逮捕さる
- 八月六日 洮昂線西北地方の馬賊團三清山部下旺んに横行し人質を拉致す

- 八月九日 雙廟子にて馬賊官兵と交戦附屬地内に銃彈飛來す
- 八月 東山地方に現はれたる馬賊六百名（五龍の部下）掠奪を行ふ
- 八月八日 奉天兵第三十六旅土匪に投ず、錦州に於て掠奪行はる
- 八月中旬 奉天城内の支那紳商奉天派遣の奉天問題に對する干涉を恐れ大連に避難するもの多し
- 八月十日 洮昂線西北地方の馬賊團旺んに横行人質を拉致す
- 八月十二日 奉天支那官憲の錢鈔壓迫の魔手附屬地内に及び支那側取引人恐怖の餘り十三日の奉天取引所は立會不能となる四平街附近亡牛哨東方に三十餘名の馬賊現はれ豪農主人を拉去す
- 八月十四日 長春南大屯附近にて巡察中の我守備兵十五名狙撃され重傷を負ふ
- 八月十八日 奉天票問題に對する輿論起り奉天派官憲に對する反省を促す聲旺んにして奉天のみならず開原、長春、公主嶺の各地にて市民大會開かる
- 八月十九日 長春にて支那官憲の邦人商品に對する無暴なる課税行はれ邦人商品を差押へ税捐局に運び去る
- 八月廿二日 東三省の治安全く紊亂し我鐵道守備兵二十餘名茫家屯附近にて馬賊團と衝突我守備兵一名負傷す

八月廿五日 奉天票の暴落に基因し各種商品騰貴を示したるを理由に奉天城内にて商人に對する干渉行はれ檢舉者二十餘名を出す

八月廿六日 奉天票問題で二十四團體總領事館に陳情し二十七日市民大會開催す

八月廿七日 滿鐵との並行線打虎山驛から新立屯まで全通す

八月卅一日 奉天商議にて日支商議當事者會見の上奉天票問題に關する意見の交換を行ふ二十餘名の馬賊九面城附近を荒す

九月三日 滿鐵本線揚森四平街間に於て支那兵高粱畑の蔭から第二十列車の進行中を狙撃す

九月十四日 奉天軍穆春の騎兵三ヶ旅の陰謀暴露し奉天へ護送さる

九月十九日 撫順三笠町にて我巡查馬賊と交戦す

九月廿六日 奉天票公定相場に反對し本溪湖煤鐵公司の苦力二百五十名罷業を斷行す

十月五日 安東縣下流三道浪頭二道隈子支那官憲の同地居住鮮人に對する壓迫問題急迫し鐵道守備兵の大部隊安東に集中し又奉天警察より警官三十三名旅順より二十七名應援として出動萬一に備ふ原因は支那官憲が鮮人小作人に對し收穫作業を妨害したるに基因す

十月九日 全滿商議代表奉天に會合し奉天票制限の影響貿易不振を協議問題となる

十月二十日 支那官憲穀類の買占を斷行す右は物價暴騰のため糧食を維持するためなりとの理由に基づけるも却つて不安を増大せり

十月中旬 哈爾濱に於ては哈大洋暴落し同地支那官憲は之を喰止めんとして當時の特別區行政長官張喚相は金票の流通を禁止す之に對し我總領事抗議の結果禁止は取止めたるも日本人以外の居住人民は官憲の後難を懼れて金票の受取りを拒絶し事實に於て右の禁止は實施せられ邦商に打撃を與ふ

十月廿三日 本溪湖煤鐵公司の従事員六百名一齊にストライキを計畫す

十月廿五日 支那側專照單の効力を制限し貨物の城内搬入に際して銷場稅從價三分の二を徵收したるに反し總領事より不當課稅として抗議す

十月三十日 專照單問題に關して各國領事より支那側に抗議を提出す、又日本側は別に同問題の歐米支商と邦商との差別待遇に關して抗議す

十一月三日 二百の馬賊鴨綠江上流長白縣方面を襲ふ

十一月六日 東三省全域に互りて穀類の出境禁止さる、防穀令は明治四十一年及び四十二年日本政府支那政府と交渉の結果、小麥、玉蜀黍、高粱、粟にて安東、大連經由の輸出を承認せしめたが

其際支那は右の諸穀類の輸出多きに過ぎ糧食の缺乏を來す惧れある時は地方長官より隨時實情を査察し一箇月前の豫告を以て一體に輸出することがあるといふ條件を附したるにも不猶豫告を與へず以防穀令をなしたるために邦商の損害は甚大なるものがあつた

十一月七日 營口新市雜穀商に支那人馬賊闖入し電線を切り一千元を強奪した

十一月十日 滿洲馬賊の鐵道沿線並に南滿地方に出沒するもの逐次増加し總數一萬五、六千を算するに至る

十一月二日 長白縣方面の馬賊鐵雷北海等策動鴨綠江上流を荒す

十一月十二日 奉天軍騎兵改編の不滿から馬賊となり仁義軍と稱す

十一月廿一日 東三省の商務聯合會増稅反對をなし銷場稅出產稅輕減を求む

十一月廿五日 奉天軍に動員令下り物情騷然たり

十二月四日 楊宇霆歸奉し奉天票取引に壓迫を加へ邦商の支那人店員を拘禁す總領事より嚴重抗議す

十二月一日 帽兒山の豪家に馬賊襲撃を企て脅迫狀を寄す

十二月十二日 奉天錢鈔業者三十四名は總領事館を訪ね不安狀況を陳情す

十二月十三日 奉天邦商三十餘名打捕ひ交渉署長に會見す

十二月十五日 滿蒙毛織を襲撃せる馬賊團奉天商埠地に再來襲一名射殺一名逮捕さる

十二月二十日 奉天軍募兵員撫順炭礦を荒す、支那兵三十餘名撫順富士見町派出所を襲撃す

十二月廿七日 長春滿洲銀行支店に馬賊闖入し一萬圓強奪す

十二月 洮昂鐵道全通す

〔補遺〕

一、撫順郊外中島右仲の農場は我條約上の權利に基き合法的に商租契約を締結したものであるが支那側は奉海鐵道敷設に際し無償にて本農場を横斷し鐵道を敷き且つ屢々灌溉收穫を妨げ小作日本人を迫害したので我奉天總領事から數次抗議したが反省しなかつた

二、一九二六年（大正十五年）支那側は哈爾濱の市政を露國より奪取するや直ちに吉林省政府の出居に係る哈爾濱電業公司（後に官營電局と改稱）を設立し一九一八年來同地に設立されある北滿電氣の顧客を強制して奪ひ壓迫は次第に露骨化し北滿電氣の電柱擴張をなすを許さず其の營業權否認の態度を示した

六、民國十六年の出來事

一九二七年（昭和二年 民國十六年）——（三民主義革命に就て）——

一月一日 哈爾濱支那官憲は本日より全商取引の大洋建勳行を命じ金票使用の廉にて逮捕さるもの續出す

一月 北京にて楊宇霆、芳澤公使關稅附加稅二分五厘案に關して會見協議をなす

一月四日 北滿の金圓排斥問題に關する日本の抗議は支那側取り合はず哈爾濱商業會議所は全滿商議各機關に援助を求む

一月五日 哈爾濱にて楊卓の暗殺事件發現す郭松齡と聯絡を採りし陰謀暴露せるものと傳へらる

一月六日 三十名の支那兵撫順にて我郵便集配人を袋叩きにする

一月七日 奉天財政廳專照單廢止を正式に公布す

一月九日 專照單ある貨物（邦商毛原洋行マシン機械）城内搬入に際して阻止さる

一月九日 安東縣日本領事館全燒

一月十日 日露森林協定調印完了す

一月十一日 奉天派天津租界の回收を策す

張作霖日貨排斥禁止を訓令す

鴨綠江上流撫松邑内に馬賊八百名來襲し市街を燒き拂ひ掠奪す

一月十四日 峰谷奉天領事專照單制度の廢止に對し奉天當局へ抗議す

一月十六日 奉天派專照單を廢し免重征執照を實施し營口海關にて徵收す

一月十八日 專照單制度の廢止に關して奉天の邦人各機關代表は大いに困惑し政府當路に要求をなす

奉天稅捐局は改めて附屬地外に出づる貨物全部に對し一律に銷場稅を課する旨布告す

一月十九日 吉海鐵道は日本の抗議に顧慮するところなく獨力工事を進むることに申合せ既に其の材料購入布告を發す

一月二十日 邦商の貨物阻止に關し吉田奉天總領事奉天當局に抗議す

一月廿一日 專照單制度問題より發し邦人商國際運送の貨物馬車十五臺城内に搬入せんとして支那官憲より阻止され河野副領事より抗議す

一月廿一日 外務本省よりの訓電にて奉天總領事は專照單問題に關する抗議を莫省長に爲す

一月廿一日 日支通商條約改訂交渉北京外交部にて開かる
一月廿三日 邦商の荷物奉天省城搬入に際して又も阻止さる
呼海鐵道綏化まで開通す

一月廿四日 在奉の各國領事團は專照單廢止を認めず莫省長と會見せるが妥協の不可能なる事判明す

一月廿六日 打通線の一線四十哩竣成す

一月廿七日 營口邦人兩替店丸目善吉方に八人組馬賊來襲一千圓を強奪し去る

一月廿七日 張作霖を大總統に推戴の地拵へとして安國討論會を組織す

二月一日 支那側にては滿洲に關する條約附屬協定第八條に相反し二月一日以降出材の吉林產滿鐵用枕木に對し賣主支那人より木税の半額を不法徵收して不當課税として問題となる莫省長專照單の存續を言明す

二月六日 大正天皇御大葬行はる

二月十四日 滿洲材の課税は安東の死活問題に付安東商業會議所は當局及び各方面に對し陳情す

二月十八日 奉天省長公署にては一月十二日の大總統令に従ひ二月一日より普通品一分五厘奢侈品

の附加税徵收を布告す

二月十九日 張作霖北京にて學生團の手入れを行ふ

二月廿六日 三人組馬賊奉天附屬地内浪速通支那人雜貨店を襲ふ

三月一日 三十數名の匪賊白晝奉天城西新民屯を襲ひ乗合自動車を脅迫して保甲團と交戦す

三月三日 奉天票慘落の爲め長春驛にて賃金借上を要求し荷役苦力三百名のストライキ行はる

三月四日 奉天驛前の支那飯店にて奉天兵狼籍す

三月十二日 撫順大山炭坑にて東北陸軍第一師補充旅團募兵員係十數名、採炭苦力を募兵せんとし我警官之を制止せるに狼籍打撲傷を興ふ

三月十五日 長春にて市原巡查馬賊と交戦殉職す

三月十七日 安東奥地にて馬賊頭目奉天好の部下四十五名掠奪横行す

三月十七日 奉天千代田通にて我巡邏警官支那兵より襲はる

三月中旬 奉天好部下の馬賊團鳳凰縣にて支那兵と約三時間の交戦を爲す

三月廿一日 南方より國民軍の幹部潜入し來り東三省の民衆運動に着手す

三月廿三日 安東海關は專照單の發給を中止す

- 三月卅三日 盛京時報の發賣禁止を販賣人に命ず
- 三月廿四日 奉天派の内訌説傳はり又莫奉天省長に對する行政上の批難の聲漸く高まる
- 三月廿六日 奉天省城戒嚴状態に入る南方便衣隊に對する警官の爲めと傳へらる
- 三月廿七日 奉天の邦人運送店牛島義一方の馬車七臺吉林軍兵士の徴發に遭ふ
- 三月廿七日 張學良 韓麟春和平通電を發す
- 三月中九日 本溪湖附近にて鮮農二十名小作問題に關し支那地主と衝突し支那官憲に拘禁さる
- 四月一日 日支電話聯絡開通さる
- 四月二日 日露森林權會議正式に調印す
- 四月六日 安國軍（奉天派）北京勞農大使館を捜査露支人八十名檢舉さる
- 四月八日 山西閻錫山三民主義に服従するを説く
- 四月十三日 本溪湖炭礦の苦力數百名奉天票暴落の爲め賃銀値上を要求し總罷業す
撫順にても同様原因で労働者の不穩説傳はる
- 四月十六日 滿洲の形勢に鑑み滿洲駐劄第十師團は歸還を中止す
- 四月十八日 南京國民政府の成立宣布さる

- 四月十九日 奉天省城内非公式戒嚴令布かる
- 四月廿二日 營口大石橋間に馬賊横行す
- 四月廿三日 陶家屯に馬賊現はれ鐵道附屬地を襲ふ
- 四月廿五日 滿洲にモラトリウム實施さる（五月十六日迄）
- 五月三日 海吉、打通線敷設準備進み日本側數次の抗議も效なし
- 五月五日 奉天製麻會社にて奉天票暴落による賃銀値上を要求し職工罷業を斷行し惡化する
- 五月六日 海吉、打通の兩鐵道開通し滿鐵線に對する併行線として重要視さる、奉天總領事は再三抗議せるも支那側耳を藉さず、東北交通委員會は三大幹線たる大鐵道の敷設を計畫す、又支那側にて日支鐵道協定に違反し奉海鐵道支線（北山城子より東豐至る）の鐵道を建設し奉天總領事より抗議せるも效なく竣工す
- 五月七日 鐵嶺にて馬車夫、洋車夫のボイコット行はる奉天暴落と物價騰貴に基因す
- 五月七日 第七回全滿商業會議所聯合會大會安東に於て開催さる
- 五月十日 奉天製麻會社の罷業團我警察官と衝突す
- 五月十一日 鴨綠江岸にて鮮人、崔某が六道溝の支那稅官吏より射殺さる我當局嚴重抗議す

五月十四日 馬賊鐵山、黑龍、上山好、老平始の聯合軍三百餘名安圖縣間島一帶の森林地帯に屯し
横行掠奪の報あり

五月十七日 安東築堤の財源とすべき支那側の木税徴収は當業者の苦痛甚だしく採木公司は日支條
約により之を拒絶す

五月十九日 奉天を中心とする各地工場労働運動著しく排外的色彩を帯びて来る

五月廿一日 帝國政府は滿鮮國境支那側臨江縣の帽兒山に領事分館設置するの必要を認め再三支那
側と交渉中央政府より或程度の諒解を得て副領事を同地に差遣したが、同地官民は暴力を以て其
撤退を強要し遂に外交的抗議も一片の空文として取扱はれ未だ解決を見ない

五月廿五日 撫順にて支那巡警我管内に入り警察権を行使せんとして我警察官と衝突す

五月廿五日 孚南軍に占領さる

五月廿七日 安奉線秋木莊に約六十名の馬賊來襲人質六名拉致す

五月廿七日 奉天西北方吳家荒附近に居住の鮮農一行七名支那巡警の爲め暴行せられ奉天總領事館
より警察隊出動警戒す

五月廿七日 奉天東陵附近にて遊覽の邦人支那兵に暴行さる

五月卅一日 東三省當局は問題の二分五厘附加税を六月一日より實施す

六月一日 安奉線林家台に馬賊二十名來襲し人質三名を拉致す

六月二日 東支鐵道督辦于冲漢辭任し呂榮責任命さる

六月四日 鴨綠江上流臨江縣の警察隊六十名の馬賊と交戦して敗北す

奉天にて開催の全滿輸入組合創設協議終る

六月四日 奉天獨立守備隊柳橋溝分遣詰守備兵鐵道線路巡察中四名の支那兵同線路を通行し居る
を發見し一名を逮捕せしに約二十數名の支那兵分遣所に來り守備兵の小數なるを見るや不穩行動
に出でんとしたる爲め本隊より東宮中隊長急行したが附近住民數十名保線工場を包圍し投石亂暴
す

六月 國民革命の勢力北上し張作霖は孫傳芳、張宗昌等を北京に召集して緊急軍事會議を開
く

六月七日 奉天派の形勢不利の報に北京に赴き居たる奉天派官憲の家族續々引揚來る

六月七日 奉天文官屯間にて支那人列車に乗り込み大豆袋を竊取せるを守備兵發見し一名射殺し
三名逮捕す

六月十日 山海關秦皇島一帶に馬賊出沒し人質を拉致百五十萬元の身代金を要求し討伐に向ひたる奉天軍武裝を解除さる

六月十日 張作霖は閻錫山代表に對して北支軍事會議の結果國民政府への態度を表明し青天白日旗を掲げず安國軍を改編せず北京を去らすとの三不腹主義を宣明す

六月十日 駐支日英米佛伊の五國公使は國民政府の勢力北上に關し北京米國公使館に會合して京津地方の警備問題に關し緊急會議を開く

六月十二日 安奉線の馬賊團日に勢力増大し各方面に出沒の報あり

本溪湖にて支那囚人十數名監獄を破りて脱走官憲と銃火を交へ、馬夫四十名脱走す

大連に於て全滿日本大會開催され滿洲問題を討議し政府要路に適切なる解決策を講ぜられんことを望む

六月十二日 全滿日本大會を大連に開く

六月十三日 奉天にて日本人會奉天大會を開催すべく準備す

六月十六日 奉天派將領及び張宗昌、孫傳芳は最高軍事會議を北京に於て開催の結果張作霖を推して中國陸海軍大元帥とす

六月十八日 奉天軍關内出兵の間隙に乘じ東邊に猛威を振ふ馬賊一千餘名東邊一帶を横行し安奉線鶏冠山にも出沒の報に接す

六月十八日 張作霖大元帥に就任す懷仁堂にて就任式を舉ぐ

六月廿日 開原奥地方面に馬賊仁義軍二百餘名現はれ住民恐慌す

六月廿一日 問題の吉海線我抗議に拘らず廿九日起工式を舉ぐ

六月廿五日 張作霖氏自ら稱して孫文の志を繼ぐと云ふ

大元帥府内に軍事處設置さる

六月廿五日 奉天稅捐局二分五厘乃至五分の附加稅徵收を實施す

六月廿六日 全滿日本大會實行委員會奉天に開催末光源三氏を議長に推し滿蒙問題の根本解決を

期せん事を要望す

六月廿七日 安奉線四台子に馬賊團出沒し討伐隊二千餘名(支那側)を組織す

六月廿八日 宣統廢帝は天津張園にて清朝史の編纂を企圖す

六月廿九日 馬賊安奉線廟南に出沒し鳳城縣警備隊出動二時間に互る交戦をなす

六月卅日 奉天軍の募兵員撫順炭坑區内に入り込み苦力を誘拐逮捕さる

- 六月卅日 東方會議にて滿蒙問題の討議行はる
- 七月一日 安東税關にて附加税徴收を開始す
- 七月二日 松花江流域に馬賊横行、頭目天合新安はペトナにて民船を掠奪す
- 七月二日 北京高等審判廳判事何倚は共產黨主義宣傳陰謀事件の審問の爲め逮捕せしボロヂン顧問夫人を免訴釋放し同時に何判事も逃亡す
- 七月三日 大連機械製造所にて貨銀値上問題よりストライキ起る
- 七月五日 奉天西塔大街東洋公司中道畝吉の貨物輸送中支那官憲に阻止され不當課税を受く
- 七月六日 鴨綠江上流の馬賊十九、二十道溝一帯を横行す
- 七月七日 奉天の邦商寺庄洋行の石鹼五百打日本商昌和洋行の自轉車六十臺、税捐局密偵に阻止され馬車夫諸共拉致さる
- 七月七日 哈爾濱にて邦人黒龍江軍の爲め拳銃にて重傷を負はさる
- 七月初旬 奉天官憲の日貨排斥に關し更に日商と取引なる支那商の帳簿を押收して罰金を言渡す
- 七月八日 日本政府山東第二次出兵を決す
- 七月十一日 奉天軍騎兵大尉王惠年奉天驛にて警手を脅かす

- 七月十二日 京奉線方面に馬賊の横行五集團を算し不安募る
- 七月十二日 在奉邦商森本洋行の綿糸布を川上運送店にて輸送に際し奉天官憲之を抑留す
- 七月十四日 長春警察署の櫻井刑事馬賊と格闘して射殺さる
- 七月十四日 鞍山附屬地に強盜闖入支那人を射殺し金品を強奪して逃走す
- 七月十五日 南北兩軍張作霖蔣介石妥協成立の見込立ち各部下諸軍に軍事行動中止命令を發す
- 七月十五日 六月十八日來支那側にて賦課しつゝある附加税に關し營口の日支商人共同にて請願す
- 七月十七日 在奉邦商豐記洋行陶器を馬車にて城内に搬入せんとするに際し奉天官憲之を阻止し暴行を働く
- 七月十八日 北京大元帥府にて張作霖代表楊宇霆と閻錫山代表南桂馨蔣介石代表方本仁の南北兩軍妥協會議開催さる
- 七月十九日 北京政府新聞記者團に對し外蒙駐露代表と勞農露國陸軍委員間に露蒙共同防禦同盟密約成立し露國はトルキスタン地方に陸軍を一萬駐屯し他國の外蒙侵入を防止するを條件となすと發表す
- 七月十九日 奉天木會町の津田省三支那人債務者に貸金催促の時支那巡警共謀の上邦人債權者を逮

捕拘禁す

七月十九日 沙河鎮驛六百米の鐵橋附近にて我守備兵附近工事の苦力の爲め包圍され發砲苦力を射殺す

七月十九日 滿鐵社長に山本条太郎氏副社長に松岡洋右氏任命さる

七月廿二日 松永自轉車店にて城内昌和洋行引渡の自轉車三臺搬入に際し小西邊門にて押收さる

七月廿五日 哈爾濱の下流百支里の地にて三百名の馬賊哈市附近の部落を襲ひ掠奪放火す

七月下旬 民國十六年に入りし以來東邊道方面の一月より六月迄の馬賊被害は夥しき數字を示した次の如し

	出沒件數	延人員
長白	五	一、三五六
臨江	一九	一、五五八
輯安	一二	三二二
寬甸	一四	一九〇
計	五〇	三、三二七

七月廿七日 奉天附近に集團馬賊現はる

七月三十日 奉天省城を始め東三省各地に互りて日貨排斥勢ひ盛んにして支那官憲の日貨搬入阻止

日貨に對する壓迫露骨となり日本商人は左の壓迫を蒙る

- 一、支那官憲の措置は自國民よりの徵稅範圍を越えて日本商民並に日貨に對する壓迫となる
- 二、之が爲め奉天城内居住貿易業者の營業を間接的に阻止し且つ直接多くの不利を與ふ
- 三、支那官憲の日貨壓迫の爲め城内支那人は日本商人よりの購買を見合せ従つて市物取引を拒絶するに至る

四、日本商品を取扱ふ支那商人は支那官憲の壓迫により附屬地に轉任せるも他地に於ける日貨排斥奉天の如くなれば附屬地外取引は税金に禍ひされ取引に影響を來し支那官憲の徵稅の爲め支那商民は日本品を危險視來る

七月三十日 支那官憲の邦貨取引壓迫愈々酷烈となり、稅捐局當局は日本品取引を禁する旨命令、且つ稅捐局員日本貿易商の入口に立番するなど問題を惹起す

七月下旬 臨江縣に我領事分館設置の問題に際し支那側態度を急變し同地の暴民分館を破壊して去る。支那側同問題に際して同地方に我軍定期演習開かれしを排日材料に結びつく

- 八月一日 奉天商業會議所は日貨壓迫に關する會議を行ひ政府へ要請す
- 八月三日 奉天派大元帥會議を開き南北停戰の決議をなす
- 八月六日 支那側にては全省商業聯合會を開催して日貨排斥を協議す
- 八月六日 奉天總領事は日貨壓迫に對して抗議を試みしが支那側は自説を固執して依然形勢緩和されず
- 八月七日 支那側日貨排斥に關して日本商業聯合會を開催す
- 八月九日 支那側日貨排斥の根本策動成り排日貨 排日外交的態度を採り商務總會にて種々の宣傳ビラを撒布し又支那側商人は商取引の中止を爲したり
- 八月十日 日貨排斥の裏面に南方便衣隊の説傳はる
- 八月十一日 排日貨を徹底せしむべく日貨仕入の爲め大阪に在る商人に滿洲へ引揚方を命ず
- 八月十四日 安東方面馬賊討伐隊にして馬賊に投ずるもの多し
- 八月十六日 蔣介石下野を宣言す
- 八月十六日 我公主嶺警察官派出所馬賊團十四五名の爲め包圍されて交戰巡捕殞る奉天總商會排日を高潮し打倒内閣を煽動す

八月十七日 東北陸軍講武學堂教務長朱繼先は奉天派新舊兩派軋轢の犠牲となり張作相、吳俊陞に謀殺さる

八月十八日 奉天藤浪町に馬賊闖入し邦人尾崎竹四を縛し掠奪す

八月十九日 安奉線通遠堡林家台間にて進行中の滿鐵列車に數名の支那兵投石せる爲め我守備隊出動し一時衝突の危機を見安東領事より鳳城縣知事に抗議の結果鳳城縣知事陳謝解決す

八月廿三日 本溪湖煤鐵公司の苦力賃銀値制に對する不服より果然大罷業勃發し工場事務所を襲撃し破壊せるのみならず全市を擧げて暗黒化し工場職工團も之に呼應してストライキの擴大を見、本溪湖守備隊出動して暴徒の鎮壓に當りて負傷者を出し又奉天署も應援警官を派出し檢舉百餘名 檢束二百五十名に達す邦人五名殺傷さる

八月廿五日 本溪湖の罷業事件に關し本溪湖市民の形勢油斷なり難しとして市民大會を開き當路を糾彈す

張作霖大元帥令にて東三省便衣隊嚴戒を通令す

八月廿八日 本溪湖事件に關し日支共同調査行はる

八月廿七日 東支鐵第二十六列車石頭河子ヤブロー一間で馬賊に襲はれ二百名の乗客所持品奪取

さる

一六〇

八月三十日 邦商岡田洋行他地宛送附の貨物を城内より搬出せんとして抑留さる

八月卅一日 支那側愈々奉天にて排日大會を開催すべく決定す

九月二日 陶家屯驛を距る東方地點に二百五十名の馬賊團來襲し日支軍警と交戦す
守備隊より植松大尉以下出動す

打通線工事に關し日本政府之が中止を嚴命す

九月四日 奉天城内にて大排日示威行列行はる商店員女學生團全部を擧げて之に参加し排日ピラ
十三種（打倒田中内閣）の傳單を撒布す

九月五日 奉天城内邦人宅に對し旺んに投石し日本を罵倒す

九月六日 支那側外交後援會を組織し更ニ排日運動の方策を協議す

奉天日本商業會議所日貨壓迫に關して政府當路に陳情す

九月七日 奉天居留民會排日運動に關して緊急役員會を開き政府當路に要請す

奉天附屬地内公學堂に通學の支那人學生排日運動の爲め壓迫を受く

九月七日 奉天の排日事件に對し奉天日本總領事吉田茂嚴重抗議す芳澤公使は張作霖に奉天の排

日事件に關し嚴重取締を嚴談す

九月七日 奉天省海龍縣に數千の馬賊現はれ民衆を襲ひ農民を虐殺人質を拉致し騷擾を極む

九月八日 吉田奉天總領事奉天の排日事件に關して徹底的解決手段を採るの必要を認め帝國政府
の訓電を仰ぐ

九月九日 在北京の張作霖排日中止令を發す奉天省城にて打倒軍閥張作霖の宣傳ピラを撒きしも
のあり

廿餘名の馬賊吉敦沿線大沙河に在る鐵道請負工場を襲ひ日支人を負傷せしむ

九月十日 仲秋節に際して支那劇場にて排日劇を上演し氣勢を擧ぐ

奉天城内小學校に通學の邦人兒童に迫害を加へ始む又郵便夫に妨害を與ふ

九月十日 奉天公會堂にて全滿日本人大會主催の排日問題に關する大演說會開催さる

九月十一日 奉天小西邊門内高橋洋行附近にて（打倒日本帝國主義）と記せる不穩ピラを發見領事
館警察巡查之を抗議せるに支那巡警四名集りて森巡查を袋叩きにする

九月十二日 莫省長排日取締を軍警方面に懇願す

九月十三日 洮南に支那學生による排日示威運動起る

九月十五日 支那側外交後援會排日方策一變し國貨研究會の名により國貨獎勵の方策を以て臨む事となる

九月十六日 安東臨江縣二道溝にて馬賊五十餘名採木作業所を襲撃し官兵死傷す

本溪湖煤鐵公司罷業苦力全部復業す

九月廿三日 奉天西塔之街鮮人料亭に支那兵殺到し亂暴を行ふ

九月廿四日 鐵嶺北五條通派出所勤務巡查立山寛は市内警羅中背後より拳銃で撃たる

九月廿四日 奉天省長莫德惠は奉天排日事件の責任者として辭職す

九月廿六日 蘇家屯附近にて支那官憲我電柱二本を倒す支那官憲の手續を経ざるを理由とす

十月一日 金福鐵道開業す四日開通式舉行、奉天附屬地にて車輛附加税を徵收す

十月二日 滿蒙の鐵道問題に關して日支間の理想に根本の相違あり前途大いに危懼せらる當時の鐵道問題として列擧された事項は左の如し

(一)日清善後協約附屬祕協定第三條(滿鐵回收前にありてはその利益を阻害するが如き本線又は支線の敷設を許さず)との取極めあるに拘らず支那側は大正十一年之を無視して打通線工事に着手す

(二)吉海線西安線を起工再三の奉天總領事の抗議に耳を藉さず東北交通委員會は三大幹線なる大

鐵道の敷設を發表す

(三)滿蒙に於ける鐵道借款吉長六五〇萬圓その他決算延式等問題視さる

十月二日 張作霖閩錫山に對し宣戰布告す

十月三日 張家口陷落奉天軍宣化に退く

十月六日 奉天軍文武官の家族二千名奉天に逃げ歸る奉天城戒嚴的警戒を開始す

十月七日 奉天春田旅館止宿の邦人畫家藤井還小北門外にて寫生中支那官憲拘禁の上食を與へず

總領事から抗議す

十月八日 奉天宮島町邦商藤井洋行の荷馬車七臺大西邊門より小西邊門に至る外城の附近で奉天軍

兵士馬車を奪はんとし付添店員に暴行す

日滿蒙連絡運輸細目協定成る

十月九日 奉天派官憲北京にて邦字新聞(北京新聞)に發行停止を命ず(春晉戰の報道に基因)

十月十二日 大連にて日支洋服職人請負賃値下に對し罷業を斷行す

北滿産豆粕東行増加し大連の脅威となる

十月十三日 山本滿鐵社長北京に於て張作霖楊宇霆と鐵道交渉を行ふ

十月十四日 新民縣東二區老什牛居住鮮人代表二名を小學校に召致して立退を命じ従はざれば嚴罰すと威嚇す

又新民縣興隆街にて支那人鮮人李述尹に退去を迫り家族に暴行す

十月十六日 渾河守備隊分遣所に侵入せる怪支那人射殺さる

奉天地方委員會支那時局に關し附屬地内の警備問題に就き協議す

十月二十日 大榆樹附近に四十名の馬賊現はれ我守備兵と交戦す

十月廿二日 東邊道にて官兵に不満を抱きし自衛結社大刀會輯安縣に成立し一勢力を形成し輯安大刀會と稱する秘密結社を組織す奉天省長雜穀と現大洋の國境輸出を禁止す

十月廿四日 支那側勸業博覽會開催の説起り庵谷奉天商業會議所會頭支那側に赴き總商會と相談の結果支那側にて博覽會開催の際は日本側と共同すと言明す

十月廿四日 蔣介石東京に於て支那の革命に關する發表をなし(軍閥を利用して革命を阻害する勿れ)と日本國民にステートメント發表

十月廿五日 山西軍便衣隊奉天潜入し兵工廠爆破を計畫

十月廿六日 奉天驛にて三十餘名の支那兵(黑龍江軍第十八旅第九營長)軍需品受取に際し邦人の馬車夫を徵發して問題を醸し之が取鎮めに赴きし我警察官に治療三週間を要する負傷せしむ
吳俊陞の列車北京よりの歸途爆彈二ヶ所装置しあるを發見す山西軍の便衣隊の仕業と傳へらる
通遼方面ベスト騒ぎ起り患者五百五十名に達す

十月三十日 吉海鐵道滿鐵線と連絡輸送開始する運びとなる

十月卅一日 三人組の馬賊團奉天附屬地牧野吳服店を襲ひ金品を強奪す

奉天總商會我民家に訴ふる形式にて復々排日を策動す

十一月一日 本溪湖煤鐵公司水源用地は本年十一月一日を以て租用滿期の爲め更めて商租繼續を行はんとせしに拒絶せらる

十一月一日 遼東新報と滿洲日日併合し滿洲日報生る、王永江(前奉天省長)逝く

十一月二日 鐵嶺支那學校十四校の職員罷業を決行し俸給の値上を主張す

十一月初旬 張作霖表面不逞鮮人取締の名義を以て朝鮮人驅逐秘密命令十二ヶ條を發して東三省各省長に嚴達す

十一月九日 在滿鮮人に對する支那の經濟壓迫課稅其の他の惡手段により酷烈を極む鮮人に對する

支那側の課税項目左の八種に及ぶ

(一) 僑居證明費 (二) 門戸捐 (三) 招田契約費 (四) 門牌費 (五) 牛藉費 (六) 牛馬糞稅 (七) 馬稅 (八) 牛馬車稅

尙他に祕密訓令を出して鮮人壓迫を行ふ

十一月九日 鞍山警官派出所に馬賊襲來し警察官應戰す

十一月十一日 鐵嶺稅捐局輸入日本綿糸に増稅の旨を發令す

十一月十一日 奉天實業廳にて西安縣安載河の日支合辦煤礦に對し採掘取消を行はんとす、此の外礦山關係の問題に關して支那官憲は奉天省九礦山の採掘權を日本に許可して置き乍ら大半は實行せず礦山關係の問題として注目されし事項左の如し

- 一、撫順炭礦坑區買收地の否認
- 二、復州粘土購買權の否認
- 三、マダネサイト礦區證書沒收
- 四、大石橋滑石礦區強制回收
- 五、本溪湖石灰礦區強制回收

六、鳳城縣鉛礦權利の取消

七、撫順油頁岩採掘抗議

十一月十三日 吉敦鐵道の延長運動開始さる新民縣老什牛居鮮人に對して家屋を賃貸したる爲め同地支那人家主は罰金を課せられ鮮人居住に妨害す

十一月十六日 專照單問題に關し支那官憲銷場稅落地稅の辦法を設けて之が解決に便せんとす

法庫縣柏家溝にて巡警六名同地居住鮮人八戸三十四名に對し一週間に縣外退去を要求し應ぜざれば捕縛すと示達した

十一月十七日 全滿日本人大會委員會は滿蒙問題に關し政府要路進言を發す

十一月十八日 通化縣にて居住鮮人一同を召喚の上本年内に歸化入籍し衣服家具類も總て支那式に改め支那語を使用すべく之に應ぜざれば明年度借家更新期には放逐すべしと嚴達した

十一月廿二日 通化興京桓仁方面の鮮人大正十四年度來支那官憲不逞鮮人の壓迫で居住者漸減す

十一月廿三日 奉天省長公署は二十三日付各縣に對して在滿鮮人小學校は全部閉鎖せしむべしとの命を發した右は鮮人小學校の存在は陰謀の策源地となるとの理由に基因す

十一月廿四日 八面城巡警局は日本人に對する家屋の貸與を嚴達し且つ無斷貸與せるものは嚴罰に

處す旨示達した

一六八

十一月廿五日 撫順の支那劇場にて支那警察官我巡捕を毆打し拘禁暴行を加ふ

十一月廿六日 奉天小西關の同文商業學生同盟休校を行ふ 教育權回收論の刺戟に基因す

十一月廿八日 全滿の取引所の民營説に反對起り全滿的に官營存續運動行はる

十一月廿八日 撫順にて支那側稅捐局が附屬地支那人にも課稅すると通告し反對を受く

十一月下旬 新民縣公太堡支那警察官車公營子居住の鮮人元泰他三名に立退命す

十一月廿九日 新民方面の支那官憲の對鮮人壓迫激しく鮮人立退行はれ同地の農夫朴幕敬(四〇)

に對して商租の取消を通告し來る

十二月一日 海龍縣第三區區長蘇長春は鮮人の居住を許さざるに付速かに退去すべき旨示達した

十二月初旬 各地鮮人壓迫の事項として列擧されし實例左の如し

(一)輝南縣官憲は居住鮮農に對し本年内に全部土地貸借契約を破棄し退去を命じたり

(二)開原縣柴河溝官憲は省長の命なりとし昭和三年二月迄縣外退去を命す

(三)西安縣の鮮農に對し歸任せざるものは即時退去すべしと命令せり

(四)通化興京桓仁の三縣下にて鮮人に歸化強制を行ふ

(五)新民縣孫家頭鮮人金の料地三天地の來年度料地料金を支那側受取らず

(六)新民縣孫家套居住鮮人の商租契約書奉天實業廳員の爲め沒收さる

(七)新民縣揚家荒鮮人支那人所有地に家屋を建築したるに支那官憲の命にて家屋の取毀し行はる

(八)新民縣古家套の巡警は居住鮮人三名に退去を言渡し鮮人放逐を命す

十二月三日 南方の排日團體、滿洲の排日團體と聯絡行動を執る

十二月初旬 新民縣孫家頭共浦農場にて支那官憲は鮮人の水田耕作禁止の故を以て無斷にて土地を

取り上げらる

十二月四日 吉林省にて朝鮮人に對し強制歸化を命じ歸化せざるものは退去命令を與ふ

十二月四日 文官屯手前にて支那人我電信線を盗み居るを守備兵に發見され抵抗せる爲め射殺さる

十二月初旬 奉天省城の便衣隊支那側高級警察官と氣脈を通じたとの説傳はる、巡警の逃亡續出

し省城警備憂慮さる

爆彈所持の便衣隊六兵奉天兵工廠に潛入したるを發見され銃殺さる

十二月七日 遼陽にて馬車夫百二十餘名、官憲の徵稅に反抗してストライキをなす

十二月八日 八人組の馬賊東亞精米所に入り金品を強奪して我警官隊と交戦す

一六九

十二月九日 日支兵北陵街道にて衝突日本兵附近の兵營を襲ひ支那兵を毆打す

十二月十二日 奉天總領事館鮮人の壓迫真相を聴取の爲め鮮人を召集す

十二月十三日 騎馬馬賊二百名新民方面を荒し廻り人質を拉致す、遼西馬賊聯合團と稱し彰武方面にては奉天軍と衝突す

十二月十三日 鴨綠江上流六道溝にて五百の馬賊討伐隊と激戦して官兵の死傷二十餘名を出す

十二月十三日 奉天綿糸布商不當課税の爲め綿糸布界の打撃著しきを發表す

十二月十四日 安東方面にて土地商租の取締嚴にして鮮支人は之に關する課罰に恐慌す

十二月十四日 北陵街道にて軍服着用の馬賊二名鮮人を道に擁して金品を掠奪す

十二月十四日 奉天派の騎兵出動し新民縣下の馬賊を討伐す

奉天省城にて支那巡警の逃亡續出す奉天稟暴落し給料の安き爲めによる

十二月十四日 鮮人壓迫問題に關して内田奉天領事支那側交渉署を訪ねて嚴重抗議す

十二月十六日 鮮人壓迫問題で邦人大會を催し政府要路に前後處置を促す

十二月十七日 關東長官に木下謙次郎氏任命兒玉前長官退任す

十二月十八日 在奉天の鮮人大會を開催し奉天省長へ請願書を提出す

奉天の馬車夫團結して課税反對を省長公署に陳情す

鮮人代表鮮人壓迫問題に關して支那官憲に質問を行ふ

北滿方面にて鮮人の居留を制限し服裝を改むべきを布告す

十二月十九日 吉林稅捐局吉林に於ける撫順炭に課税して問題となる

十二月二十日 輝南縣白純義にては省長の命と稱し在留邦人四戸十二名に對し三日内に退去を迫る

處あつた

十二月廿一日 鐵嶺新臺子に百數十名の馬賊現はれ附近の部落を掠奪し鐵嶺警察守備隊出動して討伐す

十二月廿二日 鮮人壓迫問題に關する支那官憲よりの回答誠意を缺き奉天總領事は廿二日更に抗議す

十二月廿二日 二百餘名の馬賊團潘陽縣下に現はる附近部落を襲撃して奉天警察廳より討伐隊出動す

臨江縣大栗溝にて日本守備兵演習の際哨兵任務にありし兵士が銃器を携へ支那領土に無斷入境せりとの理由で日本兵を促へ支那官憲暴行せる事實發現す

- 十二月廿二日 皮子窩に馬賊現はれ我巡捕一名射殺又巡查一名重傷す
- 十二月廿三日 東支鐵南部線拘頼昭驛にて馬賊四名乗込みて車掌を殺し乗務員二名に重傷を負はす
- 十二月廿五日 奉天商埠局家屋稅地稅等を一躍三倍に値上げを行ふ
- 鮮人大會代表奉天省長を訪ひ鮮人壓迫取締請願を行ふ
- 十二月廿四日 韓麟春四日夜吳俊陞の宴會から歸宅卒倒し毒殺説起る
- 十二月廿六日 奉天省城附近李石寨に四百名の馬賊現はれ支那官憲脅かさる
- 十二月廿八日 商工會議所法施行規則商工省令公布さる
- 十二月三十日 鎮東縣に四百名の馬賊來襲したる旨奉天省長へ入電來る
- 十二月末 黑河に在住する邦人十三名支那官憲の壓迫始まり窮境に陥り對策に就き協議す

七、民國十七年の時局日誌

一九二八年（昭和三年 民國十七年）——（續三民主義革命に就て）

- 一月四日 馬賊聯合軍通化縣城を襲撃
- 一月五日 大刀會三道溝を襲ふ

- 一月六日 安山守備隊馬賊襲來のため出動す
- 一月六日 楊宇霆を中心とする奉天省長首惱部軍費捻出につき協議す
- 一月七日 奉天票問題にて錢鈔業者二名奉天官憲に射殺さる
- 一月八日 馬賊二千名通化を襲ひ官兵と交戦す、在滿の鮮人代表奉天に參集して鮮人壓迫問題に關して大會を開催すべく奉天に參集各種の問題を論議す
- 一月十日 大刀會帽兒山方面に於て何事か策動の報あり
- 一月十一日 臨江に領事分館の新設を芳澤公使より張作霖に提議す
- 通化事件に關する抗議行はる
- 一月十一日 大刀會奉天派官憲に對抗し通化を襲撃し支那官兵と市街戦を演じ民家の燒失八十戸に達す
- 一月十二日 通化大刀會邦人經營の採木公司を襲撃し鐵砲彈丸を掠奪す
- 一月十二日 山本滿鐵社長大信託會社經營を計畫す
- 一月十三日 通化一帶東邊道方面に組織されたる秘密結社大刀會奉天派官憲の重稅に對抗して暴動を起し形勢注目さる 國境警備隊の出動説傳はる

- 一月十四日 奉天附屬地にて馬賊邦人錢莊 襲撃し五千圓掠奪す
- 一月十五日 大刀會奉天官兵と對抗し勢ひ侮り難く奉天軍官兵之が討伐に惱む、一舉に奉天城を襲撃せんと畫策す
- 一月十六日 長春附屬地にて馬賊來襲邦人慘死す
- 一月 七日 大刀會の跳梁漸く重大視さる反官運動徹底的に行はる
- 一月廿一日 大刀會公民團と命名して檄文を飛ばし奉天派官憲に對抗す、海城附近に馬賊襲來し我守備兵斥候賊を捕虜とす
- 一月廿二日 撫順にて賭博から三百名の苦力暴行を働く
- 一月卅二日 奉天票慘落す
- 二月二日 黑龍江軍の脱走兵鐵道沿線に入込み警戒を嚴にす
- 二月三日 奉天票の暴落から營口東亞煙草會社に突如同盟罷業起る
- 二月九日 吳俊陞軍大刀會の討伐に向ひ慘虐なる討伐をなし反感を醸す
- 二月九日 奉天居留民會行政下に行政の滿鐵移管問題起る
- 二月十四日 東三省交通委員會より北京交通部に申請の奉臨、臨安、吉五の三鐵道敷設許可さる

- 二月十六日 奉天票暴落により奉天城外の商工業者にて閉店或は臨時休業せるもの五千戸に達す
- 二月十七日 奉天居留民會議員會を開き滿鐵移管方につき協議す
- 二月十七日 通遼の支那兵兵變を起して逃走鐵道沿線警戒さる
- 二月廿一日 滿鐵と奉海鐵路の連絡問題起る二年來の懸案に屬す
- 二月廿五日 夜間奉天守備兵支那兵と渾河鐵橋附近にて衝突し交戦の上支那兵二名射殺さる
- 二月廿九日 通化方面の大刀會馬賊と聯絡し通化を襲撃す
- 三月一日 張作霖大元帥軍隊の給料を捻出のため増税を斷行し俸給は現大洋にて支給することとなり戰時特別地租税の賦課を發令す
- 三月初旬 大肛川方面にて大刀會討伐のため集中されたる奉天軍の官兵暴虐を演じ住民の反感を買ふ
- 三月二日 臨江帽兒山領事分館開設交渉進捗し分館主任に遠山副領事起用さる
- 三月三日 東邊の馬賊團長白一帶に集合し頭目寶林、南使、義順、靠山、兩廣、中占、九洲等八百名を算す。

三月初旬 遼西一帶新民錦州方面は奉票の不安定、馬賊横行等にて經濟不況甚しく錦州にて三百

餘の大中小商店中七十餘戸は完全閉店す

三月三日 新民縣西北京奉線黃溪堡に四十餘名の馬賊來襲鐵橋見張の保甲と交戦し保甲長を拉去す

三月五日 東邊道一帶組織されたる秘密結社大刀會漸次勢力擴大して鞍山北山城子等に團體設置を見奉天派はこの形勢を重大視す大刀會奉天派官憲と對峙の態度を呈し齋恩銘之が討伐隊長に任命さる

三月八日 哈爾濱の金圓排斥露骨となる

三月十日 滿鐵と奉海兩鐵道聯絡協定調印を了し十日より實施の筈であつたが奉海鐵路局の組織改編（株式組織なりしを北京交通部は遽かに國有鐵道に編入す）により俄然聯絡實施に一頓挫を來す

三月十一日 新城子附屬地邦人算屋渡邊岩太郎方に馬賊來襲し妻女重傷す

三月十二日 奉天軍の軍費捻出急迫の状態を呈し東三省各省共負擔に堪へず更に奉天省四千萬元、吉林省一千万元、黑龍省一千万元の軍費調達を命じ來る

三月十三日 柳河輝南附近に横行の馬賊團に對して奉天派官憲歸順交渉を開始す

三月十四日 奉天居留民會の滿鐵移管問題に關し協議す

三月十五日 山海關方面に二百名の馬賊横行掠奪す

三月十五日 關東州内にて滿洲報編輯長及記者の一味共產運動を起し私有財産制度の抹殺社會組織の破壊を畫策して檢舉起訴さる

三月十六日 奉天城内の靴工二千三百名賃銀値上を要求して總罷業を行ふ

三月十六日 奉天總領事吉田茂氏轉任し林久治郎氏後任に決定す

三月十六日 支那側の鐵道敷設熱旺んにして琿春總商會は露支民營合辦にて琿春長嶺子間の鐵道敷設計畫を行ふ

三月十九日 北滿方面に於ける支那官憲は哈大洋維持のため特産物に對する壓迫を開始し特産商は打撃甚しく油房の休業續出す

三月二十日 通化の商務會同地に入り込みし東北陸軍第三旅の軍糧強要のため堪へず解散を宣す

三月廿一日 吉林省在住の鮮人約一萬は家族と共に全部支那歸化を決し入籍事務所を設けて歸化手續の願書取纏めを開始す

三月廿一日 奉天省長公署にて奉天票の維持策に關する金融會議開催さる

三月廿三日 奉海鐵路と滿鐵との連絡運輸協定に關する交渉は硬化状態に陥り小日山、宇佐美兩氏は交渉を打切り歸連することとなり奉天總領事館は支那側に抗議す
交渉不成立は奉天派當局が軍費捻出を目的とし自ら破棄せるによる

三月廿四日 營口驛貨物苦力三百名突然貨物係に押寄せ亂暴を働く

三月廿五日 吉林省の鮮人中心となり鮮人の支那歸化委員會を組織す

三月廿六日 營口石炭運搬苦力百名賃銀値下に反對罷業を斷行す

三月廿六日 奉海滿鐵の聯絡に關し支那側不誠意なる態度に出で果然奉海、京奉兩鐵聯絡を行ふに至る奉天總領事館にては右は京奉鐵路延長に關する協約違反として嚴重抗議す

三月廿七日 奉派滿鐵の聯絡頓挫のため奉海線の運貨圓滑を缺き特産商の苦痛甚し

三月廿八日 支那側奉海滿鐵連絡輸送協定を破棄し又借款鐵道たる洮昂線の車輛を奉海線に流用するの不法をなし政府當路抗議

三月廿八日 拘頼昭、石頭城子地方の在住の邦人に對する支那官憲の邦人驅逐事件に關し八木哈爾賓總領事より抗議し漸く緩和を呈し來る

三月廿九日 奉天省城にて鮮支商の取引紛擾起りしに支那兵數千名出動し鮮商を毆打拘禁し城内小

西關派出所二巡查現場に赴きしに包圍され更に我警官二十餘名出動を行つた、總領事館より暴行兵の處罰其他を要求す

三月三十日 通化附近の大刀會討伐のため五道溝六道溝に駐屯中の黑龍江兵六百暴虐を盡し鮮支人大恐慌を來す

三月卅一日 通化八道溝方面の大刀會再起の準備を整へ奉天官憲に對峙の形勢を呈す
車輛流用問題に關して支那側無誠意極まる回答をなす

四月初旬 大刀會愈々再起し山東より老師王大春潛入し來り通化七道溝にて官憲に對峙の運動を開始した、通化商民は官兵の駐屯にて却つて慘苦に遭ひしたため官憲の横暴を鳴らすに至る

四月初旬 滿鐵對吉敦鐵路借款契約による滿鐵支出の鐵道レール代九十萬圓に對し支那側言を托して正式契約を避く

四月二日 芳澤公使洮昂奉滿鐵道問題に關し大元帥府に警戒反省を求む

四月三日 奉海鐵路問題に關して支那側の回答は極めて亂暴にて蜂谷奉天總領事代理は更めて第二回の抗議を發す

四月五日 奉海線聯絡問題を機として日支關係の懸案五百餘に達せるを擧げて此の際之が解決を